

平成18年3月6日(月曜日)

出席議員(40名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

欠席議員(1名)

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
監理課長補佐	田 中 栄 一	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第1号）

平成18年3月6日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案一括上程 議案第3号～議案第39号、請願第1号
（提案理由説明）

午前10時00分 開会

開会・開議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は40人であります。

平成18年第2回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（作間七郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番 古玉栄治君、18番 上見健一君を指名いたします。

会期の決定

議長（作間七郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの15日間と決定をいたしました。

議案の上程

議長（作間七郎君） 日程第3 議案一括上程

議案第3号 中能登町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第4号 中能登町国民保護協議会条例の制定について

議案第5号 中能登町ケーブルテレビ事業特別会計条例の制定について

議案第6号 中能登町福祉等基金条例の制定について

議案第7号 中能登町合併まちづくり基金条例の制定について

議案第8号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議案第9号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町まなびや館条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第19号 中能登町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

議案第20号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について

議案第21号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第22号 中能登町農業研修施設条例の一部を改正する条例について

議案第23号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第24号 平成17年度中能登町老人保健

特別会計補正予算

議案第25号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第26号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第27号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第28号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算

議案第30号 平成18年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第31号 平成18年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第33号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第34号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第35号 平成18年度中能登町水道事業会計予算

議案第36号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更について

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第38号 町道の路線認定について

議案第39号 町道の一部廃止について

請願第1号 地籍調査の促進に関する請願以上、議案37件、請願1件を一括して議題といたします。

町長より議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日ここに、平成18年第2回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まこと

にありがとうございます。

皆様ご承知のように、昨年3月1日に中能登町が誕生してからはや1年が経過いたしました。この間、町民の皆様、議会議員の皆様、並びに関係する皆様方の温かいご支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年10月に実施されました国勢調査の速報値が昨年12月末に発表をされました。その結果、当町の人口は1万8,955人で、ここ5年間で1%減という数値が報告されました。

能登地区の他市町は3%から8%近く人口が減少している中、ほぼ横ばいの推移であり、とても喜ばしく思っております。これも少子化対策等の各種施策による住みよいまちづくりを実感していただいた結果でないかと思っております。

これからもこの中能登町で生き生きとした生活を送れる町、本当に住んでよかったと思える町となるよう、今年度新たにケーブルテレビ施設整備を初めとした一体感の醸成を図る各種事業を今議会において提案申し上げますので、議員各位におかれましては慎重審議くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号 中能登町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、県や町が必要な条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 中能登町国民保護協議会条例の制定についてであります。この条例も、さきの議案に関連して組織運営に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第5号 中能登町ケーブルテレビ事業特別会計条例の制定についてであります。中能登町ケーブルテレビ事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、特別会計を設置

するものであります。

次に、議案第6号 中能登町福祉等基金条例の制定についてであります。この条例は、町民の皆様方からの寄附金を基金に積み立て、高齢者保健福祉等の増進を図ることを目的に基金を創設するものであります。

次に、議案第7号 中能登町合併まちづくり基金条例の制定についてであります。この条例は、合併後の町民の一体感の醸成と地域振興に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を創設するものであります。

次に、議案第8号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。この条例は、障害者自立支援法の規定により、町が設置する障害者区分認定審査会の委員の定数を5名と定めるものであります。

次に、議案第9号 中能登町課制条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、在宅介護支援センター並びに居宅介護支援事業所を廃止し、地域包括支援センターを新設することに伴い、事務分掌の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、人事院勧告に基づき給与水準を全体として平均4.8%引き下げる等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号から議案第17号につきましては、中能登町公民館条例、中能登町生涯学習センター条例、中能登町ふるさと創修館条例、中能登町カルチャーセンター条例、中能登町立図書館条例、中能登町まなびや館条例、中能登町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、施設の管理や利用に係る基本事項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、勵志館管理棟となっている建物を町公民館とするとともに、新たに旧金丸小学校体育館を金丸体育館として体育施設に加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 中能登町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、字句の調整を図るために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、健康ハウス憩の運営管理の中で宿泊施設としての項目を削除するものであります。

次に、議案第21号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険料の基準保険料を年額5万1,600円とし、所得段階別の区分を6段階に改める等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 中能登町農業研修施設条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、農村総合整備事業で建設をしました一青ふれあい館と、住みやすい中山間地域づくり事業で建設をしましたかねまる交流館の2施設について、名称及び位置を追加するものであります。

次に、議案第23号から議案第28号までの平成17年度補正予算に関する議案につきましてご説明をいたします。

まず、議案第23号 平成17年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億6,265万円とするものであります。

次に、議案第24号 平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,011万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,344万4,000円とするものであ

ります。

次に、議案第25号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,887万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,859万6,000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,057万6,000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,065万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,110万円とするものであります。

次に、議案第28号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算は、収益的収入及び支出でそれぞれ2,070万円を追加し、収入支出それぞれ3億8,461万9,000円に、また資本的収入では622万8,000円を減額し2億9,750万9,000円に、資本的支出では1,300万円減額し4億4,015万3,000円とするものであります。

それでは、次に平成18年度予算に関する議案についてであります。国の平成18年度予算は、国債発行額を平成13年度予算以来5年ぶりに30兆円を下回る水準を達成し、過去最大の減額幅となるものの、それでもなお国債残高は前年度比で増加する見込みであります。

小泉内閣が推し進めている改革続行内閣にふさわしい予算編成となっており、医療制度改革、三位一体改革、特別会計改革、総人件費改革を前面に予算配分の重点化、すなわちあらゆる分野にわたり歳出を見直した上で重要施策に対し重点配分を行い、主要な経費の対前年度の伸び率は科学技術と社会保障を除きマイナスに抑制をされています。

また、予算の質の向上を図るため、予算におけるマネジメントサイクル、PLAN（編成）、DO（執行）、CHECK（評価、検証）、ACTION（反映）を確立し、予算がどのように使われ、どのような成果を上げたかを評価、検証し、改めて各経費の積算内訳まで踏み込んだ見直しを行い、その成果を反映させるとしております。

このような国の政策のもと、私は最小コストで最大効果を求める基本的な姿勢を堅持して、生活基盤と社会基盤の確立あるいは町民へのサービス向上を図るため、変革の時代に対応したスピーディかつ柔軟な行政経営を目指してまいり所存であります。

改革は、改革自体が目的ではなく、目的達成の出発点であることを肝に銘じ、不退転の決意をもって取り組む所存でございます。

それでは、平成18年度予算に関する主な施策についてご説明をいたします。

まず第1点目は、中能登町の新町重点施策としてケーブルテレビ施設整備を図るため、ケーブルテレビ事業特別会計を新たに創設し17億8,520万円を計上いたしました。

内容といたしましては、中能登町鹿島庁舎をセンター局として町内全域にケーブルテレビ網を新規に整備し、平成17年度の地域インターネット基盤整備事業で構築したシステムによる行政情報のほか、自主放送番組、地上波及び衛星放送等のテレビ番組を町民に提供するほか、各戸に音声告知端末を設置するものであり、財源は国庫補助金と合併特例債、企業債を充当いたします。

第2点目は、中能登町民の一体感の醸成と地域の振興に要する経費の財源に充てるため基金総額16億5,250万円の中能登町合併まちづくり基金を創設するものであります。この財源として合併特例債15億6,980万円を充当いたします。

第3点目は、介護保険特別会計において保険料の改正時期に当たり、2月14日に介護保

険事業計画等策定委員会の答申を受け、平成18年度から20年度までの3年間の介護保険基準の保険料を現行の月額3,300円を4,300円とするものであります。また、高齢者の状況やその変化に応じて介護サービスを中心としたさまざまな支援体制をトータル的に提供することを目的に、介護予防を重点とした地域包括支援センターを創設いたします。

それでは、順次議案についてご説明をいたします。

まず、議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,430万円とするものであります。

次に、議案第30号 平成18年度中能登町老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億904万3,000円とするものであります。

次に、議案第31号 平成18年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,711万2,000円とするものであります。

次に、議案第32号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,182万5,000円とするものであります。

次に、議案第33号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,671万9,000円とするものであります。

次に、議案第34号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,520万円とするものであります。

次に、議案第35号 平成18年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出でそれぞれ3億8,697万5,000円に、また資本的収入で2億6,486万9,000円、資本的支出で3億8,495万8,000円とするものであります。

以上が、今回提出いたしました予算の主な内容であります。

次に、議案第36号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更についてであります。この規約の変更につきましては、七尾鹿島広域圏事務組合としても能登空港の利用促進に取り組むため、所要の規約変更をするものであります。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。本町の瀬戸地区及び花見月地区は辺地法に基づく辺地地域に指定されており、両地区を対象に策定されていた総合整備計画の計画期間が本年度で終了するため、新たに今後5年間の計画を策定するものであります。

次に、議案第38号 町道の路線認定についてであります。本町の末坂地区にある道路延長240メートルを新たに町道として認定するものであります。

最後に、議案第39号 町道の一部廃止についてであります。徳前地内の開発行為に伴い、町道の一部を廃止するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由説明が終わりました。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時29分 散会

平成18年3月7日(火曜日)

出席議員(38名)

1番	島田正利	議員	23番	奥本吉和	議員
2番	諏訪良一	議員	24番	八尾孝雄	議員
3番	谷口英夫	議員	25番	岡野武夫	議員
4番	堀江健爾	議員	26番	若狭明彦	議員
5番	宮下為幸	議員	27番	岩井礼二	議員
6番	平岡志朗	議員	28番	西村秀博	議員
7番	定塚勅男	議員	29番	坂井幸雄	議員
8番	吉本幹男	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
15番	古玉栄治	議員	35番	木村武司	議員
16番	武田純一	議員	36番	田中治夫	議員
17番	河上信男	議員	37番	作間七郎	議員
18番	上見健一	議員	38番	杉本平治	議員
20番	水野外二	議員	39番	清水昭	議員
21番	山森功	議員	40番	合田喜信	議員
22番	宮本空伸	議員	41番	五十嵐三朗	議員

欠席議員(3名)

9番	亀野富二夫	議員	19番	伊賀昭治	議員
14番	藤本一義	議員			

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
教 育 長	水谷内 祝 盛	上下水道課長	藤 井 博 昭
参事兼総務課長	小 山 茂 則	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
財政担当課長	澤 伸 一	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
監理課長補佐	田 中 栄 一	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
商工観光課長	古 澤 清 二	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第2号）

平成18年3月7日 午前10時開議

日程第1 議案質疑
議案第3号～議案第39号

日程第2 常任委員会付託
議案第3号～議案第39号、請願第1号

日程第3 休会決定の件

午前10時02分 開議

開 議

議長（作間七郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は38人であります。本日の会議を開きます。

議案の質疑

議長（作間七郎君） 日程第1 議案質疑
これより、議案第3号から第39号までについて一括して議案の質疑を行います。

通告順に発言を許します。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） おはようございます。

これより3件について質問したいと思えます。

最初に、予算書87ページ、有害鳥獣駆除について。免許取得者の高齢化に伴い、町内で駆除で出役できる人は年々減少しているということを聞いておりますが、駆除隊の確保ができていのでしょうか。また、駆除地の選定や駆除適期をどのように把握されるのかについて伺いたいと思えます。

次に、予算書87ページ、ネギ調整選別施設についてであります。生産拡大と調整選別の均一化を図ることは、市場における評価を高め、厳しい産地間競争に打ち勝っていくためにも不可欠な施設ではありますが、その運用を怠りますと必ずしも所期の目的を達することができないと思えます。これは補助金ではあるんですが、補助金は流したときに事業のスタートであるということを肝に銘じて次に対処していただきたい。

そこで、施設の概要について、栽培面積の拡大計画について、施設の運営についてどのように低コスト化を図るかについてお尋ねします。

次に、予算書103ページです。町道1号線消雪工事についてであります。

消雪のために消雪工事そのものが中断し、本来の稼働が一年越しになるような予算の執行及び工事の発注とならないように努めてほしい。

また、削井を掘って水源を確保するときには、水量が不足して消雪の機能を果たせないようなことにならないよう厳しいチェックをしてほしいということで、適正な予算の執行と工事の発注について、十分な水量の確保についてそれぞれ担当課長に伺いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 諏訪議員の質疑にお答えをいたします。

駆除員の確保についてでございますけれども、現在、七尾鹿島猟友会有害鳥獣駆除隊に委託をして実施しているのが現状でございます。

それと、駆除地域の選定及び適期の把握についてでありますけれども、これは4月の下旬に鳥獣保護員による被害調査を依頼しまして、その調査の結果に基づき駆除時期及び駆除地域を選定しております。駆除時期については田植え後として、駆除地域につきましてはカラス等の巣がある付近及び被害調査にて選定した鳥獣等の活動が頻繁な地域を駆除しております。また、駆除地域の選定に際しましては、民家付近等は危険であるため避けて実施しているのが現状であります。

昨年度というか、平成17年度については、カラス276羽、ドバト5羽、カルガモ4羽の駆除を行っております。

次に、ネギの調整選別施設についての質疑にお答えをいたします。

この施設は、経営規模の拡大、調整選別作業の軽減並びにコストの低減を図るため、既存のネギ出荷場の一部を事業費2億1,500万

円で改良、増設してより効果的な施設整備を行うものでございます。具体的には、既存部分が704平米、増設部分が386平米、計1,090平米の建物になっております。設備については、1日1,500箱、1箱3キログラムのものですけれども、その処理能力を持つネギの調整選別機械を設置するものでございます。

次に、栽培面積の拡大計画についてでございますけれども、現在の栽培面積は、七尾市、中能登町合計で18.3ヘクタール、中能登町については3.2ヘクタールほどの作付を行っております。JA能登わかばでネギ生産者に対してこの計画に対して向こう3年間の意向調査を行ったところ、平成20年には七尾市、中能登町合わせて約31ヘクタール、中能登町の実産者では約10ヘクタールを作付する計画になっております。

次、施設の運営、低コスト化についてでございますけれども、日々の出荷量を調整することや外部委託によって生産者の負担の低減等を図っていくというようなことも聞いておりますし、今後JA能登わかばとその辺も協議していきたいと考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 諏訪議員の質疑にお答えいたします。

町道1号線の消雪工事につきまして、1年後にならないような工事の発注をしてほしいというようなご意見でございました。このご意見につきましては、もっともなことだというふうに受けとめております。

若干ご説明させていただきましても、この事業につきましては国の地方道路整備臨時交付金事業ということで国の認可をもらって、要するに許可をもらって事業を進めております。それで、今年度につきましては、18年度の予定ということで予算計上させていただきましても、これらにつきましても

18年度に入りましたら、その井戸の場所あるいは管の長さ等々につきまして国の方との協議、これは県が窓口になるわけでございますけれども、国との協議を行いまして実際の予算がついてくるわけでございます。そうしたことで予算がつきましたら、消雪の井戸の位置、それは地域の方々にご説明申し上げまして、井戸の場所を選定するわけでございます。

近年、井戸の場所につきましては、県の方でも地下水位の低下に伴いますところの地盤沈下、そういうようなことも報道されておりますので、若干位置等につきましては計画地よりもずれることがございまして、全体的に工事の方がおくれていったというようなことでございます。それで、こういったことがないように全力を挙げて対応していきたいと、そういうふうに考えております。

それと、2番目の十分な水量の確保でございますけれども、これにつきましても井戸を1本掘るわけでございます。どこに掘っても水が出るということではございませんので、あらかじめ予定箇所、先ほどもお話ししましたとおり地域の住民の方々とのコンセンサスを得ながら進めるわけでございますけれども、大体水が揚がる量が毎分1,000リッターと仮定すれば、大体その6割程度を適正な消雪に使える水というふうに受けとめてこちらの方が進めておるわけでございます。井戸を1本掘りますと水の量が決まるわけでございますけれども、それによって配管の延長等も決まってくるわけでございます。

そういったことで、平成15年度から旧の鹿西町で行っております事業につきましては、役場の近くですね。あの近くが一番初め、当初一番の事業でございましたので、そういったノウハウがなかったということで、今雪につきましているんな地域の住民の方々にご迷惑をかけたというふうに考えております。

今年度と来年度につきましては、そういっ

たことのないように適切な水量の確保に努めたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） ネギの調整選別施設につきまして澤課長に再質問したいと思ひます。

1つには、生産者の意向が十分に把握されているのかどうかということです。

2つ目には、設置場所が旧の中島町の鹿島台、農道橋の近くに設置されるということを知っているんですが、そうしますと旧の鹿島町の曾祢の方が果たしてそこへ全量運ばれるのかどうかということの把握ができていますかどうか。立派な施設ができましたも、計画どおりにその機械が稼働しないと、はね返ってくるのがコスト高ということになりかねないかということの心配をしているわけですが、この点のお答えを願ひたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

農林課長（澤 賢造君） 生産者の意向について十分な把握をされているかということでございますけれども、意向は意向調査として今後ますます、ネギのそういう部会もございまして、そういったところで十分な意思疎通を図っていくことを農協の方へまた強く働きかけていきたいと思ひます。

それと、設置場所については現在の中島のそういう集出荷施設を利用するというところで、これは経費的に十分下がるということで選定されておりますし、現在もそこへ皆さん運んで、そこから出荷をしているというような現状がございまして、その面からもコスト面からも考えて、今のところが十分、一番いいような施設ではないかということをお願ひしております。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） まだまだ細かい面で

詰めていかなければならないところが相当あるように私思ふんです。そういうことで、これからが仕事であるということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わりたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 次に、16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は、公民館条例等の改正に関しましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

昨年9月の一般質問の中で、公民館、図書館等について質問いたしております。その結果、多分改正されたんじゃないかなというふうに理解をしております。何点かにわたって質問をいたします。

公民館の館長の職務権限については、これは改正後でも改正をされておられません。

2番目に、公民館の位置ですけれども、鹿西公民館、これが前は飛翔の方であったのが旧のところへ帰ってくる、戻ってくるということです。

それから、公民館館長に関しましては、前の条例では1人になっております。その制限がなくなっております。しかしながら、予算書を見ますと90万円の予算しかございませぬ。旧の3町るときには鳥屋の方は教育長が兼務をしております。鹿島と鹿西の方は非常勤でそれぞれ90万円の予算でありました。この90万円で果たして公民館の館長の報酬がいいのかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

それから、公民館の性格、これに関しましては9月のときも申し述べておりますが、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の醇化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

それで、90万円の予算の中で公民館館長はどこで常駐するのでしょうか。現在は飛翔の方においでるそうですけれども、特に鳥屋の方、それから鹿西の公民館、これは独立した建物です。それをどのようにお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

それから、この条例によりまして生涯学習センターの方、こちらの方に今まで記載してありました施設の方、これは公民館条例の方に掲載されております。そうしましたら、この公民館条例に伴いまして生涯学習センターの方、これも当然改正すべきではなかるうかなど。残りますのはコンコース、それからもう一つ検診センターの方、それと一番大きなホール、これだけが生涯学習センターの方の管轄になると。あとの方はすべて公民館の方に記載されている。当然、このときに改正されたときに条例の方も別表1です。これも訂正されなければならない。それがされておられません。

それから、今回の改正によりまして創修館条例の5条、それからカルチャーセンターの17条、館長、施設長、それぞれこれが削除されております。このあたりがどうなるのか、まず最初にお尋ねをいたします。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長
〔生涯学習課長（服部顕了君）登壇〕

生涯学習課長（服部顕了君） まず、90万円の予算でいいのかということについてでございますが、18年度、公民館長につきましてはお1人ということで事業を進めさせていただきたいなと思っております。

それから、公民館長がどこにいるのかということになりますが、当然、公民館ということで、鹿西庁舎が教育と福祉の分野といたしますか、そこが本拠地となりますので、鹿西公民館に常駐していただき、鹿島公民館、鳥屋公民館、週に回っていただく。そういう体制をとりたいたいと思っております。

それから、生涯学習センターのコンコー

ス、ホール等というご指摘でございますが、鹿島公民館の方はラピア鹿島という複合施設の中に鹿島公民館という位置づけをしております。なおかつ、その中で鹿島公民館としての部屋も位置づけしておりますので、ここではその部分を再掲といいますが、鹿島公民館を見てもわかる、ラピア鹿島を見てもわかるように公民館部分を再掲してありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、創修館、カルチャー等の施設長といいますが、それにつきましては教育委員会教育長が施設管理の権限といいますが、その任に当たることとなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 今の課長の答弁によりますと、ラピアの方に条例に定めてあるのを公民館規則の方にただ掲出ただけだということお答えでなかったかなと思います。そういうことが適当かどうか。私は、少なくとも公民館の方に場所も人員もすべて記入してあると。そうすれば、生涯学習センターの方からは除かれるのが当然であるというふうな理解をしております。

これを町長にお尋ねするんですけども、条例は議会の方の承認がなければなりませんけれども、関連する規則の方ですね、これは町長の方で定めることができます。そうしましたら、現在、今提出されております条例に伴いまして、当然、規則の方も改正をされなければならないのではないかなというふうな思います。規則の方には公民館館長も出てきます。当然これは改正すべきことだと。これはいつごろ改正される予定なのか、お答えを願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 公民館長に関しましては、教育委員会の任命でありまして、まず

それには教育委員会の告示が必要であります。そういう中で、昨年、教育委員会から今の館長を指名していただいたわけでありまして、1年間いろんな面で見えてまいりまして、まだ長短いろんなところがあります。そういう途中ということでありまして、できるだけ早く、今武田議員の言われるような館長にも、また皆さんにも生きがいを持って、そして職務を全うしていただくような、そんな体制をつくってまいりたいと、そう思っております。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 私は、条例が改正されれば、その条例だけでなしに波及する条例があるはずで、そこまできちっと精査をして、それから条例の改正に取りかかるべきだなというふうに思います。残念ながら、私の思いだけかもしれませんが、条例は改正されたんですけれども、それに附帯する方の精査というか、それが欠けていたように思われてなりません。

今後、条例を改正されるときには、当然、それに伴いまして出てくる改正事項、こちらの方も手抜かりのないようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告順に従いまして質疑を行いたいと思います。

5点にわたって通告をしてあるわけですが、体調の都合でょうは、この3点について質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まずでございますけれども、平成16年度決算審査特別委員会による指摘、意見、要望等による平成18年度当初予算について反映さ

れた主な点についてということでありましてけれども、決算認定の最も重要な意義は行政効果の客観的な判断と今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編成や行政執行に生かされるように努力をすべきものであるということは御承知のとおりだと思います。

そこで、審査過程の数多くの委員各位から、たしか215問ですか質問が出ていたわけですがけれども、執行部はその真意を真摯に受けとめて、厳しい財政状況のもとではありますけれども、それぞれ改善、検討、努力、整理をされ、平成18年度の新規予算編成に当たっていただきたいということを実は強く求めていたわけでありまして。

したがいまして、平成18年度の当初予算において、これらのことが具体的にどのように反映をされたのか。まずこの点についてご質問をいたします。

次に、でございますけれども、これも決算審査の質疑の中で質問があったわけですがけれども、鳥屋町の平成16年度水道事業報告によりますと、総有収水量、これは前年対比で12.04%の減、したがいまして有収水量は75.10%、前年度は88.13%というふうになっているわけですがけれども、この面についても各委員が非常にどうしてこういう結果になっているのだろうかというふうなことであったわけですがけれども、その原因等については調査をするというふうな答弁があったように思われるわけでありまして。したがいまして、この有収水量の大幅な減について、その理由と、そしてまたその後の対応について答弁を願いたいと思います。

次に、ということになっておりますけれども、旧鹿西町に主として設置をされている太陽光発電及び風力発電における現状と経費節減のデータが現在調査中であるというふうな答弁であったというふうに私は理解をしているわけでありまして。したがいまして、その分

析結果が出たのかどうか。

なお、県営ではありますけれども、碁石ヶ峰に設置をしてある風力発電、これはこれまでに2回か3回雷のために破損をして修理をし、現在は稼働はしているわけですが、この碁石ヶ峰の風力発電の現状と今後の見通しと言えればいか。あそこは非常に風当たりが強いわけですが、旧鹿島町の議会においては、1基だけではなしに2基、3基と増設をする必要があるのではないかと、うふうな意見もまま出されたわけでありませう。そういう点をも含めて答弁を願いたいと思います。

以上、3点について質問いたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） 私の方では、平成18年度当初予算についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成18年度において16年度決算審査特別委員会の指摘事項をどういうふうに反映させたかというご質問であったと思います。16年度といえますと、各町、旧町が合併に向けての最後の年であったと思います。そこで、予算規模におきましても相当大きな規模で最後の合併に向けての事業がとり行われていたと思います。そういう中でいろいろな、その決算においていろいろなご指摘を受けましたということ。それからまた、18年度に対しては、17年度今現在まで来ているわけですが、そういうことも踏まえ、16年度のご指摘と17年度を踏まえて18年度に予算計上させていただきます。よろしくお願いいたしますわけでありませう。

その中では、具体的にということでは申しあげますと、まず庁舎管理等。極端な差は、例えば清掃の回数とか委託する内容的なこと、それからまた、その委託先につきましても、いろいろな面で食い違いといえますか差がございました。そういうものについての統一化ということではまず統一を

図ってきたということ。

それから、消耗品的なものにつきましても、庁舎が3つ今現在あるわけですので、その使用するところによっては事業化等においては金額的にも大きくなる。そういうものについても予算計上はするけれども、庁舎間平等な使用、適正な使用量、そういうものも吟味しながら予算計上させていただいたのが現実かと思ひます。

それから、いろいろあるわけなんです、具体的にと言われますとちょっとあれなんです、その中で経常経費の節減等が一番主なものだと思います。例えて言いますならば、町長交際費の削減、または議長においても交際費の削減、それから今ほど申しました庁舎管理等いろいろな面での施設管理の統一化を図ることによっての減。そういうのが約1,000万円ぐらいの金額で出てきているのが私の方で把握している数字的なものでございませう。

そういうことで、今後、執行段階においても気のつき次第訂正するものは訂正し、執行減につながるような予算計上はさせていただきますが、執行に当たっては十分注意した対応をとっていきたい。このように思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長

〔上下水道課長（藤井博昭君）登壇〕

上下水道課長（藤井博昭君） 平成16年度の鳥屋町の水道事業における有収率の75%となっている、その原因と対応についての質疑でございます。

私どもも旧鳥屋町の水道、16年度の事業ということで調査をさせていただきました。そういう中で、原因につきましては工事による洗管及び配水計器の誤作動が原因だったと聞いております。

そういう中で、平成17年の1月に配水計器の修理を行いました。その結果、参考であります平成18年の1月末現在の有収率が

88.4%となっております。そういうことで、計器が今現在は正常に動いている。ちなみに15年度の有収率につきましては88.1%でありましたので、これで計器が直ったのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

旧鹿西町に設置してある太陽光発電及び風力発電における現状と経費節減のデータが調査中とのことであったが、分析結果についてということでございます。1点目ですけれども。

分析結果については、まだ実際比較検討はしておりませんが、データについては出ておりますので報告させていただきます。

旧鹿西町では、ご存じのとおり太陽光発電及び風力発電施設は全部で5カ所あります。そのうち発電状況等データ収集装置をつけてある箇所が風力発電並びに太陽光発電にそれぞれ1カ所ございます。

まず、健康ハウス憩に設置してあります計画出力3.5キロワットの太陽光発電設備のデータでございますけれども、平成16年11月から平成17年11月、1年間でございますが、総発電量では3,640キロワットアワーとなっており、当初予想しておりました発電量より約350キロアワー上回っております。天候がよかったというか、太陽光ですので太陽が出ている時間が長かったというようなことでございます。

次に、風力発電施設では鹿西中学校の駐車場に設置してあります濃縮風能型風力発電、計画出力は200ワットということで、規模は小さいものでありますけれども、1年間のデータを見ますと計画発電できるような安定した風量が得られなかったという結果でございます。

そこで、規模が小さいということもありまして、中学校の駐車場の夜間照明1灯の電力を賄う程度しか発電ができなかったというのが現状でございます。

また、いずれも5カ所の施設、町民や来場者に対する新エネルギーの普及啓発に役立てるものと考えております。そのようにご理解をお願いいたします。

また、2点目の碁石ヶ峰に設置してある風力発電についての現状と問題点ということでございますが、議員の方からもありましたように、これは石川県碁石ヶ峰風力発電所ということで石川県の施設であります。平成11年8月に石川県と新エネルギー産業技術総合開発機構が共同で風力発電の実用化に向けた実証施設として建設されたものであると聞いております。

現在、県の企業局が運営しているものであります。その施設で発電された電力は北陸電力へ売電するというようになっておりますが、議員からもありましたように、落雷やまた強風によりたびたび運転を停止しているというのが現状でございます。

さらに聞きますと、昨年安定した発電をするための十分な風力を得られず、目標収入を下回ってしまったということでございます。県議会にも報告されているようでございます。

また、県では碁石ヶ峰のほか輪島市にも旧門前町でございますけれども、風力発電施設を建設しております。これら発電中の2基は、もともとクリーンエネルギーのモデル的誘発事業として設けたものということで報告を受けております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ありがとうございます。

それでは、再質問をいたします。

予算書の中身、対前年比、そしてまた概略

の説明なんかを聞いた中でも、結構いろんな面で努力をされているというふうなことはわかっているわけですけれども、今、小山総務課長の答弁があったわけですけれども、それでは次の何点かにわたってひとつ現状と考え方、そして今年度はこの問題について極力実施をしようというふうな内容について質問をしますので、答弁を願いたいと思います。

まず1つは、男女共同参画社会基本法が制定されたわけでありましてけれども、町の幹部職員に女子職員を積極的に登用し、女性の地位の向上を図るという問題はどうか。

さらに、勸奨退職年齢の男女間の差別をなくしてほしいというようなことを強く求めているわけですけれども、この点と、さらに昨年、3月末、4月から新年度になるわけですけれども、退職問題でいろんな問題があった。これは当局は嫌ほどわかっているだろうと思うんですけれども、そういう点からいつて今年度はどうなのか。

次は、郷土資料の文化財の散逸、これを防止するというふうなことで、その保存計画。そのためには既設の遊休施設等の利用なんかについては検討がなされ、あるいは方向づけが行われているのかどうか。

次は、道路占有料の徴収条例ですね。これはどういうふうになっているのか。

そしてまた、合併にふさわしい施設の相互活用ともいいたいでしょうか、こういう点については今年度具体的にどの分野でなされようとしているのか。

以上の点についてお答えを願いたいと思います。

次に、鳥屋町の水道事業の有収水量の激減、これについては今ほど藤井課長の方から答弁がありましたので、理解ができましたので、できるだけ。それでも旧鹿島の有収水量とはまた相当の格差があるように思うんです。したがって、十分な今後の措置を、

さらに原因を追求し措置をとっていただきたいということを強く求めたいと思います。

なお、発電の問題なんですけれども、これもまだデータがそろっていないというふうな答弁もあったわけですので、ひとつできるだけ資料を早く求めて、そしてさらに下回っている点については、これはやっぱり速やかに改善をするような工夫をひとつやっていただきたいということを一応要望しておきたいと思います。

以上の問題についてご答弁を願います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員からの女子の幹部職員の登用についてでありますけれども、いろんな優秀な方々と話をしながら、できるだけこれからは進めていきたいと、そう思っております。

話をしている中で、私ら嫌やわという方もおいですることも事実であります。そういう中で、全般的にこれから進める方向でまいりたいと、そう思っております。

あとは担当課長から説明いたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

勸奨年齢の男女格差ということでご質問があったわけですが、勸奨年齢につきましては、あくまでも45歳以上を対象ということで男女の差はございません。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 桜井文化財担当課長

〔文化財担当課長（桜井憲弘君）登壇〕

文化財担当課長（桜井憲弘君） お答えをさせていただきます。

当町には、ご承知のようにたくさんの貴重な古墳を初めとする文化財がございます。県内外に誇る大変重要な文化財集中地域だと思っております。

町民の皆さんにこのような町の歴史や文化財に誇りを持っていただきまして、ふるさとを共有し愛する心をはぐくむための郷土資料の発掘、収集は大変これから大事な課題だと考えております。

町には現在、鳥屋地区の曳山民俗資料、それから歴史を紹介するふるさと創修館、それから雨の宮古墳群を紹介する能登王墓の館、それから石動山の文化、文化財を紹介する石動山資料館、特色ある資料館がございます。また、古文書等の歴史史料を収蔵する学思館もございます。

そういうことで、今後はそれぞれの持つ特色と機能を生かしましたやはり総合的な資料館構想を策定する必要があるのではないかなと思っておりますので、そうしたことを長期計画の中でまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 五十嵐議員の道路占用条例の徴収条例を出さないかという点でございますけれども、この点につきましては、先般の杉本議員の一般質問の中にもあったかと思っております。

私どもの方におきましては、ただいま事務の方で手続といたしますが、いろんな資料を集めて金額等の調整を図っておりますので、いましばらく時間をいただきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

施設の総合活用ということでご質問があったと思っております。

その件につきましては、今、私どもといたしましては、内容的にどういう点が総合的に活用できるのか、それからどういう点を一本

化すればその対応がとれるのかということももう少し時間をかけてその対応を考慮させていただきたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ありがとうございます。

1つは、今の勸奨退職年齢ですね。これは私の言い違いで、要するに男子だったら59歳、それから女性の場合には53歳ですか54歳ですか。要するにその辺の問題をどうということなのかということをお聞きしているの、この点について正確にお答えを願いたいと思っております。

次は、郷土資料館。今、桜井課長がいろいろと説明、答弁をされたわけですが、私の一番心配しているのは、現在保管してあるものもさることながら、まだ非常に町内に貴重な文化財が各家庭に散逸しているわけですから。そういうものが日のたつごとにその家庭の事情とかいろんなことによってなくなっていく。これはやっぱり非常に痛ましいことだというふうに私は考えているんです。

だから、鹿島町の旧の議会では、私ですね、この町としてそういう施設をつくり、そして町が各個人から借用して、借用書を出して、そして保管をするというふうな方法もあるのではないかとことを申ししていたことがあるんですけれども、現在、町が保存をしているものと同時に、散逸を防止するための措置を今からやっぱり大事にして、そして散逸を防ぐということ強く求めておきたいと思っております。こういう点についても、再度答弁をしていただきたいと思っております。

なお、道路占有徴収条例についても、これはやはり財源の確保の一環になるわけですから、こういうものはできるだけ結論を早く出して、ひとつ対応していただきたいということです。

あと、施設の総合活用。もちろんまだ学校

の統合等いろんな問題もありますので、私の言うのも若干無理な面もあるかもしれませんが、ひとつぜひそういう総合活用を具体化していただきたいということを強く求めておきたいと思います。

以上の問題について答弁を願います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

あくまでも退職年齢は60歳でございます。あとは本人の意思による自主的な退職ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 桜井文化財担当課長
文化財担当課長（桜井憲弘君） 文化財の、特に五十嵐議員、民俗資料の収集保管についてこれまでも指摘されておいでました。そうした文化財につきましては、これまで旧町ごとに、もちろん当然でございますが収集整理し、既存の施設で保管をしまいいりました。今後ともそうした文化財の散逸を防ぐために、新たな収集と、それから中能登町としての一体的な整備保管に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君
41番（五十嵐三朗君） どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時21分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 甲部昭夫君

〔11番（甲部昭夫君）登壇〕

11番（甲部昭夫君） 質疑について、私、

一つだけ質問をしたいと思います。

健康ハウス憩というのは鹿西町の議員の皆さんは十分ご承知なことでありまして、旧鹿西時代に建設をされた場所でございます。有効に現在まで利用されているということを知り、そのときの議員としてうれしく思っている次第でございますが、今回、議案第20号について、健康ハウス憩の運営管理の中で宿泊施設としての項目を削除するということが書いてありますが、この件に関しまして、どういう経緯で削除するのかということを一言お聞きしたいと思います。担当課長にご説明をお願いします。

以上です。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長
〔福祉課長（大村義一君）登壇〕
福祉課長（大村義一君） 甲部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、健康ハウス運営の中で削除させていただきましては、別表第3等におけます宿泊料金を削除させていただくものでありまして、宿泊料金を徴収するということは県の許可を得なければ料金を徴収することができないということになっておりますので、今回、削除させていただくものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君
11番（甲部昭夫君） ただいまの課長の答弁でわかりました。これから、現在も本当にいいように利用いただいておりますし、またスポーツ関係の方々も使っていただくということで非常にいいことだと思いますので、そういう辺を考慮していただき、有効利用にこれから邁進していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） それでは、通告に従

いまして質問をさせていただきます。

質問書は多く出ておりますが、内容的にはそう難しいものではないのでございまして、休憩時間に議員の各位から「余り長くしてもったらどんならんがいや」と、そういう声もありますが、私思うんです。今回の議会と、現在の41人の議員さんの任期というのはあと6月の議会、2回だと思っんです。そういう中での質問でございまして、そういう意味合いにとつていただきまして、長くなったらひとつご勘弁のほどをよろしく願いをいたします。

それでは、歳入の項から入りたいと思っます。ページ数の14ページでございまして。

地方特例交付金の今後の推移について。昨年度から見れば半額になっているわけでございますが、今後はどのように推移していくのか。

2番目といたしまして、地方交付税は平成18年度は前年度に比へまして6%の減を見込んでいますのでありますが、今後もこれらはどうようになっていくのか。

3番目といたしまして、県の支出金は今回は県財政を考えたら、これも減額は大きくなると考えておりましたが、これらの減額が相対的に中能登町の今後の事業計画に県補助金という支出金が削減された場合、どのようになってくるのか。特に私は、県の独自の補助体制の中で福祉の施策について支障を来さないのかどうか、これらについて担当課の方から説明を求めたいのであります。

次、ページ数の27ページでございまして。

町長の説明では、地方債は今年度は特例債を利用するというので大幅に伸びているのが現実であります。そうなりますと、公債費の負担率はどのように今後変化していくのか。負担率の計算は3年間平均であらわされるわけですが、ことしの町債は大幅に伸びているわけですね。となりますと、どのようになっていくのか。これらについても私は

担当課の方から説明を求めたいのであります。

次に、ページ数148ページであります。地方債の現在高を報告してありますが、今後中能登町づくり事業を經常収支比率であらわしたら変化はどのようになってくるのか。現在、中能登町は經常収支比率は、この前の先般の新聞発表によりまして下の方から2番目であります。いへば健全財政を貫いている町と言われるわけですが、これらはどうなってくるのか。私は、そういう点についてもお答えを願いたいと思っます。

次、ページ数の43ページ。企画費でございまして。負担金といたしまして、能登空港利用促進同盟会65万8,000円。ページ数44ページ、能登空港利用促進助成金150万円。言葉は違ひますけれども、目的は能登空港をどう利用させてもらうかという、そういう中での私はこの企画費の負担金だと思っんです。

以上の負担金の支出の目的は、先ほど言いましたように利用していくということであらうかと思っますが、現在、町当局は、せつかくこのような予算を計上いたしましても正直言って伸びると考えておられるのかどうか。能登空港に対しまして。私はそういう点を率直に聞きたいのであります。

県の方からそういう要望が強いから予算化した。そして努力をする。だが、乗るのは中能登町の住民であります。「そんなところへ行くが嫌やわいや」ということになれば、これはどうしようもないんです。伸びるということを想定されているのかどうか。いや、どうにもならん、減少になるということを考えておられるのかどうか。率直にそういう点はどのように考えておられるのか、私はお聞きしたいのであります。

現在の状況を考えますと、今後、石川県が搭乗率保証金というものをつくりました。当初は70%の搭乗率を切った場合、2億円を県が支払うという、そういう制度をつくったわ

けです。新聞等によりますと、今年度は63%を切るのではないかと、そのような見通しを立てております。

私は、そういう中で今日までに中能登町が搭乗を伸ばすために支払った補助金、大人1人当たり3,000円、小人、子供さんは1,000円でしたか2,000円でしたか。乗る方々に補助金を出しているんですが、その総額はどれくらいになるのか。私はそういう点を聞きたいと思います。

次、ページ数84ページ。

農林水産業費であります。地域農業集団育成事業2,599万6,000円を予算化しておりますが、予算化されている育成事業について、現状の報告と、私は、どうであれこの集団の年齢構成及びリーダーの育成が一番大事だと思うんです。2,599万6,000円の予算化しておりますが、年齢が高齢化している現代の中で、この集団はどのような年齢構成でもって構成されている届け出が出ているのか。また、リーダーというのは本当に熱心にこの集落営農を立ち上げようという、そういう熱意を持っておられるのか。中能登町はつくるだけをつくっても、リーダーの育成をどのように考えていくのか。これはいろんな地域のまちづくりの中に大事なことだと思うんです。リーダーの育成というのは、これをどう考えているのか、具体的にそういう手段を持っているのかどうか、これを聞きたいと思います。

次、ページ数87ページであります。

先ほど諏訪議員からも説明がありましたが、農業振興費といたしましてネギ調整選別施設716万7,000円予算化しておりますが、お聞きいたしますが、現在までの生産額、販売額は計画と実際とどのように推移しているのか。私はそれをお聞きいたします。そういう中で、正直言って計画と実際とは乖離が大きいのではないかと。そのように私は考えるわけです。

当初、JAはネギの生産額目標を2億円と

いうキャッチフレーズでネギ生産を行っていたんです。当初は、今、それを3億円に値上げするということですが、それが今、実際に聞いたところによりますと1億円前後を推移しているということでありまして。と申しますと、この調整選別施設、諏訪議員も言いましたように、中能登町の生産者にとれば、旧の中島町の鹿島台に今あるのを併設するというそういう中で果たして利用率が上がるのかどうか。そういう点も私は考えるわけでありまして、実際にこれらについて3億円の目標で現在ネギ調整選別機を新たに入れるということでありまして、これらが達成でき得るという。

施設をつくってもそれが休眠状態になったら、私はこれはせっかく補助金を出した中能登町の意思にも反すると思うんです。そこら辺は具体的にどう詰めておられるのか。ネギの生産者をふやすという、そういう計画を年次ごとに持っておられるのかどうか。そこら辺もお聞きいたしたいと思うわけでありまして。

次に、ページ数102ページであります。また、同じく1枚まくりまして103ページであります。道路新設改良費であります。工事請負費一般道路整備計画分、消雪装置分といたしまして1億円、地方道路整備臨時交付金事業として工事請負費、1号線の道路消雪として8,200万円、同じ消雪装置として2つ盛ってあるわけですね、予算化に。

お聞きいたしますが、平均いたしましてこの消雪装置は1億円、8,200万円延べ距離がどれくらいになるのか、それをお聞きしたいんです。現在、旧の鹿西町では、旧の金丸村、金丸地区が消雪装置は1メートルも延びていないのです。地域住民は早急に伸ばしてほしいという強い要望があるわけでありまして。そういう中で1号線の道路消雪8,200万円。現在の金丸地区の道路をどれくらいまで延長できるのか。それらについて伺いたいと

思います。

先ほど澤井課長が答弁いたしました。削井を掘って揚水をする。くみ上げる。1本に100立方メートルの水が上がるということではなかったかと思うんですが、この8,200万円と1億円でどれくらいの井戸を掘らなければいけないか。何本掘らなければいけないのか。井戸というのは、地盤沈下も備えているわけでありますから、なかなか周辺の方々の私は同意も得られないと思うんです。

私の旧の住宅の建っていた、現在の鹿西郵便局の近くですが、あそこに今言いました1号線で消雪装置をつくりました。前の山森助役が「杉本さん、掘る場所がなかなか見つからん。県の方と話していてもうまくいかない。場所を何かないかいね」という話の中で、私は一つの提案をいたしまして、県の所有地であります場所を前の山森助役に話をし、そこに掘ればどうやと、そういうことで1本掘ったんです。そこはうちの旧の徳丸、上出地区というところの距離を消雪に使っている1本の井戸なんです。距離的には何百メートルあるか知りませんが、私はそういう点で、これだけの1億8,200万円の予算の中でどれだけの井戸を何本掘るということになってこれが稼働されるのか。どういう計算をされているのか。正直そこら辺をひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、ページ数106ページ。

町営住宅の管理費でございます。コーポとりの改修工事費として1,155万予算化してありますが、この建物はいつ建設されて、今後このような維持管理費はどうなってくるのか。これらについて町当局として、鉄筋の建物でございます。木造とは違います。維持費は私がかかると思うんです。どう考えておられるのか。

そこら辺をお聞きしたいのと同時に、入居者の支払う使用料というのは現在全体で収入金額どれくらいになっているのか。これらに

ついてお尋ねをいたします。

2番目といたしまして、マンション修繕費といたしまして、ことしの予算に1,155万予算化いたしました。これはあくまでも私は外部の修繕費、屋上になるのか側面になるのか、それでないかと思っているんですが、これはお聞かせ願いたいと思います。

現在、マンションに何十人の方が入居しておられるか知りませんが、そこから出て他へ移るとしたら、その部屋が一つあくわけでございます。あいた場合、唐紙だとか畳だとかそういうものが傷んでいた場合の負担割合というのは、中能登町はだれに負担をさせているのか。新しく部屋があいたからといって、ほかの人が入る場合に、実際に部屋を見まして「これじゃ入るが嫌やわいや。畳入れかえしてくれ。唐紙の紙も張りかえしてくれ」といった場合に、これの負担持ち分というのはどうなっているのか。これについて実際に現在、中能登町はどうしているのか。これについて答弁を求めたいと思うんです。

これについて持ち分負担というのは最高裁の判例が出ているんです。今大きな問題になっているわけです。公営住宅の修繕ということで大変な問題になっているわけですが、これらについて中能登町はどう考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

次、ページ数112ページ。

学校管理費であります。1、報償費として鹿島地区小学校、鹿島地区の子供さんの小学校入学祝金70万円打ってあるわけです。これは合併の中で未整理になって、こういうものが残っていたんだと思うんです。鹿島地区の子供さんだけの入学祝金という、そういう寄附金があってそういうことに来ているんだと思うんです。私はそれは理解できるんです。旧鹿西町もそういう寄附金がありました。合併のときに鹿西町は全部それを整理したんです。

これが今後、中能登町の町立小学校とし

て、その児童として、また今後通学区の変更もあるとしたら、例えば旧の鹿島町の久江小学校の児童が同じ中能登町の町立小学校だから今の鹿西小学校へ、距離的にも近いからそこへ入学するという、そういう事態もこれではできてくると思うんです。当然。

学校の検討委員会の中にもそういう問題が出ていたということを知っているわけですが、そういう場合にこの鹿島地区小学校の入学祝金というのは整理されなくていいのかどうか。私は、そういう点について教育委員会としてどのように考えているのか、これをお聞きいたしたいと思うわけであります。

次、補正予算書であります。今までは本予算であります。次、補正予算書のページ数11ページ。

中能登町合併まちづくり基本条例という条例が新たにつくられました。基本的には、まちづくり計画をどのように考えていくのか。私は、何カ年計画を想定しているのか。それらの条例に基づいて作成されるのはいつの時点を考えておられるのか。これらについて私はお考えを聞きたいと思えます。

私といたしましては、新しい発足して1年の中能登町、早急にまちづくりを基本方針をつくりまして、新たな総合的な計画をつくる必要があるということについては私は賛成するものであります。これらについてどのように実際に考えておられるのかお聞きいたしたいと思えます。

次に、ページ数16ページであります。

中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案されております。平均いたしまして4.8%の給与の引き下げになることが説明にありました。

私は、この点について大変疑問に思うんです。定率減税の廃止をことしと来年度で国はなくしようとしている。そして給与の引き下げであります。昨年度は職員の諸手当の減額を4月にさかのぼって行いました。今回は給

与の引き下げであります。

私もこの点について、人事院は民間職の給与をもとにして国家公務員、地方公務員の給与が高いから引き下げを勧告する。次、民間企業は地方公務員、国家公務員の給与が低いから労働者の値上げに応じられないという、現在、悪循環に私は陥っていると思うんです。これでは経済の立て直しはできないと思うんです。政府統計に見ましても、消費する、回すお金は年々減ってきているんです。むだな金は使いたくないという、そういうのは統計上に出ているんです。これは当然だと思えます。

私は、そういう中におきまして、これは政府からの申し渡りで中能登町はやったと思うんですが、私はこういう点におきまして、月給は下がるわ、負担はふえるばかり。定率減税の10%の廃止、健康保険、介護保険が今値上がりさせようとしている。私は、こういう点について、町長はどのようにこれから考えていくのか率直に伺いたいと思うんです。

と同時に、現在、一般職の給与の引き下げが提案されておりますが、特別職の報酬についてはどのように考えておられるのか。嫌なことではあります。これについても私はお聞きしたいと思うんです。これについて、お考えがありましたら答弁を願いたいと思うんです。

次、ページ数98ページ。

企画総務費であります。能登部駅前整備工事125万7,000円補正が出ております。この問題については、私は地元でありますからわかっているわけではあります。昨年度の11月18日に入札いたしました。687万7,500円で宮川建設が落札したんです。工期の看板は大きく出ているんです。施工者、宮川建設。工期の期間は昨年度の12月26日になっております。

入札した当時、草ぼうぼうであったところを草刈りをいたしましてすっきりいたしましたし

た。草刈りだけが入札した後の仕事なんです。その後、これは雪が降った関係もあるうかと思いますが、そのまま今日までいたわけでありまして。そして今回、補正予算ということになったわけでありまして。

私は問題にしたいのは、工事の見積もりがその時点でどのようになされていたのか。11月18日に入札して、ブルでも入れて均したら地盤改良しなければいけない場所が出てきたから、昨年度早急に補正で金額を見てくれということは、それは出てきてもその時点で私はわかるかと思うんですが、11月に入札いたしまして18年の今まで全然ほうってあって、突如、地盤改良費といたしまして125万7,000円出てきたわけなんです。何かそこら辺、どうしてそれが長期間そのままにほうってあって今になって出てきたのか。私、その点についてお聞きしたいのであります。

例えば、中能登町はいろんな工事がいっぱいありますね。区の要望事業、上区でも次から次とあるわけです。そうしますと、そういうものの積算というのは具体的にどういう中でやられているのか。専門職というものをつくってやっているのかどうか。教育の関係の事業については、教育の関係の課で処理されている。民生の事業であれば、民生の課で積算をしている。そういうことになっているのかどうか。そこら辺はひとつ担当の総括総務であります小山課長にお聞きしたいんですが、どうなっているのか。そこら辺をひとつよろしく願いをいたします。

地域の住民にとれば、でっかい看板掲げて駐車場をつくる、舗装をするだけの工事なんです。それだけの工事なんです。それに今になってまた百二十何万円も何で補正するがいやということは、私は出てきはしないか。理由はわかるんですよ、地盤改良ということで。私は、そういう点について工事入札前に、また工事の積算額についてどのように中能登町がつくっているか、積算しているの

か、そこら辺について総括担当の総務課長からの答弁をお願いいたします。

今の能登部駅前の整備でございますが、きのうから機械が入りまして地均しをしているそうでございます。全協の中で問題になったもので一生懸命に動いているのかな。悪考えますと、私はそのように思うんです。きのうから動いているそうです。

なぜに入札をして即動かなかったのかな。そうすれば、地盤改良の問題点もそのときにはっきりわかったわけなんです。私は、そういうことをひとつ頭の中に入れて小山総括課長からの答弁を求めたいと思うんです。

以上で終わる次第であります。あとはまた再質問がありましたら質問をさせていただきます。

議長（作間七郎君） ここで昼食のため1時半まで休憩いたします。

午後12時00分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 杉本議員の質問にお答えします。

地方特例交付金の今後の推移であります。地方特例交付金は平成11年度の恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付されているものであります。平成18年度の予算額は2,640万円で、住民税の定率減税が2分の1となったため、平成17年度に比べ2,360万円減額となりました。平成19年度では、住民税の定率減税がなくなるため同額の減額となる見込みであります。平成21年度に廃止となる予定であります。

次に、地方交付税の推移をどのように考えているかという質問であります。地方交付

税におきましては、平成17年度予算が44億7,490万円で、平成18年度予算額は40億7,546万8,000円で、17年度と比べ3億9,943万2,000円の減額となっております。

平成19年度以降の地方交付税の改革については、具体的な削減規模というものは示されておられません。また、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針におきましては、国の歳出の見直しと歩調を合わせ、地方の歳出をも見直し抑制していくということであり、また、国全体の総額も減縮しております。

また、国の方針では、地方交付税の不交付団体の人口割を2010年までに全人口の3分の1を目指すということですので、今後も地方交付税の縮減は避けて通れないと考えております。

次に、特例債を利用することで今後の町公債費負担比率はどのようになっていくかというご質問ですが、平成17年度の予算ベースでの公債費負担比率は11.9、18年度は12.0の見込みであります。それ以後の平成20年度からは地域イントラ基盤整備事業、21年からはケーブルテレビの施設整備実施事業並びにまちづくり基金に充てられた合併特例債の元金償還がそれぞれ始まることから、公債費負担比率は大きく上昇すると予想されております。

また、合併時の新町建設計画に基づく小学校の統廃合による学校建設やデジタル防災無線の整備など、今後実施しなければならない事業も控えていることから、さらに公債費負担比率は上昇するものと思っております。

次に、地方債の現在高の報告があるが、今後のまちづくり事業での経常経費の動向であります。平成16年度の経常収支比率は86.9%でありました。今後、地域イントラ基盤整備事業やケーブルテレビ施設整備事業並びにまちづくり基金の合併特例債に係る元利償還金が始まることから、経常収支はさらに

上昇することが予想されております。

また、小中学校の統廃合による建設事業やデジタル防災無線の整備など今後も大きな事業が控えておりますので、経常収支比率は上昇するものと考えております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 杉本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県支出金は大幅に減額になっているが、中能登町事業計画に支障はないかというご指摘でございます。

歳入におけます第14款県支出金、第2項県補助金、2目の民生費県補助金で平成10年と比較しますと2,935万円の減額となっております。これは、平成18年度より、現在鹿寿苑に委託しておりますひとり暮らしの方を対象にいたしております配食サービス、並びに要介護3から5までの方に対して現在支給しております紙おむつの支給に対する県補助金が介護保険特別会計への変更となり、そしてあわせて現在在宅介護センター事業費の町の補助金の分、並びに委託しております在宅介護センター鹿寿苑分が廃止となったことなど等により減額となったものであります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の福祉関係予算に影響がないかというご質問でありますけれども、今のところ大きな影響はないというふうに思っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 能登空港の負担金の件につきましてお答えいたします。

平成18年度当初予算での能登空港関係予算は、能登空港利用促進同盟会負担金が65万

8,000円、前年が69万4,000円でございますので対前年3万6,000円の減。それから能登空港利用促進助成金が150万円、前年度当初予算で96万円ですので対前年度では54万円の増となっております。

なお、首都圏アンテナショップの負担金、これは有楽町能登ふるさと館の運営負担金でございますが、これについては平成17年度で事業が完了しましたので、今年度は、18年度についてはなし。よって、前年度比較ではこれらを合計しますと86万1,000円の減となっております。

ただ、これらの経費につきましては県下全市町村が負担しているわけではなく、羽咋郡以北の能登9市町だけで負担しているという状況でございます。加賀と能登の格差も言われる面がありますが、安易に能登地域だけに負担を求めるといことは多少問題があるかと思いますが、現在ある能登空港を第二の能登線にしないようなためにも、能登地域が団結、協力して地域振興を図ることは必要ではないかと考えますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

また、現在の能登空港のダイヤにつきましては、地元にとっては利用しづらい時刻となっているわけでありまして。このことは、現在利用者の3分の2が首都圏からの搭乗者であって、また羽田空港の過密のダイヤの中へ新規に能登空港が割り込んでいくという、そういう面からしますと市場原理からしても当初はいたし方ないというふうに使われます。

このため、県では便利なダイヤを獲得するためにも利用者をふやすことが第一と考えております。また当面、羽田の第4滑走路が完成しますと、発着枠に余裕が出るということでダイヤ編成が楽になる可能性がある。それで、滑走路が完成する平成21年までは現在のような取り組みを続けていきたいということをお県から聞いております。

それから、今後、利用客が伸びるというこ

とが想定されるかという件でございますが、今ほど申しましたダイヤ枠が広がって便利なダイヤになれば、ある程度は地元の利用もふえるのではないかとこのように見込んでおります。

それからもう一つ、これまでの能登空港利用助成金の金額でございますが、開港時より現在まで、2月段階までですが約290万円の助成となっております。大人片道2,000円、子供、小学生からですが1,000円となっております。往復は4,000円、子供は往復2,000円ということになっております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 杉本議員の質疑にお答えいたします。

地域農業集団育成事業に対する中能登町の対策を今後どのように考えているのかということですが、平成17年度は川田・廿九日利用組合と大槻営農組合の2地区でこの事業を実施し、平成18年度については大槻営農組合、能登部上、上徳丸地区のアグリホープ、春木地区のやまびこ農場で事業を実施の計画をしております。大槻営農組合、アグリホープ、やまびこ農場の3地区については法人化を目指してありまして、平成19年産から導入されます国の新たな経営安定対策に対応できる中核的な営農集団となるわけでありまして。

また、地域のリーダーの育成としては、各地域の担い手として認定農業者の育成を図りながら、今後も積極的に事業推進をしていきたいと考えております。

次に、ネギ調整選別施設については、現在の施設と新たな施設の利用高をどのように考えているのかということですが、平成17年度ではJA能登わかばで販売額で約7,800万円の実績となっております。施設導入により、ネギ調整選別作業時間が半減することによ

り、平成20年度には販売額で約2億円を目指す計画であります。

高齢化による後継者の問題もありますけれども、中能登町のJA職員も積極的に作付に取り組んでいくと聞いておりますし、新規に中能登町の9農家がネギの栽培をするということも聞いておりますし、高収益化が図られれば後継者も出てくるものと考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 道路新設改良費の消雪工事についてのお尋ねにお答えいたします。

ページ102ページの消雪工事費の1億円につきましては、これは地区からの要望に対応するための消雪工事費でございます。

次のページの103ページにございます8,200万円につきましては、先ほど諏訪議員のときにも説明をいたしましたとおり、地方道路整備の臨時交付金事業ということで、国の補助をもらって進めている事業でございます。これにつきましては、60%の補助金がかかるわけございまして、ちなみに平成17年度では金丸地内の1,500メートルと井戸2カ所、設備2カ所を予定しておりました。ただし、予算がつかせませんでしたので、その中の700メートルしか管の延長ができなかったということでございます。18年度につきましては、同じく井戸2カ所と設備2カ所ですね。それと管の延長1,500メートルを予定しております。

年度途中で補助金の変更等の申請ございますので、できますれば皆さん方のご理解をいただいで計画がスムーズに実行できるように、今年度できせんでした700メートルのこれにつきましても、国の予算が通りましたら補正でもって対応していきたいと、そういう考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 田中監理課長補佐

〔監理課長補佐（田中栄一君）登壇〕

監理課長補佐（田中栄一君） コーポとりやに関連してのご質問、6点についてお答えをいたします。

まず1点目で、コーポとりやの1,155万円の改修工事の内容についてであります。1つはコーポとりやの屋上の防水工事で833万7,000円を予定しております。それから、現在は使用しておりませんが、し尿浄化槽というのがございまして、その下水処理施設の解体工事費を321万3,000円予定しておりました、合わせて1,155万円を計上させていただいております。

それから、建築年度についてのご質問がありました。コーポとりやは平成6年10月に竣工いたしております。築11年が経過しております。

それから次に3点目で、家賃についてのご質問でありましたが、家賃は一律3万6,000円となっております。

それから4点目で、修繕費用の負担割合についてのご質問がございました。修繕の費用につきましては、入居されているときの費用負担の割合、それから退去される場合の費用負担の割合と二通りを想定しております。いずれも一応入居者が入居される前にこの辺について説明をさせていただいて、その条件のもとで入居していただいております。

例えば、屋根の補修とか、それから階段の補修とか、そういう基本的な部分は町費で負担をする。それから、軽易な部分については基本的には入居者負担という考え方であります。

それから5点目で、今後の維持管理費についてのご質問がございました。コーポとりやにしましては、一応家賃収入が年間2,600万円程度予算にも計上しておりますが、そのほか退去される場合の退去負担金ということで150万円で、大体年間2,800万円の収入を見

込んでおります。

それに対して費用の面で申しますと、修繕で560万円程度、それから建物の保険その他光熱水費ということで600万円程度、単年度の単純な収支で申しますと約2,200万円の収入を見込んでおります。

それから、最後に6点目で住宅の敷金の返還に係る裁判の返還請求に対しての判決に対してのどう思うかというご質問でございましたが、先ほども申しましたが、当町では入居される前に修繕に対しての費用負担の割合、それから退去される場合の負担の割合、すべて了解のもとで入居をしていただくという条件で入居していただいております。そういうことで、今のところ特段トラブルというものはございません。今後もそういったトラブルが発生しないように十分注意をしながら、住宅管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 杉本議員の学校管理費の中の報償費について、特に鹿島地区小学校の入学祝金70万円についてのご質問にお答えいたします。

この入学祝金もさることながら、鹿島地区の小学生の卒業記念品にも22万5,000円を計上しているところでございますけれども、これは合併前に旧鹿島町にあった9つの基金を寄附者の意向を確認して鹿島小学校奨学基金2,821万8,000円と、それから鹿島小学校教育基金として7,000万円を中能登町教育委員会が引き継いだものでございます。

鹿島小学校奨学基金には、越路、滝尾、久江、御祖の4つの児童の方々に入学と卒業の祝金及び記念品を充てる場合には、この基金の中から取り崩すことを引き継いでおりますので、ご寄附者の意向に沿って使わせていただきたいと思います。

今後ともこのままでよいのかという議員の

ご質問でございますけれども、寄附者の意向が鹿島地区と限られている限り、中能登町教育委員会としてはどうすることもできないと今のところ考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） 中能登町の合併まちづくり基金条例についてお答えをいたします。

この条例の制定された目的ということでございましたので、これにつきましては町民の一体感の醸成と地域振興を図るため、合併特例債による基金を造成するものということで目的にも書いてございます。これにつきましては、平成18年度に16億5,250万円積み立てるものでありまして、そのうち合併特例債を15億6,980万円、それに一般財源を足してそれだけのものを積み立てるものでございます。

今後の基金の活用でございますが、中能登町の長期計画等ことしの9月をめどに作成を急いでおります。そこではっきりした計画ができれば、その計画に向かっての基金、財源としたいというのがこの基金の創設した意味でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本平治議員の一般職の職員の給与を条例によって4.8%減額されるが、特別職の給与はどうかと、こんな質問でなかったかと思えます。

ご存じのようにラスパイレスを見ますと中能登町は82.6、しりから2番目か3番目であろうと、そう思います。また、100を超えております金沢やその他の市も一緒なパーセントでありまして、大変私は気の毒だなと。そういうことは加味できないかなと、そんな思いであります。

また、そういう中でおかげさまで経常収支比率や公債比率や、あるいは自主財源比率や起債制限比率、大変いいところにあります。しかし、これも事業をしなければ大変下にありますし、事業をすれば上がっていく数字であります。これにとられることなく、町民の皆さん方がどうすれば幸せになれるのか、住みよいまちづくりにできるのかと。そんな観点でこれからも頑張っていきたい、そう思っております。

質問の特別職の件でありますけれども、今、特別三役がありませんで、私と四役といたしましても教育長しかいないわけでございます。おまえの給料は高いか安いかと、こう言われてなかなか答えにくいわけでありますけれども、客観的に見まして、4月4日に初めて私が町長としてこの庁舎へ参りまして、常勤ということで5日間あるわけであります。また土曜、日曜も町長としていろんな行事も入っておりますし、また合併後初めてということで各種団体、体協、文化協会、またその中のグラウンドゴルフ、そういう中で恐らく100以上の会合があったと思います。

そういう中で、ほとんど来てくれということには行きました。本当に一緒に一杯飲まなかったのは商工会の女子部と女性協議会だけであろうと。そのほかはほとんど出ましたし、ほとんど土曜日、日曜日も出ました。

有給休暇は、そういうことは決まっておりますけれども、休めるときには休んでもいいよと言われておりましたけれども、お盆のときに1日か1日半お墓参りに行ったほかはほとんど休んでおりませんし、また3月の休みを見ましても高校の閉校式とか、あるいは卒業式とか、保育園の閉園式まで来ております。そういうところから見ますと、私の町長の給料はどうなのかなと私自身もそう思っておりますし、高いとかそういうことを言っているのではありませんし、そういう中で五十何万手取りいただいているわけでありませ

けれども、そういう中でそれだけの仕事もしているのかなと自問自答しながら大体1年を迎えようとしております。

しかし、今、三役もお願いをしなければならぬことでもありますし、それぞれにまた生活もしていかなければならないわけでありまして、生活していけるような給料を設定をしていただければいい。それは皆さん方でまた決めていただいたらといったらおかしいんですけれども、今の給与は合併のときに報酬審議会で決められて受け継いでいる、そう聞いているわけでありまして、そういう中で今の一般職とともに決めていただければいいなと、そう思っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） 最後のご質問にお答えをしたいと思います。能登部駅前前の整備工事についての質問の中に、町の相対的な設計監理についてご質問があったと思います。

これにつきましては、町の町単事業におきましては一応担当課で、金額等の大小もありませんが、担当課で設計をし、それも今までに事業課等で設計の経験がある場合ですが、そういう場合は担当課で設計をし、事業課の方で一応精査をしていただいたものを発注いたしております。そういうのが実態でございます。今回の場合も町単事業であり、割と工種的には簡単な部類に入るのではないかなと思っております。そうした中で、町の方としては担当課から直に発注されたという経緯がございます。相対的には金額の大きいもの、補助事業のものにつきましては外部発注をし、きちっとした設計のもので進めているのが実態でございます。

これに関して、おくれた理由等につきましては、担当課長おりますので、担当課長の方から答弁をさせていただきたい、このように思います。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 能登部駅前の整備工事の具体的なおくれの原因につきましてご説明申し上げます。

この工事区域に隣接する別の地権者やJRとの境界問題が一つにはございました。特にJRにつきましては、組織の改正とか業務分担の変更などがありまして、なかなか従来は七尾の鉄道部ですぐ対応していただけるものが、金沢支社の別の子会社との協議とかそういう問題が出ております。

それから、搬入路の問題、地盤の問題、そしてことしの豪雪による問題などが輻輳して遅延したものでございます。

また、地盤の問題につきましては、もともと家とか蔵とか建っていた場所でございます。また、庭木もかなりありまして、地盤は大丈夫という考え方が先行してしまいました。既存樹木を撤去するために機械を入れたところ予想以上に軟弱であったことが判明した、そういう原因でございまして、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 各担当課から答弁を受けました。答弁を受けて必要なものについては再質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、ページ16ページの中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。この点については、町長自身も中能登町の職員のベースが相対的にラスパイレスが82.1%であるという。これは私、合併前にも合併協議会の席上においても発言していたわけですが、これについては町長はその点について認められた。今後、具体的にどうするかということについては言及はなかったわけでありまして、その点について

は常に頭の中へ入れてこれからの職員に対する対応というものを行っていただきたいと、そう思うわけでありまして。

次に、特別職の報酬については、町長はなかなか自分のことであるので言いにくそうでありました。私もわかるんです。これでいいわいやと言うわけにもいかん、安いと言うわけにもいかん、高いと言うわけにもいかん。答弁なかなか難しいと思うんですよ。

ただ、町長に私望みたいのは、今、答弁の中にいろんな会合に出ておった、飲まんなんこともあるとか。正直はそれでいいんですけども、私は答弁の言葉の中にやはりきちんとした自信を持って、私は今の町長職の給与については、具体的に町民の方々との接点を持つ上においてこれだけは私としては必要であると感じておる。何か議会にげたを預けて、皆さんが決めてくれればそれでいいわいやというような、そんなことでなしに、町長職として執行する上においてこれだけは必要だと。私は現在1年たってみてそう思うと。そういう自信を持った答弁を私はいただきたいかったです。

正直言って、これが今の町長の率直な言葉でなかろうかと思うんですけども、それはそれでいい面もあるかもわかりませんが、やはり中能登町民全体の長として、または議会の中でこれから答弁を重ねていく上において、長として信念、いろんな面でこれから問われると思うんです。給与だけでなしに。そういう面についてももう少しきちんと胸を張って、これについては私はこう思う。特別給与については高いと思わんと。そういう一つの答弁があってしかるべきでなかったかなと、私はそう思うんです。

何か自分のことだということで遠慮されて、初めとおしまいとつじつまが合わんようなそういう答弁であったので、そういう点についてはひとつこれからもぜひとも積極的に議会に、議員に語りかける、そういう姿勢を

私はぜひ望みたいです。自分の思いというものを議会に率直に言う。いい悪いはそれを受けとめた議会の議員全体が判断することです。私は、そういうことをこれからも行政の執行の中においても望みたいと思うわけです。

次に、今、地方交付税、特例交付金、それから県支出金、いろんなものが答弁ありました。率直に言って、これから町の事業が大型化してくると今までのようなわけにはいかない、そういう率直な課長の答弁であります。経常収支比率も上がるであろう。公債費負担比率も上がるであろう。それでは自主財源比率は今後どうなるか。景気が回復してくれば自主財源比率も上がってくると思うんですが、中能登町の現在の現状の中で繊維産業が停滞している中で、なかなか私はそういう面についても大幅な明るさが見えてこないと思うんです。

そういう中で、今後、この経常収支比率、公債費比率が上がるという見通しの中でこれからの事業の選択をきちんとしていかなければいけないのではないかと、そう思うんです。どの事業も全部したい。それはわかるんですけども、選択がこれから求められてくる。それがこれからの行政の長の手腕でないかと思うんです。私はこういう点を強く望んでおきたいと思うんです。

次に、能登空港の問題でございます。現在までに支払った金額は290万円近く。大人1人片道2,000円、小人が1,000円で、これだけ支払ったんですね。

今、県知事選挙が戦われております。谷本さんの演説も聞きました。私は、能登線が廃止されたときに宇出津の能都町町長、以前の。益谷健夫さんが新聞記事の中にこういうことを言っているんです。能登線というのは、廃止だけにおさまらずして能登の住民の気持ちも冷えさせてしまった。私は、それが偽らざる当事者の心の代表だと思うんです。

今、搭乗者に対する補助金が290万、そして70%以下になれば搭乗率保証制度という中で石川県が2億円を支払わなくてはいけないことになっているわけです。現在64%が一つの下段の目安だそうです。そうしますと、64%を切りますとそれについて各自治体が負担金を納めなくてはいけないことになるわけです。

先ほど羽咋郡以北の市町村のことがありましたが、2億円の内訳は、羽咋郡以北の各自治体1億3,000万円、県が7,000万円、合計して2億円を能登の住民の自治体の中から負担するわけです。そうしますと、中能登町は63%の搭乗率になったらどれだけ負担しなければいけないかという373万7,000円。そのために、県へ2億円の財源を生み出すために負担しなければいけないことになるんです。

私は、乗せるために先ほど言いました290万円、1人を乗せるために大人2,000円を各自治体に拠出させて、搭乗率が下がったからといってまた各自治体に負担をかぶせる。私は、こういう今の石川県の県政のあり方、これは正さなくてはいけないと思うんです。

益谷さんが嘗々として苦労してつくられたそういう能登線を廃止して、それに能登空港を持ってくる。それが本当に能登の住民の考えを、願いがかなっているか。私はそのように思うんです。

先般、輪島市の商工会議所の会長がこういうことを言っておりました。新聞記事に載っておりました。能登空港ができたために能登空港を利用して若者が東京の銀座へ行って、高いものですよ。安いものじゃない。高いものは全部東京へ行って買ってくる。輪島のまちの高価なものは全然売れない。そういうことを輪島の商工会議所の会長が新聞の中に発表しておられました。

きょうの朝日新聞の記事には、新幹線ができたために長野市の店がだんだんだんだん衰

退していくというんです。なぜなら、新幹線に乗って東京へ行って買ってくる。長野で買わなくてもいい。私は、便利になれば便利になるほど地元の商業というのは減退するような気がするんです。それをどうしていくのか、石川県の責任でもあり、また自治体の責任もあると思うんです。

私は、そういう点で能登空港が果たしている役目というのは果たして何なのか。私はそういう点について、乗せるために金を取り、乗らないからといってまた金を取る。こんなばかな話は私はないと思うんですよ。こういう点を私は指摘いたしまして、これについては河北以北の市町村はこれについて強く石川県に対して是正を求めるべきだと、そう思うんです。これを町長に要求をしておきます。

次に、農林水産業費でございます。私は今、答弁を受けまして、春木、大槻、川田、廿九日、そして私の在所の能登部上、集落営農を立ち上げるという、このことについては私はこれからの地元の地域の農業を守っていく上において相対的に集団での農作業というのは欠かすことができないことであろうかなと、そう思っております。

ただ、それについて何回も言うようですが献身的なリーダーの育成、我が身を捨ててその集団育成の事業の達成のために頑張るリーダーの育成を怠っては私はいけないと思うんです。

この点について、ぜひともお願いしておきたいし、もう一つ、農家というのは昔から自主独立の気持ちは強いんです。隣の田んぼが1升とれれば、私の田んぼは1升1合とれたわいといって1合のことにお互いに競争して威張っている。それが農家の気持ちなんです。

そういう中で、今後集落営農の中で財布を一つにしていくということが一つの決めになっているわけでありまして。杉本平治が米100俵出す。次、横につくっている石端勇夫さん

が100俵出す。とれ高一緒ならいいんですよ。私は1升1合とれた、石端さんは1升2合とれた。そうしますと、その差の1合というものを財布を一つにした場合、そこら辺をどうこれからの集落農業の中で具体的にやっていくのか。これらもやはり町の農林課ですか農産課ですか農業振興課ですか、どうすればいいか、参加された方々と協議をされて具体的なものを決めていかなくは、おしまいいには私はけんかになって、せっかくなつくった集落営農がご破算になるおそれがありはしないかなと、そういうことを思うんです。こういう点についても具体的なものについてどうすればいいかということについて、ひとつよろしくご検討、また指導の方をお願いいたします。

次に、コーポとりやの住宅の問題でございますが、これについて以前から言われているんですけれども、6日の日に新聞に大きく出ているんです。賃貸マンションの修繕費だれが負担するのか。家主が負担するのか、住居に入っている者が負担するのか。最高裁は、入っている者が負担すべきでなしに家主が負担する。とすれば、中能登町が負担するというそういう判例を出したんですね。そうしますと、次に入ってくる人、こんな汚い畳、表がえしてくれということになったら中能登町が負担しなければいけない。そこら辺をきちんとやはり見据えた中で、私はこれからの運営を考えていく必要があるのではないかと、そういうことを思うんです。

裁判の中で家主負担ということになったということだけをきちんと把握されて、これから運営をしていっていただきたいなと、そう思うわけでありまして。

以上で再質問については終わる次第であります。具体的な答弁は私は求めません。私の、答弁に対してこういう気持ちで質問をしたということでひとつとっていただきまして、これからも町長の言われるように大変職

員の方、ラスパイレスの数字が小さい中での承知の上でひとつぜひとも頑張ってください、そういうことをお願いをする次第であります。

最後に、休憩時間に議長に私お願いしていましたが、諏訪議員が質問されました野鳥の除去の問題について一つ。これはお願いでございます。

久江の圃場整備に隣接する若草団地という住宅が80戸あるんです。その横に貯水槽があって用水が循環しているわけでございます。どこの事業でもそうですけれども。そこへ野鳥が飛んできているわけですね。それを見上げて鉄砲を撃つわけでございます。この点について、町の方として住宅の周辺の方々、大変これについて、子供もおりますのでぜひともあの池については禁止をしてもらえないかというそういう希望があるので、これだけひとつ要望として伝えておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

議長（作間七郎君） 次に、3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） それでは、通告に基づきまして2点ばかり質疑を行います。

まず1点目は、平成18年度一般会計予算、45から46ページ、総務費の地域づくり推進費、町祭費について。その中でイベント等委託料2,108万8,000円と計上してあるわけですが、ことしはどのような企画をまずなされているのか、ひとつお願いいたします。

2点目は、2細目の男女共同参画推進事業で19万7,000円が計上されております。どういう事業を町として進められるのか。

2点について答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） ご質問

にありました町祭費の中のことしのイベントの具体的な内容でございますが、これについてはまだ実行委員会で具体的なものが話しされておられませんので、お話しする内容はございません。

ただ、質疑通告書に基づいてお話しさせていただきますと、自然景観に恵まれていない中能登町にとっては、町外に自慢し得る町の資産と言えるものは、歴史的な文化遺産とか能登上布を初めとする繊維が第一であろうかと思っております。イベントでは、このような町の資産を生かして継続的に開催することによって中能登町のブランドの一つとして確立されていくのではないかとというふうに考えております。

そういうことで、現時点ではまだお答えするものがございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただ、イベント実行委員会、昨年行った中では、繊維の町ということでファッションショーを行ってほしいという声がかかなり強くありましたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

2項目めになるとは思いますが、男女共同参画推進事業についてどのような事業を今年度進めるかということでございますけれども、現在、中能登町では男性2名、女性4名の計6名の方が男女共同参画推進員ということで活動をされております。この推進員の方々と共同、協力し、新年度においては男女共同参画を考える啓発講演会を開催したいということで予算を盛っております。

それについては、平成17年7月に県が実施した男女共同参画に関する県民意識調査というものが出ております。その中で、男女共同参画社会の実現のために必要なことというこ

とで、1つ目に、男女とも生活的自立をすること。2つ目に、家事、育児、介護を分担すること。3つ目に、仕事と家庭の両立が容易にできるよう就業環境など社会的な仕組みの整備を図るなど、住民の意識改革が重要との結果が報告されております。

そのことを踏まえ、推進員とも相談し、意識改革のための啓発講演会等の開催を18年度計画したものでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 今ほどの答弁で再質問させていただきます。

イベント等委託料2,108万8,000円。どういう内容か今の段階ではという説明ですが、何か根拠がなく、せめて昨年みたい曳山、みこし、いろんな各地域からの出展とか、いろんな根拠があってやっぱり予算計上しておられると思います。その点、ちょっと自分としても納得できなかったのも、その点また次の答弁の機会にあわせてお願いします。

また、私の意見といたしまして、伝統ある曳山、獅子舞等を中能登ブランドとして確立されるようなイベントとして取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、石動山文化の継承、今まで旧町のと看から行われてきましたおにぎりフェスティバル、また御祖のやっこ行列等、貴重な地域の文化、伝統遺産の継承をも含めて年間を通して企画提案を進めていけばどうかと思っ
ているところでございます。

また、そういう提案を進めるつもりはないか、あわせてまた答弁をお願いいたします。

次に、男女共同参画事業についてでございますが、昨日、きょうの新聞にも出ていたわけでございますが、県の共同参画審議会より報告があり、県内の各種審議会でも女性委員の割合が前年より上回ったという内容でございました。

当町といたしましても、今後どのような事業、内容を推進していかれるのか、また推進委員の中で十二分に協議をして進めていただきたいと思いますところでございます。

また現状、聞きなれない言葉ですが、DV、ドメスティック・バイオレンス等の相談内容等もあるのかなのか、あわせて答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

地域振興担当課長（堀内浩一君） それでは、谷口議員からご質問ありました予算計上の中での委託料の内容について説明申し上げます。

委託料は2,108万8,000円計上されているわけでございますが、その中で昨年は千昌夫という歌手を呼んだわけですが、歌手に限らないわけですけれども、そういうゲストの出演料として525万円見てあります。それから、イベントの演出、制作費として100万円ばかり。あとキャラクターショー、それから司会で約80万円ばかり。そのほかにはステージの設営、撤去、運搬、音響、照明で300万円余りです。それから、テントの設営関係で35万円ほどです。それから、大きなテントを1張ということで一応30万円ばかり見てあります。それからあと、仮設トイレの費用、それから看板、ポスター類、それから花火の打ち上げ、それから電気、水道、トイレ、照明等の仮設工事、それからシャトルバスの委託、コミュニティバスの委託、のぼり旗の制作等でございます。

それから、もう1点の石動山文化の継承とかおにぎりとか、そういう伝統文化的な有形、無形の文化遺産を利用して年間を通しての企画ということでございますが、大変すばらしいお考えかと思えます。

四季を通してそういうイベントができれば非常にすばらしいものであるとは思いますが、なかなか当町におきましては、これまで

観光とか年間を通したイベントに対してそういういろいろとノウハウ、実績がありませんことや、なかなか1年を通して行うということでは飽きとかマンネリという面に陥りやすいこともあるかと思えます。そこら辺も十分加味しながら、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

また、それと参加していただく、それから出演していただく地域住民の皆さん、関係各位の理解も非常に重要かと思えますので、そこら辺もあわせて練っていかねばならないというふうに思いますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

企画課長（吉田外喜夫君） 谷口議員の再質問でございますけれども、先ほども申し上げたと思っているんですが、当町においでます男女共同参画推進員6名と今後ともまた話しし、また県の指導も受けながら18年度予定をしております啓発講演会等の開催というものをまず実施していきたいと、そのように考えておりますし、そのほかのドメスティック・バイオレンス関係で聞いていないかということでございますけれども、担当課といたしましては、今のところそういう事実は聞いていないのが現状でございます。

ただ、県の先ほども申し上げました意識調査の中で、ドメスティック・バイオレンスについては徐々にふえてきているというのが現状ということが出ております。ただ、ふえてきていてもまだ微々たるものだろうということで、今年の7月の報告はされておりますが、先ほどお話ありましたきのうの男女共同参画推進員のフォーラムが何かかと思えますが、そのときにはまた数字が変わっているかと思っております。またそれも後で調査しまして、また今後ともそれを参考にし、今後の男女共同参画推進の事業展開をさせていただきたい。そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 答弁ありがとうございます。

町祭、イベントについては、今後とも私も含め、また伝統文化の継承に努めて、いろいろといい方向にまた進めていっていただきたいと思えます。

また、男女共同参画事業の推進については、まだ耳に新しい事案でもありますがけれども、当町においても職場、学校、また地域、家庭その他、社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり積極的に推進していただけるよう希望して、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

議長（作間七郎君） 以上で議案の質疑を終結いたします。

ここで、事務局の方から資料を配付するために10分間休憩をいたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

議長（作間七郎君） 再開いたします。

常任委員会付託

議長（作間七郎君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号より議案第39号の議案37件及び請願1件については、お手元に配付した議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案、請願付託表のとおり付託することに決定いたしました。

休会決定の件

議長（作間七郎君） 日程第3 休会決定

の件

休会の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、3月8日より15日までの合わせて8日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、3月8日より15日まで休会とすることに決定いたしました。

なお、3月8日より各常任委員会での審査をお願いいたします。

次回は、3月16日午前10時より会議を開きます。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分 散会

平成18年3月16日（木曜日）

出席議員（38名）

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

欠席議員（3名）

18番	上見健一	議員	32番	小坂博康	議員
19番	伊賀昭治	議員			

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
監理課長補佐	田 中 栄 一	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	加 賀 忠 夫
---------	---------	-----	---------

議事日程（第3号）

平成18年3月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は38人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の回数、発言時間については、議会運営の申し合わせを守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれても的確な答弁をお願いをいたします。

それでは、通告順により発言を許します。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） おはようございます。2件につきまして一般質問をしたいと思います。

最初に、圃場整備事業の促進について。

農業農村の多面的機能は、食料の安定供給はもとより、洪水の防止、大気の浄化、水源の涵養といった国土や環境を保全する役割、緑や景観の提供を通じて住民に保健休養を与える役割や青少年の触れ合いによる教育の機会の提供といった役割などがあります。

ところが近年、過疎化や高齢化が進み、耕作放棄地や休耕田が増加し、農地等の適正な維持管理が困難となり、多面的機能が年々低下してきております。

このような農業農村の持つ多面的機能を適切に発揮させていくためにも、美しく住みよい農村空間の健全な農業生産活動が維持され、地域の活力増進が図られる必要があります。

昨年12月の県議会においても、中能登地域

の圃場整備事業の促進についての一般質問がなされております。休耕地や耕作放棄地が増加しつつある中で、美しく住みよいまちづくりや農業振興に一生懸命に取り組んでおりますとは声を大にして発信できないのではないかと拝察します。

かようなことを踏まえて、次のことにお答え願いたいと思います。

取り組み状況と現況について。今後の推進策について。面工事のみではなく、町の道路網の整備と快適な住環境整備との同時進行について。東馬場地区におかれてもこのようなことも望まれております。

以上についてお尋ねします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

農業を取り巻く環境は、米政策の転換期を初めとして輸入農産物の増加や消費者ニーズの多様化を背景とした産地間競争など大変厳しい状況であることはご案内のとおりであります。このような状況の中、当町でも農業従事者の高齢化及び後継者不足等により小区画農地の耕作放棄がだんだんと目立ってきております。

石川県における30アール以上の整備率を見てもみますと、加賀農林総合事務所管内では98.9%、小松87%、珠洲75%、羽咋69%、輪島63%となっている一方で、七尾鹿島地域は49%と最も低い状況となっております。

こうした中で、当町では鳥屋北部地区52.8ヘクタールが平成8年度から20年度までの予定、鳥屋西部地区59ヘクタールが平成19年度から20年度までの予定、そして平成19年度からは東馬場地区42ヘクタールに取り組む予定であります。

国においては、三位一体改革では当初、地方六団体が取りまとめた公共事業関連案の中に圃場整備である経営体育成基盤整備事業が

含まれていて、今後の圃場整備事業の推進に重大な影響が及ぶと懸念され、そのときは関係者の行政活動で何とか国庫補助金の廃止対象事業から外れましたが、国の構造改革の推進によっては補助金の削減など一段と厳しい状況に移行していくものと予想されております。

県においても、厳しい財政状況の中で圃場整備事業費は農業農村整備事業予算のうち19%のシェアとなっておりますが、新規の要望が少なく、事業費は対前年比73%の自然減となっております。

以下、担当課長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長
〔農業土木担当課長（表 辰祐君）登壇〕
農業土木担当課長（表 辰祐君） 諏訪議員さんのご質問にお答えいたします。

今後の推進策についての関連でございますが、米の生産調整推進支援策が平成19年度産米から見直しをされることに伴いまして、担い手農家にはこれまで請け負ってきた小さな区画の耕作を敬遠する状況が顕著になってくるものと推測できます。担い手農家に農地を守ってもらうためには、大きな区画の水田と汎用化が不可欠と思われれます。そうしたことから、これまで圃場整備に理解を示していただけなかった方々の中にも農政への考え方が変わってくるものと思われれますところから、町においては平成18年度早々に圃場整備の未実施地区の区長、生産組合長さん方を対象としまして、中能登町農業基盤整備推進協議会を組織をして推進していきたいと考えております。

ただいまのところ圃場整備の動きがありますのは小竹地区で、昨年10月27日に役員会で説明会を開催し、続く先月2月22日に関連をいたしますところの水白、尾崎地区と小竹地区の3地区の区長さん、役員さんを対象に説明会をしております。続いて3月11日、先週

でございますが、小竹地区の地権者の方を対象とした説明会を開催してきております。

また、二宮地区では20ヘクタール以上という採択要件の関係で、単独では事業の導入が難しかったわけでございますが、地元の担い手農家の熱心な要望によりまして、県との協議の結果、既に合意済みであります久乃木地区、9ヘクタールありますけれども、そこの合同での施行が可能であるとの見解を得ましたので、担い手農家サイドで地権者の同意確認が進められているところであります。

この地区につきましては、町としましては武部地区の一部、JR七尾線から西側の方を一体として組み込めないか、近く武部地区との話し合いも持つ予定といたしております。

それから、西馬場地区につきましては、去る3月2日の全員協議会でご指摘、ご提案をいただきましたので、その旨を区長さんに伝えましたところ、近いうちに何らかのアクションを起こしたいという返事を賜っております。

次に、住環境整備との同時進行についてということでございますが、住環境整備事業は農地、そして農業集落道の整備等々と一体的に新規の宅地の予定地の創出、整備が行える事業でございます。

これまでに旧の鳥屋町が良川地区におきましてやりました。それから、旧の鹿西町も金丸地区の方で行った経緯がございます。

事業のメニューは現在でも継続されておりますけれども、県ではこれらの事業の補助率を低減する、いわゆる採択を抑制する傾向になってきております。議員がおっしゃるように、集落の環境整備と圃場整備が一体となって進められれば大変理想的かと思われれますが、圃場整備単独であっても同意率は100%でなければ取り組まないとしている昨今ですので、県の考えでは、まず圃場整備に的を絞って、その中で例えば幹線道路を7メートルに拡幅するとか、そういう手法はどれだけで

もとれますので、そうした面での環境整備の相談は大いにしていきたいと考えております。

東馬場地区につきましても、そのようにしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 現在、未整備地区において休耕しているけれども、圃場整備事業によって作付が復活してくるというような見込みの面積、どれくらいあるのでしょうか。

それともう一つは、今ほど動きのある集落ということになってくると、これが新町のもう残っている最後の集落ではなかろうかと思うんですが、この機会を見逃さずに強力に指導していきたいと思いますが、この点につきましてどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長
農業土木担当課長（表 辰祐君） お答えいたします。

荒廃地面積の正確な数値は今ちょっと申し上げられませんが、荒廃地を圃場整備によって復活いたしますとすれば、そのほとんどは優良農地に復帰は可能でございます。

それから、町の農業基盤整備事業推進協議会を設立するというのは、議員おっしゃいましたように最後の手段でなかろうかなと、そのようにもとらえていますので、これまで以上にそうしたことの説明も踏まえて進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 仮に10アール当たりの反収が平均ちょっと弱になるんですが8俵、480キ口、そして60キ口1俵を仮に1万2,500円と試算してみますと、10アール当たりの粗生産額が10万円になるわけです。これが何十ヘクタールということになってくると

何千万円の生産額になります。このあたりと、それから多面的機能。多面的機能をやはり重視して進めていかなければならんのではなかろうかな、このように考える次第です。そういうことで強力に進めていただきたいと思います。

それから次の件ですが、介護保険財政について。

高齢化社会の進展に伴い、必然的に介護サービスの量あるいは質ともに増加してくることは当然であります。健全な介護保険事業を円滑に運営しながら、しかも発展させていくには綿密な事業計画の策定が不可欠と思われま。

先ほどつくられました介護保険事業計画、かなり綿密な計画となっておりますが、介護保険財政に赤字が生ずれば、即保険料の値上げのみの対処では被保険者の負担は年々ふえるばかりではないでしょうか。

サービスは高く負担は低くは新しいまちづくりの指針でもあり、また町民の願望としていところでもあります。かようなことから、介護保険財政の現況と介護保険基準保険料の見通しについて、今後の改善策についてお尋ねします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

介護保険財政の現状ですが、平成15年度から平成17年度の第2期介護保険事業計画期間では、要支援及び要介護者が利用された介護給付費は平成15年度が12億1,200万円、16年度が12億9,500万円、17年度見込み額が13億7,600万円で、毎年前年比で7%近い伸びとなっております。

これは当初の事業計画を上回る伸びとなっており、特に在宅サービスの分類である通所介護サービス、短期入所サービス、そして認知症対応型共同生活介護の利用者が増加をしております。特に認知症対応型共同生活介護

の入所者は当初計画の3倍増と、給付費の中でも大きなウエートを占めております。

このような状況から、本年度は介護給付に係る保険料の収入不足が発生した場合に充当する介護保険準備基金積立金では賄い切れず、県の介護保険財政安定化基金から390万円を借り入れ、給付費に充当する予定です。

次に今後の見通しについてですが、先般、策定委員の皆様から答申をいただいた第3期介護保険事業計画でも示されているとおり、介護給付費は平成18年度では14億8,100万円、19年度では15億2,800万円、20年度では15億7,600万円と依然介護給付費の増加が見込まれていますが、4月1日から設置する地域包括支援センターを中心に、介護予防事業に重点を置き、軽度の要介護者が重度化することを防ぐことで、平成19年度以降の介護給付費の伸びを抑制していく予定であります。

続きまして今後の改善策についてですが、さきに述べました地域包括支援センターが主な担当となり、地域支援事業を導入し、特定高齢者への運動機能の向上、口腔ケアの向上、栄養改善を実施し、要支援、要介護状態への阻止といった予防重視型システムへの転換を推し進め、介護給付費の改善を図りたい所存であります。

また、地域密着型サービスの基盤整備として、高齢者の住みなれた地域での生活の支援や高齢者の尊厳を支えるケアの確立を図るため、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の整備充実を図っていく所存であります。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 18年度から20年度までが現行よりも1,000円値上げになってくるわけですが、このことを今後どのように理解、協力を求めていくかということについてお答え願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

〔介護担当課長（小山三雄君）登壇〕

介護担当課長（小山三雄君） その前に、先ほど町長の答弁で少し質問等で漏れましたけれども、赤字になれば値上げの原因とありますけれども、今回の試算では、先ほどの18年度の予算のときに1,200万円の借り入れをしておりましたけれども、現在、最新情報では390万円まで下がっているかなと思っております。

18年度から20年度1,000円の値上げ、3,300円から4,300円値上げするわけですがけれども、私どももこれに関しては10月から広報に努めてまいりました。策定委員会には各種団体の代表者の方もおいでますので、4月からは新認定者に関しては、3月には保険証が一斉交換となります。そのときに新制度のPRパンフレットを導入しまして、該当の皆さんにはPRしたいと思っておりますし、これから要支援1と要支援2というのが新しく発生してきますけれども、その方たちには地域包括支援センターの方から懇切丁寧に一人一人当たって御説明をしたいと思います。

それから、一般の住民の皆さんには4月の広報にPRしたいかなと。値上げの件に関しては、その値上げはいろんな諸条件ありますので、各種の団体等のご要望によってはご説明に行こうかなと今思っております。

よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 介護ということになってくると、人ごとではないわけです。大変動きのある難しい数字ではなかろうかなと、こんなように思います。そんなことから、合併したらだんだん値上げしてきたのではないかなというようなことが持たれないようなやはり、ご理解をしていただけるように今後PRしていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（作間七郎君） 次に、29番 坂井幸

雄君

〔29番（坂井幸雄君）登壇〕

29番（坂井幸雄君） おはようございます。たくさんの質問の方おいでますので、かいつまんで質問させていただきます。よろしくお願いたします。

第1点目ですけれども、道路台帳の整備についてでございます。

昨年11月の末でしたが、決算特別委員会が9日間あったわけですけれども、そのときは16年度の各旧町の決算ということで、まだ旧名の道路の名称でございました。17年は1カ月ということでございますし、期間が余りないのですけれども、そのときにも決算特別委員会のときでも将来は道路の台帳の整備ということでお話があったと思います。

そしてまた、今月の全員協議会でも合田議員が、議案書ではわかりにくいから、もうちょっとわかりやすく起点、終点並びに町名ということでご質問があったわけでございます。

合併して間もない期間でございますので、道路台帳の整備ということはなかなか難しいかと思うんですけれども、今後、将来にわたってはこのままではいけないんじゃないかならうかと思えます。例えば、町道1号線といいますと鹿西町もございまして、鳥屋町も旧町ですけれどもございまして。どこからどこまでが町道1号線かわかりませんので、そういう点やら、また先ほど農村活性化の集落道のことでございまして、それも集落道は何号線、何号線というのが多数あります。せめて旧の鳥屋、鹿西、鹿島ということでわかりやすい命名した方がよからうかと思えます。

現在、決算特別委員会の意見並びに全協のときの合田さんのご意見も賜りまして、どのような考えを持っておられるかお聞かせ願いたしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長
〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

現在の道路台帳につきましては、旧町のものそのまま引き継いでいるわけでございます。したがって、路線番号が統一されていないということではいろんな弊害が出ているということは承知もしているところでございます。

なお、先般の全員協議会におきましても、せめて旧町の区分ぐらいはお願いできないかというようなことはお聞きしているところでございまして、そのことはもっともなことだというふうにとめております。

道路台帳の整備につきましては、地方交付税の算定の基礎になりますので、毎年、幅員、延長、それから廃止、追加なんかありましたらその整備を進めているところでございます。本年度につきましても1,100万円の予算をお願いしているところでございまして、そういうこともありますので、今後、県と十分検討させていただきまして、そういう路線の統一ですか。そういうものも十分検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思えます。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 大変道路の名称というのはなかなか一夜に変えるわけにいかないんですけれども、一つの案でございましてけれども、旧町の路線そのままでは余りにもわかりにくいので、先般、合田議員とちょっとお話ししたんですけれども、せめて旧町のアルファベットの頭文字、例えば鹿西Rとか、鹿島Kとか、鳥屋だったらTとかということで、せめてそれくらいはつけていただければいいのではなからうかと思えますけれども。

議案書でも普通の一般の方でもちょっとわかりにくいので、せめてそこまでつけていただければいかがかなということで、そういう考えがあるかないかお聞かせ願いたしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長
土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの
再質問にお答えいたします。

旧町の頭文字をアルファベットでRとかT
とかそういうような形での整備はできないか
という質問でございますが、これにつきましては、
旧鹿島の方でABCというような路線も
ありますので、その点がちょっとこちら
としても事務作業のところでひっかかるよう
なところでございます。

議会等への資料等につきましては、暫定的
でそのような方向で検討していきたいという
ふうに思います。正式な道路台帳になります
と、先ほどお話ししましたように県の審査等
ありますので、そういうことも踏まえまして
検討させていただきたいということでござい
ます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君
29番（坂井幸雄君） わかりました。いろ
いろと検討して、わかりやすくお願いいたし
たいと思います。

次に2問目ですけれども、防災板というこ
とでございまして、ある箇所ではこのような
防災板を設置されているところがあるかと思
います。一つ試案でございまして述べさせ
ていただきたいと思います。

ことしの大雪は平成18年の豪雪というこ
とで命名され、たくさんの死亡者も出て、また
災害も起きたわけでございます。今回の豪雪
に関しては、いろいろと要因がございませう
が、当町では今回の、まだ3月でございま
すので除雪費が幾らほどになったのか、また
国からの助成金が幾らになったのかお聞かせ
願いたいと思いますし、それと今度の豪雪で
平地は大きなブルドーザーでならされて除雪
されているわけでございますが、山沿いの民
家の連たん地区の細い路地が区道かという
ことでございますが、なかなかブルドーザーも
入りにくく、除雪の捨て場もないわけでござ

います。

そこで、一つの案でございますが、雪解け
水や側溝では流れます。それをせき止めて道
路に流して少しでも除雪に助ければいいんじ
ゃなかろうかと思えます。

反面、防災板ということで、火災が起きた
場合にはせきとめて、その水を消火に使って
いるわけでございますが、ひとつ名前はちょ
っと防災板ということで書いてあるわけでご
ざいまして、それにアタッチメントをつけ
て、道路は勾配がありますので、上の方に持
って行ってひとつ自然の流水で常日ごろ流し
ていけば除雪の一役になるかと思えますけれ
ども、その点、町道は町でブルドーザーで行
うんですけれども、区道の関係にはひとつそ
ういう方法でも思案をしてはどうかというこ
とでございます。

もう一つ、アタッチメントはちょっと私ら
の考えでは思いつかないわけでございするの
で、ある程度どうするかはまた知恵を出して
考えていただきたいと思います。その費用は
ひとつ地域振興ということで町に持っていた
きたいと思えます。要望があればお願いいた
したいと思えます。

それと水中ポンプでございまして、せき止
めた水を上の方に上げるには、自然流水だけ
ではなかなか上がりません。傾斜があります
ので、水中ポンプで上げていただければ少々
勾配のあるところは流れて除雪されるという
ことでございますので、その水中ポンプに対
して一つの助成なんかを考えていただければ
幸いかと思えます。

ただ、全体的に消雪装置を整えればいいん
ですけれども、なかなか予算もありますし難し
い問題もありますし、金沢地区では地下水の
消雪装置は地盤沈下ということで規制という
ことで最近そういう案が出ています。ここは
水の豊富な町でございまして、自然流水を
できるだけ使って除雪の一役を担ってはどうか
と思えます。

さっきの水中ポンプの件でございますが、白山市、特に白山山麓では白峰なんかでも相当な豪雪でございますので、屋根の融雪システムなんかでも県や市でも助成しているわけでございますので、その点、また考えていただければいいんじゃないかなと思うんです。

ひとつ防災板並びに水中ポンプの助成というところでお願いしたいわけでございますので、その考えはあるかないかということをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをいたします。

水路をせき止めて水中ポンプで消雪ができないかとのご質問でございますが、消雪にはかなりの量の水が必要かと思えます。全国的には高い山を抱えているところで川の水を消雪に使っているところがあります。町内の山は余り高くなく、その点が気がかりなところでもあります。場所等を勘案して、この件につきましては検討をさせていただきたいと思えます。

また、費用等の詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

まず除雪費の総額でございますけれども、今現在まで5,300万円の支出でございます。

それと国からの費用補助でございますけれども、特別に今回600万円が来ております。

それと、先ほど町長が申しました水中ポンプを使っただけの消雪でございますけれども、これは旧の鹿西町では一回このような試みをしたことがあるんですけれども、PR不足等で余り需要といえますか手を挙げられた地区がなかった、そういうこともあるわけでございます。

ただ、ちょっと年数がたっておりますし、地域的なこともありますので、これにつきましては検討させていただきたい、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 消雪装置の排水の水が相当側溝に流れます。それでもせきとめれば十分に傾斜のあるところなんかだったらホースをつないでいけば幾らかいけると思えますので。自然の流水の消雪も防災板にアタッチメントをつければ幾らかはできると思えますので、経費はなかなかかからないと思えますので、また考えていただきたいと思います。

その次は、長曽川の河川敷でございます。

以前に長曽川の河川敷の跡地の測量に立ち会ったわけでございますが、その時点では払い下げのために測量しているということでございます。現在どのような状態になっているのかお知らせ願いたいと思えますし、それから長曽川の濁川中橋から下流へ約200メートルか250メートルぐらいですけれども、旧河川敷のまま放置されているわけでございますが、なぜ放置されているのかお知らせ願いたいと思えます。

実はその河川敷の対面のところには、林プロパンさんの横ですけれども、道路はもう来ています。その河川敷で利用できないために切断されておりますし、そのままの跡地になっております。これをどこが整備するかわかりませんが、払い下げを受けたとしたら中能登町がそれを整備しなければいけないかなと思えますので、その整備とあわせて、もう一つ、日生運輸さんから栗山さんのところへ道路が広い、河川敷の跡地があります。そこをひとつ整備されまして、バイパスの要素にしたらいかがかなと思うんですけれども。

また、河川敷の跡地なんですけれども、そ

の右側に放置されているところがございます。その横はこの間のタイマの削井から用水が流れてくるわけですが、タイマの削井が不能になっておりますので、そこへ用水が行かないわけでございますので、遊休農地に長くなっているわけでございます。そのところを河川敷の跡地の砂をひとつ補助して、分譲宅地造成ということで考えてはいかがかなと思います。約1,500坪ほどございますので、そのところを考えていただきたいと思っております。

実は、良川地区農村住環境整備事業でその地帯を宅地造成ということで考えていたわけでございますので、その点もあわせて。そのときは地頭の方には基盤整備ができなかったということでありまして、宅地造成は取りやめになったわけでございます。そのところももろもろとあわせて、ひとつお答え願いたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の分譲宅地の質問にお答えをしたいと思います。

議員の提案されました場所につきましては、先般、現地へ行って見てまいりまして確認をしたところであります。旧長曾川の廃川敷から一帯につきましては遊休農地が点在しており、活用性は非常に高いと判断をいたしました。今後は、まちづくり計画の中でどう位置づけるか検討しなければなりませんので、時間を少しいただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 坂井議員の良川地内の長曾川河川敷、廃川敷の件でございますけれども、ご質問にありました河川敷の廃川敷ですね。これにつきましては平成16年10月1日に石川県から旧鳥屋町の方へ普通河川として引き継ぎを受けているわけござ

います。

この普通河川を道路につけかえるというようなお話でございましたけれども、これにつきましてはどういった方法といたしますか、それにつきましては調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

質問の中にありました第一平尻橋から濁川中橋までの河川敷の有効利用についてでございますけれども、これにつきましては合併協議会の事務事業の中でも話が上がってきた路線でございますので、18年度予算におきまして道路網の整備ということで予算計上をお願いしているところでございますので、そういったところとあわせて今後検討させていただきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） ありがとうございます。

終わります。

議長（作間七郎君） 次に、39番 清水昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） それでは、2点質問通告をさせていただいておりますが、まず第1点目から質問いたします。

第1点目は、中能登町障害者自立支援法の施行に伴う課題についてであります。

2005年10月31日、障害者自立支援法が成立し、2006年4月より施行されます。今、各町村で準備が進められていますが、これまでどおりサービスは受けられるのか。また、これまでの暮らしができるかなど、障害者と家族の中に不安が広がっております。

また、障害者福祉提供事業所もこれまでどおりよいサービスを提供することができるのか、事業所経営を維持することができるのかという不安と心配が広がっております。

障害者自立支援法は、障害があっても住みなれた地域で安心して暮らすためには多くの

問題点や矛盾があります。それゆえに住民の福祉の増進をすることが第一義的な役割である地方自治体が、自治体独自の施策によって利用者の負担を初めとするさまざまな問題を軽減することが大変重要になっていると思います。

私は、以上の視点から中能登町が取り組むべき改善課題について障害者自立支援法施行に伴う町への提言と訴えを述べさせていただきたいと思います。

私たちは、障害者福祉サービスを初め地域における医療、福祉は地域の主人公である住民と住民の健康、生命、暮らしに責任を持つ自治体とが協力、協働して、画一的ではなくその地域の特色を生かした制度をつくり上げることが最も重要であると考えています。

今回は、そうした取り組みの一環として、ともに知恵を出し合っよりよいサービスをつくり上げていく立場から提言をいたしたいと思います。

まず提言の1ですが、当事者への総合的な利用窓口の設置、例えば障害者自立支援法施行準備室など説明体制を強化していただくことであります。

私たちのことを私たち抜きに決めないでくださいという当事者たちの叫び声を無視して障害者自立支援法が成立いたしました。そして213にも上る項目が政省令に委託されました。その政省令も施行2カ月前になっても決まらず、揺れていました。したがって、自治体の説明会の開催などはあるものの、結果的には当事者には障害者自立支援法の全体、詳細が十分かつ丁寧に説明がなされたということにはなっておりません。その結果、どこがなぜどのように変わるのか。そして自分たちの暮らしはどう変わるのか。これが説明されずに、当事者の不安と心配が広がっております。したがって、自治体には当事者に十分な説明と総合的な相談体制を充実強化することが緊急に求められております。

提言の2は、当事者のプライバシーと人権を守ることであります。

当事者への一律的な資産調査依頼書の送付、通帳のコピー、一括同意書の提出依頼などを即時中止することです。また、住民基本台帳上の登録申告は無条件に尊重すること。

現在、幾つかの自治体では個別減免や社会福祉法人の減免時に必要となる貯金等の資産調査依頼書、通帳のコピー、一括同意書の提出依頼書が一律に送付されております。これは当事者のプライバシーと人権を侵害するものであり、即時中止すべきであります。

また、住民基本台帳上の登録は住民が自己決定することです。本人の自立への意思決定は尊重されるべきであります。健康保険上や税法上で扶養家族であろうと、それは住民基本台帳上の登録と直接何ら関係がないのであります。したがって、本人が家族の扶養になっているからといって世帯分離を認めないなどということがあってはならないことであります。

提言の3番目ですが、介護給付費等の自己負担に自治体独自の負担軽減施策をとということであります。

自己負担の軽減を図るために自治体独自の助成制度、減免制度を設けることであります。2つ目に、社会福祉法人以外の法人にも社会福祉法人同様の減免ができる仕組みを単独事業として創設していただきたいと思えます。

障害福祉サービスの利用料は、4月1日から定率1割負担となっていきます。施設やグループホームの利用者は、食費と居住費も全額自己負担となっていきます。自立支援法の中には負担軽減策、高額福祉サービス費などの制度があるものの不十分な負担軽減策で、現行からすれば大幅な負担増になっていきます。このままでは、重い負担のために必要なサービスを受けられなくなる深刻な事態が起

きることも懸念されるわけであります。

今、最も行政に求められていることは、当事者が利用料を払えずサービスが受けられなくなり、これまでの暮らしができなくなることを防ぐことでもあります。

横浜市は、所得の低い障害のある人の自己負担を全額市が助成することを決めました。京都市も国基準の負担額を半分にする独自の軽減措置を実施しております。このような先進自治体の取り組みに学んで、この中能登町でも自治体独自の負担軽減策を講じていただきたいと思っております。

提言の4ですが、精神通院医療、更生医療、育生医療の対象者の自己負担を自治体の独自施策で助成していただきたいということでもあります。

1つは、精神通院医療の対象者の自治体の心身障害者医療費助成制度の対象としていただくこと。2つ目には、更生医療、育生医療の対象者を自治体の心身障害者医療費助成制度の対象とすること。

精神通院医療、更生医療、育生医療の公費負担医療費制度は、4月1日から仕組みが大きく変わっていきます。健康と命を守ることは無条件に保障されなければなりません。とりわけ精神通院医療患者、更生医療、育成医療患者は切れ目のない医療の提供が欠かせません。重い医療費自己負担のために治療を中断するということになれば、症状が悪化したり、最悪の場合の命の問題となる事態も起きかねません。

患者、障害のある人が安心して医療を受け、健康を守ることができるようにするために、心身障害者医療費助成制度を拡充することが今強く求められていると思っております。

提言の5であります。補装具の自己負担を自治体の独自施策で助成することでもあります。

補装具の自己負担を自治体の独自施策で助成すること。この補装具の利用料も4月1日

から定率1割負担となっていきます。補装具は、症状や加齢など身体状況に応じて適正に更新することが必要であります。重い負担のために補装具の更新、修理をしないこともあり、それによって障害が重くなる、安全性に欠ける事態が起きることが懸念されるわけでもあります。

提言の6ですが、地域生活支援事業をより積極的に展開していただきたいということでもあります。

市町村一般会計よりの繰り入れ等の検討を初めとして、地域生活支援事業をより積極的に展開することでもあります。2つ目には、地域生活支援事業の利用料は、基本現行どおり無料または応能負担による利用料とすることでもあります。

ガイドヘルパー、手話通訳派遣事業、そして地域活動支援センターなどは地域生活支援事業となります。この事業に対する国庫負担は大幅に削減されようとしています。しかし、障害がある人の自立と社会参加のためには市町村独自の財源もつくり、この事業を積極的に展開することが強く求められております。

提言7ですが、小規模作業所、小規模通所授産施設への支援を継続することでもあります。

1つは、障害のある人の自立と社会参加に大きな役割を果たしております小規模作業所、小規模通所授産施設が安定して運営を行えるよう、現行の補助水準を維持するよう十分な予算措置を講じていただきたいと思っております。

また、障害のある人の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所、小規模通所授産施設がこれまでどおり運営しているかどうかは今大きな問題になっております。当事者にとっては、小規模作業所などがかけがえのない施設であります。重度と言われる障害のある人となれば、当事者の自立と

社会参加、人間らしい暮らしを奪われることになりま。小規模作業所などが安定して運営が行われるよう、町は最低限現行の補助水準を維持するよう十分な予算措置を講じることが必要となっております。

提言の8ですが、実態に見合った障害認定と支給決定を進めることであります。

障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握することができる当事者の立場に立った専門性を持つスタッフを確保することです。2つ目には、認定審査会には障害のある当事者が参加できる仕組みをつくっていただくこと。

障害程度区分の認定は、介護保険のように支給限度額に連動するものではありませんが、当事者は障害程度、区分の認定が適切に行われるものかどうかという不安を抱いております。認定で非該当ともなれば現行のサービスを受けることができなくなるからであります。また、主治医の意見書が重視されたことになっていますが、例えば全盲の方と眼科医は直接関係ありません。健康診断的な意見書になると言われています。

このように、障害程度の認定の仕組みにはさまざまな問題が明らかになっております。だからこそ障害のある人の不安が軽減するように、障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握することができる専門性を持ったスタッフを確保することや認定審査会には障害のある当事者が参加できる仕組みをすることが不可欠になっていると思います。

あと少し2つばかり提言もありますが、提言の9でございます。障害のある人の住まいの保証を進めることです。

障害のある人の住まいを確保する施策を進めること。施設から地域という考え方は厚生労働省も進めている方針であります。まず、施設からグループホーム、そして本格的に地域で住むという過程が必要ですが、地域での障害者の受入体制はまだまだと言えます。

こんなとき、今以上に障害者の公営住宅入居が具体的に制度化されることが望まれるわけでありま。もしそれが十分行われなれば、自治体としての民間アパートの借り上げ、家賃補助等の施策が必要になっていきます。居住サポート事業が円滑に実施できるように、障害者を施設や移行型ケアホームに閉じ込めることにならないよう自立の理念に沿った具体的な取り組みが必要となっております。

いま一つは、自治体独自の就労支援強化を具体化することです。

働いて収入につながる就労継続支援、非雇用型となるための支援策を示すことです。一般就労希望者数に対応できるサービスと支援の質を高めることです。自治体の責任で自治体の関係部局と石川労働局、企業、就労支援専門機関等の分野を超えた恒常的就労支援ネットワーク形成に向け働きかけていただきたいということでありま。自治体が率先して障害のある人の働く場となるよう、具体的な仕事の提供と数値目標を持つことです。

また、十分な所得保障がなされないまま応益負担が導入され、これまでは働く場であり少ないながら賃金を稼ぐ場であった作業所や授産施設を利用する際には使用料負担がかかるようになります。働いて赤字または生活費を稼ぐことができないという矛盾を解決しなければならいわけでありま。一般就労の雇用率と継続率の向上を保障するためには、働く場の確保、事業所開拓、関係者の連携が必要であります。障害者雇用達成に向けて企業への働きを強化していくためにも、自治体が障害者雇用に積極的な姿勢を示すことも必要であります。

以上、ご提言を述べさせていただきましたが、何とぞひとつよりよいサービスがごまようご努力をお願いするものであります。

議長（作間七郎君） ここで、執行部の答

弁の前に10分間休憩をさせていただきます。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 清水議員からはたくさんの方の項目について質問、提言がございましたが、私の方から障害者自立支援法の施行に伴う当事者への総合的な相談、説明体制の整備について答弁をさせていただきます。

ことし4月より施行となります障害者自立支援法につきましては、サービス利用料の負担増や障害程度区分認定審査会への認定義務づけ、新事業体系への移行等により、障害者の方々やその家族におかれましては今後の生活への不安や心配を抱えておいでだと思います。

本法律の中には、相談支援事業が必須事業として位置づけられておりますので、制度についての説明はもちろん、障害者の方が必要なサービスを適切に利用できるよう身体、知的、精神の3障害に対応した総合的な支援体制を行うべく、専門的な職員の配置等を勘案しながら体制整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

残る項目につきましては担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、提言2の当事者のプライバシーと人権を守ることにについてでございます。

これにつきましては、同意書などの書類は国から示された様式でございまして、低所得

者を確認するためには必要でありますので、よろしく願いをいたします。

なお、プライバシー等の保護につきまして、これまでも十分注意してまいりましたけれども、今後も今まで以上にプライバシー等の保護に努めたいというふうに考えております。

第3点目の介護給付費等自己負担に自治体独自の軽減対策をという提言であります。

これにつきましては、今までは居宅支援及び施設訓練の給付費となっておりますけれども、この4月から始まります障害者自立支援法では介護給付費と訓練給付費となりまして、現在、移行に伴う自己負担の見直しを行っているところでございます。

障害者自援法は、介護保険などの施策に倣いまして、町民税課税世帯か町民税非課税世帯では利用者負担が違っております。町民税非課税世帯につきましては、利用者負担額の減額の制度がございますので、今後もこれを減額したいというふうに考えております。

自治体独自の負担軽減施策につきましては、障害者自立支援法では原則利用料は1割となっておりますけれども、段階的に減免を行い、一定の額が手元に残るように配慮されておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

提言4の精神通院医療費、更生医療、育生医療の対象者の自己負担を自治体独自の施策で助成するという件でありますけれども、これにつきましては精神通院医療、更生医療の自己負担につきましては、町として現在独自にて助成をいたしております。今後の助成につきましては、国の動向等を踏まえながら検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、育生医療につきましては、これは県が行っている事業でありますので、私からの答弁は控えさせていただきます。

第5点目の地域生活支援事業をより積極的に展開することというご質問であります。

これにつきまして、地域支援事業につきましては、障害者の方々の生活支援ニーズや各種の社会資源を踏まえて今後も実施する意向であります。障害者の方々の実態把握を行った上で、本事業の中に位置づけられておりますさまざまな事業を取り入れ、現在のサービスの低下にならないよう柔軟で積極的な実施をしたいというふうに考えております。

また、本年度より策定いたします障害者福祉計画の中にもこの事業については具体的に盛り込む予定であります。

なお、利用料につきましては、10月の完全施行に向けて現在の状況を勘案し、関係機関との調整をとりながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、提言であります中の小規模作業所、小規模授産施設への支援を継続することということであります。

小規模作業所等の支援に対しましては、これまで同様に障害者の方々の社会福祉の観点から必要な施策であるというふうに思っておりますので、今後とも支援を継続していきたいというふうに考えております。

それから、実態に見合った障害認定と支給決定を進めることというご提言であります。

これにつきましては、平成18年4月からの支給決定に対しましては、全国的に審査会の判定が義務づけられております。それに伴いまして、専門家による今まで以上に公平、公正な支給決定を進めることが現在求められております。町におきましても、9月にはこういった審査会を開催したいというふうに考えております。

なお、審査会の定数条例に関しましては、今議会に提案させていただいたとおり5名の審査委員をお願いをしたいというふうに思っております。人選につきましては、身体、知的、精神の3障害の関係者を網羅するような

人選を考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、先ほど提言の中で、補装具の自己負担の自治体の独自施策で助成すること、それと提言9、障害のある人の住まいの保証を進めることと、提言10、自治体独自の就労支援強化策を具体的に示すことというご提言をいただきました。これにつきましても町として積極的に考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） ご答弁ありがとうございます。これからは本当に大いに研究していただいて、よりよい支援を施行されますようによろしくお願いいたします。

2点目の質問をいたします。

中能登町国民保護計画に基づく条例制定に関する質問であります。

今回、中能登町国民保護協議会条例案と中能登町国民保護対策本部条例案が提案されております。国民保護法は、いわゆる日本有事の際に地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけております。今回提案の2つの条例案は、それに基づくものであろうかと思えます。

そこでまずお聞きしておきたいのは、国民保護計画に関する町の条例制定について、いつまでにつくらなければならないという期日指定があるかということであります。期日指定もつかなかった場合の罰則規定もないのではないかと思います。確認をしたいものであります。

さて、我が国に対し外部からの万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害のときに政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことですが、しかし有事法制における国民保護計画は、災害救助法における住民避難計画な

どとは根本的に違うものであるということをはっきりさせておかなばならないと思います。

その第1は、国民保護計画は米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画だということであります。

第2は、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その職員、労働者を動員する計画だということであります。国民保護法では、地方自治体には住民避難計画の作成のみならず、学校、公民館など地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくらせることにしております。

第3に、国民保護計画は国民の自由と権利を侵害する計画になるということであります。戦争への従事命令や国民の土地、建物の強制収容、物資の強制収容が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかであります。

以上のように、国民保護計画は災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちですが、地方自治体に課せられるのは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりが中心になることを指摘しておかなければなりません。

そこで、2つの条例案についてですが、国民保護協会や国民保護対策本部の評議員や本部員のメンバーはどのような仕組みで決められるのかが書かれておりません。有事の際に住民に指示する人たちがどのように任命されるのかが明らかでない条例には私は大きな欠陥があると思いますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

国民保護関連の2つの条例につきましては、国から通達が出ており、県については平

成17年度末をめどに、市町村については平成18年度をめどに国民保護計画を作成することとなっております。したがって、今回条例を制定させていただきまして、平成18年度中に協議会を開催し、町国民保護計画を作成するための準備をし、年度内に計画を策定するものでございます。

また、罰則規定につきましては設けられておりません。

次に、国民保護協議会の委員メンバーにつきましては、国民保護法第40条の中で、町長が会長となり、委員については管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊に属する者、県職員、助役、教育長、消防長または消防吏員、町職員、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員、有識者の中から町長が任命するということになっております。

また、国民保護対策本部の本部員メンバーにつきましては、国民保護法第28条の中で、町長が本部長となり、副本部長は本部員の中から町長が指名をします。本部員については、助役、教育長、町の職員、消防長または消防長が指名する消防吏員と定められています。

いずれにしましても、国民保護法第40条第8項及び第31条に、法に規定するもののほか必要な事項は町の条例で定めるとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

平成18年4月からこの計画の策定に取り組むこととなりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 今、町長から中身の模様がる説明されました。時間の都合もありますので、あとは討論でまたこちらの疑問を言いたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） 次に、11番 甲部昭夫君

〔11番（甲部昭夫君）登壇〕

11番（甲部昭夫君） 今度の議会で2つまた皆さんに、町長にご質問をしたいと思えます。

先ほどから3人の方のを聞いておりましたら、なかなか難しい問題を話をしておられて、執行部の皆さんも議員の皆さんも大変疲れて聞いたような感じでございますので、ひとつまた私はやわらかく言いますので聞いていただきたいと思えます。

学校統合問題の現況と今後の見通しについてということで、中能登町も早いもので昨年3月1日に誕生して1年が過ぎました。この町も杉本町政のもと、順調に新町が発展していることを皆さんとともに喜びたいと思っております。

さて、今回私の一般質問は、合併前から各町で重要な問題でありました小中学校の統合問題であります。

関係する父兄から、この問題について関心度が高いことを知らされました。小学校の問題は、旧鹿西ではいち早く金丸小学校と能登部小学校が統合され、旧鹿島や旧鳥屋では現行のままであるということは皆さんもご承知のとおりであります。これらについても重要な問題であることは変わりございません。

しかし私は今回、合併前の話を振り返り、中学校統合について考えてみたいと思えます。

当時、鹿南合併協議会が設置され、その中に教育特別委員会が設置され、統合問題について協議されておりましたことを思い出しております。そして、その協議の結論として、現存の鹿西中学校を改築して使用する案と、どこか別の場所で新築するという案を協議会に答申したと聞いておりますが、3月1日の合併までに間に合わず、新町になってから速やかに統合検討委員会を設置し検討するという事になったと記憶しております。

私のこの理解で間違いはないでしょうか。ま

ずこの点を確認したいので、ご答弁をお願い申し上げます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 甲部議員のご質問にお答えいたします。

甲部議員が先ほどおっしゃいましたとおり、理解しているとおり間違いございませんが、学校統合問題検討委員会についてご説明いたします。

学校統合検討委員会は、今月3月3日に第1回の委員会を開催いたしました。委員には区長会、学校、PTAの代表、それから学識経験者の皆さん方など全部で15名の方々を町長より委嘱をしていただきました。そして、この委員会の委員長には教育委員長の濱田繁さんに、副委員長には区長会の会長の三野一夫さんをお願いをし、3月3日当日は事務局の方から児童生徒あるいは子供さん方の人数の推移、それから各学校9校の建設年度や面積などの説明を行いました。この後、3月の下旬には委員全員で町内の9校を視察する予定であります。

なお、答申を出さなければならないのでございますが、検討委員会は第1回をやっと終わったところでございますので、具体的なスケジュールは審議しておりませんが、教育委員会としてはこの秋をめどに答申を出さなければならないというように話し合っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） これはちょっと私は段階的に質問していこうと思ったら、全部今教育長は返事していただいたので、これと言うことはないようになってしまったんですけども。格好よく3つに分けて質問していきたいなと思って、自分の原稿にはそんなふうに書いていたけれども、教育長は全部最後まで言われたもので聞くことがなくなってしま

いました。

この件はそれでよくわかりましたし、3月3日ということであれば、当然そんなに審議することもないんだろうなということは感じておりましたが。

ただ、やはり若い人の父兄の皆さんには私は聞いたことは、あの話はどうなった、立ち消えになってしまったのかというような話もございましたので、関心のある方は関心が十分にあるんだなということなので、今後、円滑にこういう話が進んでいくようにご期待を申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

次に、新町の土地の有効利用というようなことでお聞きをしたいと思います。

まず、町有地についてもいろいろ資産表には載っているわけですが、私の感じるところでは後山地区の今トンネルのできた出たところにすぐ大きな空き地があります。そしてまた、能登二宮の駅前にもありますし、旧金丸小学校の運動場もございます。中能登町に若い人が定住するには、やはり生活環境の整備が不可欠であり、町も企業誘致や住宅建設、あるいは住宅宅地造成に力を入れていることはよくわかっております。

しかし、企業誘致の方は委員会等も設置される中、いま一つ結果が出ておらず、これからも期待していくところですが、宅地造成や町営住宅の建設はこの町にとっても非常にいいことであると思っております。

杉本町長におかれましては、これからも住宅関係に力を入れていきたいと議会でも申されていたことを記憶しておりますが、現在、旧鹿西後山地区に約7,000平米、2,000坪以上の土地があり、また金丸小学校の運動場跡地は1万1,700平米、約3,550坪の広さがあると聞いております。町はこの土地を将来どのように利用する予定であるかはわかりませんが、私は宅地造成や町営住宅に利用されてはどうかということを思いますが、いかがな

のでしょうか。この件に関して、ひとつまずお聞きをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えをいたします。

金丸小学校の跡地については、かねまる交流館が建設されたところであります。また、体育館も残っており、運動場もあるわけですが、後山地区も含めた町内に点在する町有地もそうでありますが、町全体をとらえた土地利用計画を策定し、長期総合計画にも盛り込まなければならぬと思っております。

また、町の各施設についても今後統廃合も考えていかなければならず、その施設跡地の有効利用が課題となっていくかと思っております。

今後は、議会や町民の皆さん方の意見もお聞きしながら、どのような方法がいいのか検討していきたいと思っております。

先ほど坂井議員からの提言もありましたように、いろいろなところの該当する地区や町民の理解が得られれば宅地造成事業か、また町営住宅の建設も考えなければならぬと思っております。

この件につきましては、いま少し時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 今の町長のご返答である程度わかりますけれども、中能登町は七尾市と羽咋市の間にあり、やはり住宅地ということで開発ができれば、今の状態からいったら入っていただける人がかなりいるのではないかと。七尾に近いし、羽咋に近いしというようなことで。そして、子育てを支援しているこの町は、本当に子供にとっては、親にとっては優遇されているような町だと私も自負しておりますので、これから一生懸命そういう方面に力を入れていただきたいと思いますということをお願いを申し上げまして、今回の質問にか

えさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで、昼食のため
午後1時30分まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

5番 宮下為幸君

〔5番（宮下為幸君）登壇〕

5番（宮下為幸君） 3月定例議会に向け
まして3つの質問をいたしたいと思いを。

まず最初に、県土ダブル構想について。

石川県の均衡ある発展を目指し、県内南北
幹線の複線化と東西幹線の多重化を進めるこ
とにより、日本のラダー状道路ネットワーク
を形成する県土ラダー構想を進めています。
中能登隣接の地域でのラダー構想は、通称七
尾道路、県道七尾鳥屋線、資源開発の横を通
る道路です。今開発されています。今工事中
であります。国道415号線、千里浜インター
から氷見へ抜ける415号線です。一般県道松
木代田線、これは志賀町の中核団地へ抜ける
道路で、完成しているらしいです。志賀鹿西
線の延長工事が県で採択されましたが、能登
有料道路と国道159号線を結ぶラダー状幹線
道路になるが、県土ダブル構想なのか、それ
についてお伺いしたいと思いを。

その工事はいつごろから始まり、いつごろ
完成になり、ルートのにも決められているの
か、その辺をお聞きしたいと思いを。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 宮下議員の
ご質問にお答えいたします。

ただいま宮下議員が県のダブルラダー構想
につきまして説明されたわけでございますけ
れども、その中に出ておりました七尾道路あ
るいは徳田から大津へ抜けます道路、あるい

は415号線の道路につきましては、明確な路
線として県の構想の中に入っております。

眉丈山トンネルから抜けますところの延伸
道路につきましてはその中に入っているかと
いうご質問でございますけれども、これは広
い意味ではこの構想の中に入っているとい
うふうに私どもは受けとめております。

その工事の着手あるいは状況等についまし
ては、現在、県の方では県単独でもって調査
費を計上しております。18年度におきまし
ても同じような調査測量費を計上したと、そ
ういうふうに伺っております。

今後につきましての工事でございますけれ
ども、それらはどういった国の事業が採択さ
れるのか、あるいはそういう点におきまして
は県が要望活動を行っている。そういう状
況でございますので、町といたしましても間
接的でございますけれども協力いたしまして
早い着工を行っていきたい、努力したいと。
そういうふうに考えておりますので、よろし
くお願いいたします。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 志賀町との交流人口
が図られると思いをしますので、ぜひ早期的な着
工をまた町の方からもお願いしていただき
たいと思いを。

次に、地球温暖化防止実行計画について。

このままではいけないと世界の国々がCO₂
の廃棄量を減らす約束をしました。それが
2005年に発効した京都議定書です。日本は
6%のCO₂を減らすと約束しましたが、実際
は8%ふえているところが現状であります。
この8%と6%を足しますと、14%のCO₂を
減らすということはかなり難しいことだと思
います。

町の事務事業等の排出抑制計画は大変意義
のあることだと思いを。平成16年度の温室
効果ガス排出量6%の削減の根拠は何かお聞
きしたいと思いを。

それと、温室効果ガス排出削減のための数

値目標を設定してありますが、これらが実施されることによって経費的な削減にもなると思いますが、年間どれくらいの金額なのか、大体でいいですから教えていただきたいと思っています。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

〔保健環境課長（金岩 進君）登壇〕

保健環境課長（金岩 進君） 宮下議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成16年度の温室効果ガスの排出状況でございますが、今回調査の対象としておりますのは町の92の施設、75台の公用車であります。調査の結果、温室効果ガスの排出量では、ガスの種類別で二酸化炭素4,548トン/CO₂、メタン5トン、一酸化二窒素20トン、ハイドロフルオロカーボン1トン、合計4,574トン/CO₂となっており、二酸化炭素が全体の99.4%を占めております。

排出要因別では、ガソリン等燃料1,458トン/CO₂、電気3,065トン、自動車走行5トン、廃棄物25トン、下水、し尿で20トン、カーエアコン1トンとなっており、電気が全体の67%を占めております。

また部門別では、上位は教育文化課1,035トン/CO₂、上下水道課1,018トン、生涯学習課591トンとなっております。教育文化課が多いのは学校施設を多く持っていることによるものです。

次に削減目標についてでございますが、燃料消費で3%、電気の使用で7%、自動車走行で2.5%、廃棄物の焼却で25%、下水、し尿等処理で3%を目標としております。これを合わせますと全体で約6%の削減となります。職員一人一人が取り組む項目として33項目、施設設備管理上の取り組みとして58項目の取り組みを盛り込んでおります。これに積極的に取り組むことにより、6%の目標を達成したいと考えております。

次に経費的な削減額でございますが、16年度の経費の内訳は、現在の契約単価で計算し

ますと概算で燃料代が5,700万円、電気代が8,000万円、その他で2,400万円、全体で1億6,100万円の経費がかかっていることとなります。

目標としております排出量の6%削減が達成されますと、単純計算で年間約830万円の費用が削減されることとなります。財政上にも大変貢献することとなりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 今、6%の削減は何となくわかりましたが、京都議定書に基づかれて環境省のあれだと思っておりますが、6%削減ということは。実際にCO₂が6%削減の目標が8%もふえているということを考えますと、ぜひ14%というそれが出ていますので、できるだけ中能登町としても事務事業の円滑化のために、ぜひ6%と言わなくて、8%か9%ぐらい削減していただきたいと思えます。

それと、民間の事業所ではISO並びにエコアクション21の認証制度に取り組んでいるところがあります。取り組み手順とか内容はよく似ているんですけども、これらとの関連性はあるのかないのか。また、ISO、エコアクション21の認証も受ける意思はあるのかないのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それと、環境審議委員会というものがありますが、これはどういう人たちがなっておいでなのかお伺いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

保健環境課長（金岩 進君） 今回の計画

は、地球温暖化防止の推進に関する法律に基づいて作成したものであり、自治体に策定、公表が義務づけられているものであります。計画策定の背景には、いずれ行政の事務事業だけでなく地域全体の温室効果ガスを削減する目的を策定し、地域全体で削減に取り組む

べき時期が来ると思われます。それ以前に行行政機関が率先して取り組む必要があるということで義務づけされたものと認識しております。

ISO、エコアクション21は一般企業向けの認証制度でありまして、自治体に義務づけされているものではございません。どちらも環境マネジメントシステムを構築するものであり、排出量の調査を行う点や数値目標を挙げて削減に取り組む点、その結果を公表する点で実行計画とほぼ同じ内容のものであります。

また、これらの認証制度は審査、更新に定期的に費用が必要となります。したがって、これらの認証は受けなくても実行計画で十分機能を果たせるものと考えております。

次に環境審議会でございますが、環境審議会は、より良好な環境の確保に関する基本的施策及び環境管理上の基準について調査、審議するための諮問機関として、昨年8月に11名の委員を委嘱し、第1回の会議を開いております。

委員は、議会、区長会、女性協議会、商工会、農業委員会の各団体の役員の方及び保健所の次長さんをお願いしております。審議会には、実行計画の内容及び進捗状況を逐次報告し、計画についての提言をいただくことにしております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） はい、わかりました。

それでは、次の自然環境の保全活用について。

NHKで放送された「クローズアップ現代」でソメイヨシノを救えということで弘前市の取り組みが紹介されておりました。弘前城公園には1,000本のソメイヨシノの桜があるそうです。そのうち樹齢100年以上のものが100本を超えるソメイヨシノがあると放送さ

れておりました。そのすべてが良好な状態にあるそうです。行政が先頭に立ち、桜の管理を行っていると紹介されておりました。

鳥屋中学、後山のおすなる公園の桜の木はてんぐ巣病になっております。桜は国の国花であり、広く皆さんから愛されている花だと思っております。その桜が危機に立っているわけです。

てんぐ巣病はタフリナ菌によって伝染するもので、一日も早い除去が必要だと思っておりますが、桜を守る防除事業は計画されているのか。その調査状況はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の質問にお答えをいたします。

町が管理している公園施設等の樹木の病害虫防除対策につきましては、業者及びシルバー人材センターに委託をしております。

ご指摘の桜の木の病害虫防除につきましては、毎年薬剤散布による防除を行っておりますが、昨年9月に碁石ヶ峰池周辺の桜の木にてんぐ巣病が発生をし、10月中にその病枝分は切除作業を行っております。

また、今回の調査により能登部上地内、能登部上ふれあい会館前より能登部下地内の中部浄化センターにかけての桜並木、肩丈が丘休憩所、古墳公園に至る道路わきに植栽されている桜の木につきましては、かなりの本数のてんぐ巣病の発生の報告を受けております。また、雨の宮古墳、グリーン広場、まなびや館、ふるさと交流館においてもてんぐ巣病の兆候が見受けられるとの報告を受けております。

てんぐ巣病の対策は、薬剤散布では効果がないため、その都度病枝部分の切除をするほかに聞いております。今春の開花には間に合いませんが、速やかな対応を講じ、防除の徹底を図るとともに、職員の公園施設等の

巡回時に樹木の生育状況についても注意を払っていきたくております。

なお、そのほか学校等の教育施設及び保育園等の公共施設につきましては、現在のところてんぐ巣病等の発生の報告は受けておりません。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 鹿島中学の桜並木は毎年盛大にきれいということで、どなたが整備されているのかわかりませんが、あそこはきれいになっておりました。ぜひきれいに風通しのいいところで、ぜひまた皆さんで、ぜひ行政の皆さんで、役場の皆さんで暇があれば、していただきたいなど。それも1月か2月ごろにしなくてはだめだそうですから、ぜひまた来年でもお願いしたいと思います。

それでは、学校林整備について。

私たちが中学校のころは下刈りに中学校の生徒として行きました。PTAのときも中学生の生徒とともに行きました。学校林は、労働のとうとさを学ぶ場所として生徒が手入れを行い、自然と共有し、体感をする機会とすべきと考えます。

中能登町の学校林も天然林、果樹園、散策林ゾーンに分けまして、児童生徒に危険性の少ない作業や栗とかアケビ、野イチゴなどの収穫作業の喜びを感じる教育ステージにと考えます。ぜひこの学校林の下刈りなどを危険性のないように子供たちに体験させていただきたいと思います。そのことについて、行われているのかどうか、お聞きしたいと思えます。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 宮下議員のご質問にお答えいたします。

学校林整備は行われているかどうかとのご質問ですが、鹿島地区の学校及び鳥屋小学校には学校林はありません。鳥屋中学

校、鹿西地区の学校には昭和50年代までPTAの皆さんのご協力をいただきまして下草刈り等の整備は行われていましたが、現在はそのような整備は行われていません。

ただ、鳥屋中学校の学校林につきましては植栽して50年余りたっている杉林の学校林があるのですが、昨年は実年会のボランティアで下草刈りを行っていただきました。また、一昨年は林道等の整備も行っております。

今後についても、昔のような整備を行うことは大変難しいことだと思いますが、新年度へ入りましたら先生方とも相談させていただいて、よりよい方向へ持っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 労働のとうとさを学ぶ上で、ぜひまた子供たちに学校林の整備をしていただくようにまたお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） 通告順に従いまして、6件にわたって質問をいたします。

第1件、議員の政治倫理条例と町長の政治姿勢について。2件目、合併前の財政計画と本年度の財政の現状について。3件目、ひとり暮らしお年寄りの給食事業の復活と代替事業費の全額町負担について。4件目、国民健康保険証の資格証明書及び短期保険者証の発行の現状と今後の対応について。5件目、鍼灸医療の保険適用について。6件目、ケーブルテレビについて。以上の6件でございます。

まず、1件目の議員の政治倫理条例と町長の政治姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。

去る12月19日議決された中能登町議会議員

政治倫理条例について、来る4月1日より公布、適用することになりました。政治倫理条例は、昭和58年にある市の一職員の居座りをきっかけに市政浄化の声が高まり、市民運動が学者の協力をも得て立法化に成功したものと聞いております。自治体で有効性のある政治倫理条例の制定と運用を図ることは、主権者、住民の共通の課題となっております。

ところが、中能登町の政治倫理条例は、ご承知のように対象は議員のみとなっているわけです。私は、その後、各所自治体の政治倫理条例を比較検討してみたところ、議会のみ政治倫理条例の制定は非常に数少ないように考えられます。その大方については、その受託者たる町長、助役、収入役、教育長及び議会議員が町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼にこたえられるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とすると、四役、議員、町民の責務まで条例化してあります。私は、当然そうあるべきだと考えるわけです。

去る13日午後開かれたケーブルテレビ説明会における議会運営委員長の報告内容によれば、せっかく制定された条例だが、ざる法ではないかと発言をしている議員がいる。議員みずからが襟を正したこの倫理条例の適切な運用を大変に危惧しているとの発言があった。この問題を当委員会で協議をしたところ、議員みずからが条例を重く受けとめ、謹んでいただきますよう再度皆さんに周知徹底をしていただきますよう委員全員の要望であったという報告がなされたわけです。

ご承知のように、平成3年6月議会の選挙において旧鹿島町で政治倫理条例が策定をされ、当時、7期連続で当選をした壁屋一郎さ

んがその真意を深く受けとめ、以来、今日に至るまで立候補しなかった例もあります。これは、正確に判断するならば、いかに内容の深いものであるかを示すものではないかというふうには私は思うわけでありませう。

したがって、4月1日公布、適用となっておりますが、一方的な議員のみの政治倫理条例をできるだけ早く四役、議員、町民の責務まで条例化すべき内容に改めることを提案するものであります。町長の見解を求めたいと思います。

なお、一部町民の中からは、町長が発注者であり、自分の会社に委託をしているのと同様ではないかとの疑念を持つ人もいます。町長の見解を求めたいと思います。

さらに、現在、当町のように四役の政治倫理条例の対象となっていない現状での町長の政治姿勢について、どのようなお考えを持っておいでなのか、見解を求めたいと思います。

少なくとも4月1日から適用される議員の政治倫理条例に準じて姿勢を正してもらう必要があるのではないかと考えていますので、以上の点についてご答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

中能登町議会議員政治倫理条例は、題名のとおり議会議員に適用されるものであります。私自身も町長という立場であり、議員の政治倫理条例第4条の町工事等の契約に対する遵守事項の中に「地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し」とありますが、地方公共団体の長にも地方自治法第142条にうたわれている同じ規定がございますので、それに準ずるかと思っております。

工事の発注につきましては、町では指名業

者選定委員会を開き、業者選定を公正に行って入札を適正に実施し、事業を行っているところであります。

私自身は、私の会社というものはありませんし、会社というものはそこへ働いている皆さんのものであり、また社会のものであると私はそう考えております。そういう中で、長としても当然でありますし、今、四役のお話もありましたように、四役にいたしましたも当然であろうと思います。四役にはおいでませんし、かかわっておいでる方はおいでせんけれども、私自身は前いた会社とは一切関係もありませんし、関係もこれからはする気持ちはございません。町長として一生懸命に公正、正大に邁進をしてみたい、そう思っております。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 私、ちょっと今、座を外しておったので、町長から答弁があったのかもしれませんが、要するに今の中能登町政治倫理条例は議員のみに課せられている。そのために四役を含めた、もちろん議員も含めた新たな政治倫理条例を速やかに策定していただきたいということなんですけれども、この点についていかがか、ご見解を賜りたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 町長に対しても地方自治法第142条に議員と一緒にような規定がございます。それと同じだということでありまして、条文とかそれはほとんど議員に類した条例がございますので、それに当然入る、そういうことでありまして、議員の条例には入れないけれども長としての条例もあると、そういうことであります。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） それでは、政治倫理条例というものをつくらなくても地方自治法142条で十分に対象になる、適用されるといふ見解なんですね。

それでは、ぜひとも、また私が今申し上げたような他の政治倫理条例をも調べていただいて、篤とできるだけ善処するようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の合併前の財政計画と本年度の財政の現状について質問をしたいと思ます。

中能登町が発足をして早くも丸1年を経過いたしました。町村合併において当時最も問題になったのは、合併後の財政問題であります。その中でも合併前における地方交付税、臨時財政対策債、激変緩和措置等についてであります。合併の条件としての問題点が、合併後わずか1年足らずして私が指摘してきたことが現在浮き彫りになってきているわけであります。

その第1点といたしましては、地方交付税についてであります。当局の見解は、合併をしなければ交付税の減額が見られ、合併をすれば合併後10年間は地方交付税の減額はあり得ないとのことであったわけです。そのためには合併やむなしとの強い態度でありました。しかし、本年度予算では対前年比で約4億円の地方交付税が減額になっているわけあります。

第2点目といたしましては、臨時財政対策債についてであります。平成16年度以降は廃止されるということでありました。私はこれを強く否定をしてきたわけであります。しかしながら、現実に17年度、18年度予算においても、18年度予算においては3億8,100万円が総務債として認められているわけあります。

以上で、本年1年間だけでも約8億円の誤差が生じてくるわけだというふうに考えるわけあります。その中で最も痛手となるのは地方交付税の大幅減額であります。

第3点目として、国庫支出金、県支出金の大幅減額であります。さらに、予想外のケーブルテレビ事業による地方債の大幅増と普通

建設事業の大幅減であります。このまま激変緩和措置期間に入ることになると、今後の財政運営に大きな支障を来すのは必至ではないかというふうに危惧の念を持つものであります。

第4点目として、激変緩和措置の問題であります。あと9年間で激変緩和措置期間に入ります。私は、なぜこの点について強調するかと申し上げますと、行政機関として最も大事なことは、何よりも先見性を持つことが重要だというふうに思うからであります。これによって、今後のあらゆる展望と住民のためになる施策が打ち出せる土台、基礎となるからであります。

以上、幾つかの問題について申し述べましたが、どのような検討がなされてきたか。今後の財政問題について、さらに運営についての当局の見解を求めたいと思います。

なお、まちづくり総合計画、これは前回の予算議会で澤課長が答弁をされているわけですが、この作成はいつになるのか。この点について具体的に答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 五十嵐議員の質問にお答えします。

地方交付税の減額であります。地方交付税では合併特例により、合併年度及びこれに続く10年間については、合併がなかったと仮定し、旧町ごとに毎年算定した交付税の額を保証し、その後の5カ年で段階的に減額されることになっております。

また、三位一体の改革によりまして平成16年度から平成18年度までの3カ年で地方交付税及び臨時財政対策債を含む約5兆円を減額すると国の方では言っております。このためどこの市町村においても地方交付税は減額になっていると思います。

当町の地方交付税では約4億円の減額であ

ります。この内訳としましては、臨時財政計画が昨年度と比べ5.9%の減であるため約2億5,000万円の減となり、また格差是正のための特別交付税で1億3,000万円が減額となるものであります。

平成19年度以降の地方交付税の改革については具体的な削減規模というものはありませんが、国の方針では交付税の不交付団体の人口割合を2010年までに全人口の3分の1を目指すとしておりますので、今後もさらに地方交付税の縮減は避けて通れないと考えております。

次に臨時財政対策債の推移であります。臨時財政対策債は、交付税の財源不足分の一部を地方自治体による借入金で賄い、後年度にその元利償還金の全額を交付税で措置するというものであります。平成13年度に当初の臨時財政対策債が始まりましたが、そのときの金額は1億3,270万円で、平成15年度の7億8,170万円をピークに減少傾向となり、平成18年度では3億8,100万円を見込んでおります。この臨時財政対策債は平成18年度が最終年度となっており、19年度以降につきましては具体的なことはまだ決まっております。

次に、当面の事業計画推進と地方債借り入れと公債比率の大幅増であります。当面の事業計画としましては、平成18年度にケーブルテレビ事業を予定しております。また、平成19年度以降につきましては新町建設計画に基づく普通建設が控えており、今後の地方債の借入額及び公債費率は大幅に増加する見込みであります。このため、地方債の借り入れにつきましては地方交付税措置が大きい起債の活用を図るなど、公債費比率の上昇をできるだけ抑えたいと思っております。

また、合併のスケールメリットを生かし、行政改革を進め、経常経費の削減を図りたいと思っております。

次に、平成27年度以降の地方交付税の激変

緩和措置に対する財源対策についてではありませんが、激変緩和措置の財源対策であります。一本算定以後の財政状況はますます厳しくなると予想されることから、今後より一層の経常経費の削減、企業誘致等の推進による自主財源の確保などを図り、一本算定に向けた足腰の強い財政基盤の確立に努めなければならないと考えております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） そうしますと、今、澤課長が答弁をされたように、合併をして、合併をすればばたもちでももらえるような大宣伝がなされて、そして私たちがこういう問題があるといろいろな面から問題を提起し、しかしそれを強硬に押しつぶして、そしてこの合併がなされたわけですよ。しかし、今、担当課長の答弁を聞きますと、まさしく私たちが合併前に言ってきたことがそのまま今写し出されているということでもあります。

合併してしまってから何を言っても始まりませんけれども、今後、そういう立場で十分に細部にわたって検討をして、みんなの知恵を集めて、そして何とかこの中能登町をさらに発展するように努力をしていただきたいと思います。

それでは引き続いて、ひとり暮らしお年寄りの給食事業の復活と代替事業の全額町負担についてであります。

中能登町の合併の条件は、負担は軽くサービスは高きの理念のもとで発足をいたしました。65歳以上のお年寄りから苦情を聞いて、初めて私自身が知ったことを恥ずかしく思っております。

旧鹿島町では約220名、年6回、2カ月に1回、天平の里において、送迎は町の車で、入場料、配食料すべてが無料でこの事業が行われたわけであります。その内容につきましては、1人約800円、事業費総額約80万円、合併により廃止されたものであります。

ひとり暮らしのお年寄りが2カ月に1回、地元のよもやま話をお互いに持ち寄って、そのことがお年寄りには大変喜ばれていたらしいんですね。そういうことなんです。

なぜそのようにみんなから期待をかけられ、また喜ばれていたすばらしいそういう事業を中止したのか。ぜひ復活をしてほしいと。私いろいろ議会の準備その他で、高畠の長寿会ですか、総会に出席しないでおこうと思っていたんですけども、そういう声を余りにも聞くが余りに、わざわざ総会に出席をしました。要するに、本当に皆、ぜひこれは復活してもらいたいという強い要望であったわけであります。

鹿島町では80万円の予算ですから、その約2倍強、150万円か百五、六十万。200万円もあれば全町それと同じやり方で催しができて、ひとり暮らしのお年寄りから喜ばれるのではないかというふうに思うんです。

したがって、中止をされたその理由。今後速やかに復活をしていただきたい。これについての答弁。

なお、その代替事業といいますが、そこら辺はまだ私、明確に調査をしていないんですけども、4月にタケノコ配食サービス、それから11月に、これは鹿島町の例なんですけれども、天平の里ひとり暮らしの昼食会、それから2月に赤飯の配食サービス事業というのが実施されているらしいんですけども、以上の事業が町の補助金が全くなしに、民生児童委員の活動費からすべてが支出をされているという内容であります。

さらにその内容を調査しますと、民生児童委員活動費年間1人当たり8万7,600円。これは全国统一基準の金額だというふうに聞いておりますけれども。

そこで、それでは民生児童委員の役割というものは何なのかということをおなりに調べてみたわけであります。民生児童委員の役割については、1つは民生委員の役割。一定の

区域を担当し、地域で生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などのあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査を行うこと。次は児童委員としての役割は、民生委員は児童委員も兼ねており、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成のため、主任児童委員と協力をし地域活動を行うということになっております。

そこで、具体的な活動については、社会調査、担当の区域内の実態を把握する。それから相談事、住民の抱える問題を受けとめて親身にこれに対応する。その他、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申、証明事務等々をするということになっているわけがあります。これが事業内容であります。

そういう事業内容を推進していくのに支給されている補助金が、形を変えて給食サービスに回っている。こういうことが果たして是なのか非なのか。私は非常に大きな問題があるのではないかというふうに思うわけあります。

そこで、以上いろいろと具体的な報告を申し上げましたけれども、民生児童委員の活動費をこのような事業に使うということは、まさしく流用に等しいのではないかというようにしか受け取れないわけであります。したがって、速やかに今年度予算からぜひこれを是正していただきたいということであります。

まず、以上の問題について町長の答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のひとり暮らしお年寄りの給食事業につきましては、旧鹿島町社会福祉協議会が主催となりまして、民生児童委員協議会の委員の皆さんの連携により実施されていた事業というふうに聞いております。

事業内容並びに今回の民生児童委員活動による一部給食事業の支出禁止と全額町費の負担等のご質問につきましては、これは所管をしております大森社会福祉協議会事務局長により答弁をさせていただきますので、ご理解のほどお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 大森社会福祉協議会事務局長

〔社会福祉協議会事務局長（大森一義君）登壇〕

社会福祉協議会事務局長（大森一義君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

今、福祉課長の方からも答弁もありましたが、鹿島町の事業についてはそういった、あれは民生委員の方々と連携をした事業であったことは間違いのないことでございます。

その事業の内容といたしましては、2つの校下ごとに、先ほど議員もご指摘ありましたが、ひとり暮らしのお年寄りを対象といたしまして、1カ月交代によりまして天平の里を会場に、ボランティアの皆様方によりまして歌や踊りとともに楽しいひとときを過ごしていただくといったような内容でありました。

この事業の実施に伴います財源につきましては、全額町の補助金が充当されていたことは間違いございません。

なお、旧鳥屋町社協におきましての対応でございますが、年2回の配食サービスと年1回のひとり暮らしお年寄りへの慰問事業という形で行われており、旧鹿西町では年3回の配食サービスが実施をされておりました。この2町につきましても、旧鹿島町と同様に町の財源が充当されておりました。

このように旧3町では微妙に対応等が相違をしているというふうなこともありましたことから、平成17年度の事業展開につきましては、極力福祉サービスの低下を招くことのないように、民生児童委員協議会の皆様方で再三の協議を重ねていただきまして、議員言われましたように4月にはタケノコ御飯の配食

サービス、また11月にはひとり暮らしお年寄りのふれあいの集い、また2月にはおはぎ、またおこわの配食サービスという形で実施をさせていただいたものであります。

議員ご指摘の給食事業の復活につきましては、福祉サービス向上のための貴重なご意見が出されたということ十分に踏まえさせていただきまして、民生児童委員協議会の皆様方に再度慎重な審議をしていただきたいと考えております。どうかご理解をお願いしたいなと思っております。

続きまして、ご指摘の民生児童委員協議会の活動交付金、これの一部を配食サービスへの支出についてでございます。

本来、民生児童委員の活動につきましては、言われましたように受け持ち管内におけるひとり暮らし高齢者、また老老夫婦の世帯、生活保護世帯、また虐待など福祉全般にわたる見守り活動、そういったものによりまして心配事相談、また関係機関との連絡調整等によりまして諸問題の解消や解決を図り、社会福祉の向上に努めるというようなことが当然仕事となっておりますが、このような活動に対して交付金が充当されているのはご承知のとおりでございます。

しかしながら、旧3町における交付金の運用につきましても微妙に対応が異なっていたことから、民生児童委員協議会で今後の見守り活動につきましても協議をさせていただいたものでございます。

その調整の内容につきましては、従来の一方的な見守り活動を補完するための何かいい方策はないものかというようなことで、季節に応じた配食サービス、またひとり暮らし高齢者への慰問活動を組み合わせた形による福祉サービスを基本とした見守り活動を行うということで、従来よりもより自然で奥の深い見守り活動ができるのではないかと。そういった観点から17年度の事業を実施することになったものであります。

議員ご指摘のとおり、今年度は交付金の一部を民生児童委員の活動範囲にとらえさせていただきまして給食事業に支出をいたしました。しかしながら、この件につきましても18年度以降、事業の進め方等におきましては大変貴重な御意見が出されたというふうなことを十分に踏まえさせていただきまして、再度民生委員会の皆様方とさらなる協議をさせていただきたい。そういったことをご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） したがいまして、非常にお年寄りからせつかく喜ばれているそういう事業が、その組織に話もかからない。そして頭からぱっきりと合併以後は削減されてしまったということについては、大いに私は問題があると思うんです。したがいまして、その早急な復活、同時にまた、民生児童委員会の財源から出ているいろいろな事業に対する出費、そういうものを速やかにやめて、そして正常な筋の通った財源を利用してこの催しを継続することを強く求めておきたいと思えます。

次は、国民健康保険証の資格証明書及び短期保険証の発行の現状と今後の対応についてであります。

現状について報告を願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

〔保健環境課長（金岩 進君）登壇〕

保健環境課長（金岩 進君） 資格証明書と短期保険証の発行の現状でございます。

国民健康保険の資格証明書につきましては、現在発行しておりません。短期被保険者証については、納税相談の機会の場を設けるため、現在44世帯を対象として発行しております。

資格証明書については、診療の抑制にもつながり、生存権を脅かすおそれがあると考えられますので、現在のところ資格証明書への

切りかえは予定しておりません。

また、短期証につきましては、納税相談の確保と納税者の公平を図るためにもやむを得ないと考えております。

また、短期被保険者証への切りかえは、納税意欲の乏しい納税者に対して予告を行うなど手順を踏んで行っております。分納など納税意欲の認められる方には、滞納があっても短期証にしてはおりません。が現状でございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） したがいまして、現在、短期保険証を支給されている方に一般の通常の保険証、これを切りかえる条件というものはどういうふうになっているのか。それからまた、最近、短期保険証から通常の保険証に切りかえたという例が何件ぐらいあるか。この点について報告を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長
保健環境課長（金岩 進君） 短期保険証から保険証に切りかえる条件でございますが、金額が少なくとも定期的に納めていただく方にかえております。

それと、切りかえた件数ですけれども、恐れ入りますが今資料を持っていませんので、後ほどご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） いずれにしろ、短期保険証にしても、これは私はやっぱり一種のペナルティだというふうに見ております。保険料を支払いたくても支払えない人が非常に最近多くふえてきているわけです。このふえた理由としては、これは昭和59年、国庫負担率45%から38.5%に引き上げられたことにより納税者が大きく上回ってきている。同時に、そのことによって昭和61年ごろから制裁措置を講ずるようになったというふうを考え

られます。

したがいまして、短期保険証を持って医療機関に行くというのは本当に心苦しいと言えはいいか、そういう思いをすることのことを述懐しておられた人もいます。したがいまして、できるだけ当分、44件ですか、この短期保険証を普通の保険証に切りかえることを強く求めて、この問題についての質問を終わりたいと思います。

引き続き、鍼灸医療の保険制度の適用についてであります。

鍼灸医療をするとてきめん効果があるが、1回の治療費が3,000円から5,000円も支払わなければなりません。せめて1週間に1回と思うけれども、それもわずかな年金生活者であってはなかなか通うことができない。何とかして国民健康保険の適用が受けられないだろうかというご意見が私のところへ何人かから来ております。

この点について、国民健康保険の適用の方途があるのかないのか答弁を願いたいと思います。

さらに、もしあるとするならば、その手続の方法についても述べていただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長
保健環境課長（金岩 進君） 鍼灸医療の保険適用でございますが、鍼灸師は医療機関でないため診療報酬としての現物給付の対象にはなりません。保険医が同意した場合は療養費としての現金給付の対象となります。

具体的には、慢性病であり、医師による適当な治療方法がないものであり、主なものとして神経痛、リウマチ、頭腕症候群及び腰痛症などで慢性的な痛みのある疾患です。あんま、鍼灸師の施術によれば相当の効果が期待できるものとして医師の同意があった場合に療養費が支給されます。

なお手順でございますが、初めに鍼灸院で申請書もらい、次に医療機関ではり灸治療

が必要であるという診断を受け、診断書の交付を受けてから鍼灸院で保険治療を受けることとなります。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） それでは、通常これまでははり灸の医療機関について保険適用ができないものというふうに思っていた人が非常に多いように思われます。今の説明を聞きますと、そうではなしに手続をとってやれば適用ができるんだというふうに私が受けとめたわけですが、今後そういう内容について、またそういう方々がおいでたら一人でも多く適用させるように努力をしていただきたいと思います。

時間もあと10分であります。

最後のケーブルテレビについて質問をしたいと思います。

平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算として総事業費17億8,520万円の予算が上程されました。この問題について、議会においてこれまでにただの1回の協議もありませんでした。議員の間からいろいろと問題が提起され、去る3月6日午前、提案理由の説明後、初めて約3時間にわたり質疑が交わされ、さらに13日の午後、約1時間強にわたり協議会が開かれたのみであります。全く抜き打ち的な事業計画と予算の上程としか言えないわけであります。昨日は総務委員会で午前10時から午後4時45分ころであったと思うんですけども、付託議案が論議をされ、その多くがケーブルテレビについてであります。

私は、今議会における一般質問通告書に、質問の要旨としてケーブルテレビについて5点にわたり通告をしてありますけれども、そのほとんどについて不十分ながら問いただしました。特に私の場合には、こうした分野においての知識が非常に乏しく、現在においてもなおかつ不十分な理解しか得ておりませ

ん。

ここで最も大事な点は、議会の住民無視の疑念を持たれるように誤解されるような議事運営のあり方であったというふうに考えるわけであります。

きのうの総務常任委員会における町長あいさつの中で杉本町長は、記録を見ますと次のように言われているわけであります。

事業実施については、昨年から実施したいと思っていたわけでありまして、しかし議会に対して事業の詳細について事前に十分な説明ができず、また十分にご理解を得ないままに本日を迎えたことに対しまして、町長として深くおわびを申し上げたいと思います。今後、議会の十分な納得とご理解が得られるよう説明をしていきたいと考えております。なお、事業の実施については、議会の十分にご理解が得られた上で実施をしたいと考えておりますので、ぜひとも今回の予算につきましてもお認めいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これに対して私から、仮にこの事業が可決されたからといって、これを一瀉千里で入札し事業を進めていくというふうなことはないというふうに理解をしてもいいのかどうかというふうにお尋ねをしたところ、町長は十二分にご相談をしながらさせていただきますという答弁がありまして、休憩をし、休憩後、町長の方から、今後は議会と十分な理解とご理解が得られるように説明をしていきたいと思っております。なお、事業の実施については議会の十分にご理解が得られた上で実施をしまいたいと思っておりますので、何とぞ議会に認めていただくようお願いをしたいと。以上のような答弁があったわけです。

非常にこれは大事な事業でもありますし、それと同時に大事な議事の運営の内容でもあったというふうに思うんです。したがって、以上を確認する意味におきまして町長のさらなるご答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） ケーブルテレビにつきましては、合併前からの懸案事項として、また私の公約として中能登町における情報化の推進の重点事業として位置づけております。

そういう中で、議会の皆さん方には大変説明不足もあり、このようなことを迎えたことに対して反省もいたしておりますし、きのうの総務委員会で約束をいたしました、これから進めていくにいたしましても皆さん方と十分対話をしていきたいと、そういうことであります。よろしく願います。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 今、町長の答弁があったわけですが、私が先ほど常任委員会で町長が発言をされ、答弁をされた内容とは若干食い違っているんです。しかし、おおむね内容としてはそのとおりだというふうに思うんです。

したがって、ぜひともそういう立場に立ってこの事業を推進されることを強く求めて、以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

午後3時02分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

金岩保健環境課長

保健環境課長（金岩 進君） 先ほど五十嵐議員からのご質問で、短期保険者証から切りかえたのは何人かというご質問なんですけれども、2人ということでご報告させていただきます。

議長（作間七郎君） 次に、9番 亀野富二夫君

〔9番（亀野富二夫君）登壇〕

9番（亀野富二夫君） 中能登町の町民憲

章と町の花木、それから町歌についての制定についてお尋ねをします。

この件につきましては、さきの12月の定例議会にも諏訪議員から質問があったところでございますけれども、私の方からいま一度ご質問したいと思います。

中能登町が誕生いたしまして1年が過ぎました。旧3町にはそれぞれ守り伝えてきた歴史的な文化あるいは恵まれました自然等がたくさんあります。新生中能登町住民が楽しく豊かな生活をしていく上で、これらを継承しながらさらに町発展のための大きな糧といえますか指針といえますか、そう言うべき憲章を早急に制定すべきではないかと思えます。町長の考えをお聞きします。

また、平成18年度の当初予算におきまして町の花木についての必要経費が計上されておりますけれども、できれば町民が楽しく歌って踊れるような町歌についても制定してはどうかと思えます。町長のその制定への気持ちと、制定するとすれば時期的にいつになるのか、そうしたことをあわせてお答えを願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 亀野議員の質問にお答えをいたします。

議員の言われるとおり、本町には多くの歴史的な遺産、恵まれた自然、そして伝統芸能や伝統工芸があります。これらを後世に伝えていくことは私たちの責務であり、また義務と考えております。

これらの財産を継承し、さらなる町の発展を期すために、その指針となるべき町民憲章を制定することは、町の方向性と町民の一体感を図る上で非常に重要であり、意義のあるものと考えております。

昨年12月定例会でも申し上げましたが、慣行の取り扱いについてどれを制定するか、またどのような方法で定めるかを検討する選定

委員会を設けたい。その委員には議会や各種団体の代表者、学識経験者の方をお願いしたいと申し上げました。制定の時期については、その選定委員会の意見を聞いてから決定することとし、新年度にはおいては町の木や花、町の鳥の制定に向けて努力したいと考えております。

また、議員の言われます町民憲章、町歌についてもその方向性を決めたいと考えておりますが、作成には時間と費用、さらには専門的な知識が必要になってくると考えられます。これらについても委員会で十分協議をしながら作業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

議長（作間七郎君） 亀野富二夫君

9番（亀野富二夫君） ご答弁どうもありがとうございました。すばらしい憲章を制定されますことを期待しまして、質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、15番 古玉栄治君

〔15番（古玉栄治君）登壇〕

15番（古玉栄治君） それでは、通告順に従いまして3件について質問させていただきます。

まず1点目、庁舎及び町有施設の喫煙について。

先日、ある企業 金融機関でありますへ行きましたところ、敷地内禁煙。私たちは健康増進法25条の定めにより敷地内の禁煙を宣言します。先ほど言いましたように金融機関ですので、たくさんの方が出入りするところであります。中能登町も金融機関同様、町民の方がたくさん出入りされると思いますが、1年間にどのくらいの方が庁舎に来られるのか。また、来庁者の休憩する場所がどのようになっているのか。

以前鹿島庁舎にあった住民サロン室、表示

が正直なくなっておりました。喫煙所になったのかなと。その喫煙所という表示もありません。唯一のサロン室がそういう形に、あいまいな形になっております。喫煙をしない方が庁舎へ訪れたとき、どこでどのような形で休憩されるのかなと。今後サロン室をどこへ持っていくのか。

また、鳥屋庁舎、鹿西庁舎の喫煙場所の設置についてはどのようになっているのか。そして、庁舎及び町有施設、ラピアその他いろいろな施設についてはどのような対策をとっておいでなのか。

また、たばこを吸わない人に害を及ぼさない対応、つまり受動喫煙の防止は十分にとれているか。喫煙できる施設、できない施設などあると思いますが、どのような形でそのところを決めたのか報告をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。庁舎及び町有施設の喫煙についてということでご質問があったかと思いません。

まず喫煙場所の設置はどうなっているかということなんですが、鳥屋庁舎では1階のロビーの片隅、それから2階のロビーの一部、そして福祉センターの1階のロビーと2階のロビーにあります。

鹿島庁舎では、1階の今ご指摘のありました町民サロン室と2階ロビーに、それ以外には渡り廊下にあります。

鹿西庁舎では、1階ロビーと2階及び3階ロビーにあります。

他の町有施設につきましては、保健センターは全面禁止で、生涯学習センターではラピア鹿島とカルチャーセンター飛翔で屋外が喫煙場所となっており、ふるさと創修館は自販機コーナーが喫煙場所となっています。

公民館では、鹿西公民館が1階、2階及び3階ロビー、鳥屋公民館では1階談話室のみ

となっています。

また、スポーツ関係施設では鹿島体育センターは1階自販機前と渡り廊下に、勵志館は玄関ロビーに設置し、スポーツセンターろくせい、鳥屋体育館は出入り口の外に設置してあるのが現状であります。

今言われた中の鹿島庁舎の町民サロン室ということで、その掲示等もなくなっているというご指摘でございました。これにつきましては、そちらの方で町民サロン室ということで設置した段階でそういうことも考慮しなければいけなかったのかなと今現在思っているところでございますが、その対応については今後もう一度見直しをかけまして順次その対応をとっていきたい、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 健康増進法、わかりますか。法律の背景というのを少し読ませていただきます。

飲食店で働く店員が客の吸うたばこが原因で喉頭がんになり、銀行の行員が銀行内が禁煙でなかったため気管支ぜんそくで死亡し、アメリカの子供は大人のたばこのせいで年間340万人が中耳炎になり、180万人が気管支ぜんそく、4万6,000人が低体重出産になりました。日本の国会では、このような報告書なども検討した結果、受動喫煙を防止するための法律が必要と判断され、受動喫煙を防止するための法律、健康増進法第25条が成立いたしました。

この法律は、今まであいまいだった受動喫煙の被害をたばこを吸う人ではなく、私が言いたいのはその場を管理する者としたのです。したがって、この法律の対象となる飲食店、学校、役所、百貨店、事務所などの多数の人が集まる場所の管理者は、この法律が施行される平成15年5月1日以降は、禁煙や煙の漏れない完全な分煙になっていなかった場合、たばこを吸わない職員や客がDNA鑑定

の結果たばこ由来のがんになったりその他の健康被害を受けたりした場合は、被害者や遺族からその責任を追及されるおそれがあります。

また、たばこを吸ったからといってすぐにがんにはなりません。したがって、禁煙になっていない職場で5年勤務した後退職し、10年後にたばこ由来のがんになった場合には、勤務した年数や状況に応じて損害賠償の一部を請求される可能性もあります。

今後、この法律に該当する事業主の方は、職員やその他の人から健康被害を受けたと損害賠償を請求されないように注意してください。

まず、2節、受動喫煙の防止。第25条、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、官公庁ほかの多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという、こういう法律があります。

先ほど喫煙場所についてお聞きしたところ、このような対応がなされていないのではないかなと。大概のところはロビーが多いと思います。やはりこういう法律があり、公共機関であります。こういうところはやはり一番先にそういう対応をするのが本当ではないかなと思います。その辺についていかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今後は健康増進法第25条にうたわれております、議員おっしゃった受動喫煙の防止の観点からも、施設の態様や利用者のニーズ等を考慮しながら適切な受動喫煙防止対策を進めていく必要があると思います。

喫煙場所の変更や、できる措置として換気

扇等の設置等も考慮しながら、皆さんの意見をお聞きしてその対応をとらせていただきたい、このように思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 私、最初に言いました企業の例があります。敷地内禁煙。これもまた十分頭に置いて考えていただきたいと思います。トラブルがあってからでは遅いので、早目の対応をよろしくお願いをいたします。

続きまして2点目、放置自転車の現状はどうか。

この件につきましても、さきの12月議会、武田議員からの質問がありましたが、私の方からもう一度お聞きしたいと思います。

中能登町には、中能登町自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例という条例があります。町内4つの駅の放置自転車の現状、どうなっているのか、どのくらいあるのか。また、駅だけではなく町有施設の周りに放置されている自転車はあるのでしょうか、お答え願います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

放置自転車の現状はどうかということですが、町内の4つの駅の放置自転車の現状について先日、駅の駐輪場を調査し、放置自転車と思われるものについて警告書を取りつけたところでございます。その数につきましては全部で72台ございました。その他の町有施設の自転車置き場については、現在のところ放置自転車はございません。

以上です。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 私がこの質問をなされたかといいますと、2月中旬ごろ、半ば、前半でしたかね。防犯の方がおいでて、駐車場にある放置自転車、これ何とかならないかと

いうことでした。たしかうちの町にはこういう条例があったなど。その結果、以前に武田議員も質問されましたが、その後どうなっているのか。私も見てきましたところ、パンクしているものやタイヤのないもの、また車輪もないもの、隅にほうってあり枯れ草が絡まっているなど目に余るものがたくさんありました。

また、それに名前があるものも何台もありました。こういう名前があってそういうものは、見つけた時点で町の方から電話連絡なり何なりして早目に、本当に早目に対応していただけないかなと思います。この辺について、また答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今後の放置自転車の対応でございますが、先ほどもお話ありましたとおり先日の調査した結果は72台あったわけでございます。その中で放置自転車と思われるものについての連絡のとれるものについては、既に駐輪場から持って行っていただくように連絡をとってあります。

また、警告書を取りつけたがまだ応答がない、返事がないというものについても、連絡のとれないときには、そのまま駐輪場にほうっておくのも景観上の問題もございますので、一時町の倉庫で保管をし、防犯登録等で所有者がわかる場合にはすぐ取りに来ていただくように連絡をとっていきたいと、このように思っております。

今後につきましては、このような駐輪場の調査を年に2回から3回実施をして、放置自転車による景観の悪化といたしますが、見苦しくないような措置を講じていきたい、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 駅というのは町外か

ら来られた方にとっては町の顔となる部分だ
と思います。できるだけ早くそういうものを
取り払って、イメージアップのための努力を
していただきたいと思います。

続きまして3点目、空き庁舎の利活用につ
いて。

私のところにある経営者の方がおいで、
庁舎の1部屋を事務所として借りることがで
きないかと相談においでた方がおいでます。
どうせあいているなら利用した方がよいので
はと思います。庁舎の空き部屋は一体どのく
らいあるのか。

また、町有施設で今まで事務所として使っ
ていた部屋の空きはどのくらいあるのか。ま
た、ほかにも町の施設、例えばまなびや館の
ようにほとんど使っていない施設はどのくら
いあるのか。町としても貸すことにより少し
でも収入がふえるのはよいと思うのですが、
いかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） 空き庁舎
の活用についてということでご質問だったか
と思います。

鳥屋庁舎では、現在あいている部屋はござ
いません。鹿島庁舎では、3階の元議会関係
の部屋で事務局、議場、議長室、議員控室、
執行部控室があいております。鹿西庁舎では
3階の議場があいております。その他の部屋
につきましては、会議室や物置等として利用
しているのが現状でございます。

事務所として使っていたところであいてい
るのではないかというような点もあったと思
いますが、ラピア鹿島の方で元鹿島の教育委員
会が事務所として使っていた場所がありますが、
今そちらを改修といいますか、机等の並
びかえをいたしまして会議室として使ってい
るのが現状でございます。

それから、一戸建ての施設で全然使ってい
ないものがあるのではないかとということもご
質問にあったかと思いますが、そういう実例

挙げられて言われたまなびや館等も、先日の
常任委員会でもお話がありまして、全然使っ
ていないかということではなくて、年間四、
五回は使っておいでるということで聞いてお
りますので、今現在は全然使われていない施
設というのではないというふうに理解をいたし
ております。

以上です。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今の質問で1点だ
け。借りることはできないかということにつ
いて答弁がなかったように思います。もう一
回お願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） 借りるこ
とはできないかということで、済みませんで
した。

その件につきましては、今現在、私どもあ
いているところというのは実質的にないとい
うことで先ほどお答えをさせていただいたと
ころですが、丸々一個施設等が利用されなく
なったような状態においては、民間の方々、
そういう方々に利用していただける場合は、
普通財産としての貸し付けをしてもいいのか
など。

それから、一部分の事務所等であいてきた
ときにお貸しをするというものにつきましては、
民間の方にその一部屋を貸すという点で
は管理上の問題等もございまして、それは
避けたいなと思いますし、そういうところへ
もしお貸しするにしても、各種団体の事務局
等、例えば女性連絡協議会の事務所に使いた
いとか、もろもろのそういう団体等で申し入
れがあれば、空き部屋についてはお貸しして
もいいのかなというふうな思いであります。

以上です。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今ほど、多分課長の
言われたのは、庁舎に関しては一般企業、そ
ういうところへは貸さないという取り方でい

いのかなと。私も聞かれたからには答えなければいけないので。

それと、先ほどまなびや館、五、六回使うと言われました。五、六回使うために1つあけておくのももったいないなと。もし五、六回使うのであるならば、どこかほかへずれていただき、五、六回しか使わないのであるならば。そのあいている施設を先ほどのどこかの企業なり、どこかに貸すとか、あるいは今まで保育所の改修ということで老人施設という形で使われている例もあります。まなびや館をそういう形で今後、老人施設として計画できないものなのか。これお答えください。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今、実名を挙げられてその施設を言われましたが、この点につきましては、いろいろな今現在使っている状況もございますので、再度調査をして、いろいろまた検討をさせていただきたい。このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君
15番（古玉栄治君） せっかくある町の施設です。有効活用ということを十分理解していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、27番 岩井礼二君

〔27番（岩井礼二君）登壇〕

27番（岩井礼二君） 質問をさせていただきます。

その先に一言おわびですが、質問の通告書に2項目書いてあるんですが、2番目がその他となっております。質問の要旨を具体的に記載することとなっておりますが、大変失礼をいたしました。反省をいたしております。

それでは、分譲宅地造成による人口の確保及び拡大ということでございます。

今、日本の国が始まって以来の人口減少という状況が報告をされておりますが、石川県においても同じく、初めて県の人口減少が始まりました。

そこで、石川県では少子化防止対策の一環として、谷本知事が先日も言っておりましたプレミアム・パスポート事業、行政と企業、経済界が一体となり、子育て支援、子供3人以上の家族割引として県営の施設、水族館、動物園などは入場を半額、また賛同、参加される企業にいろいろな形で支援をしていただくということでもあります。買い物に行ったとき割引のメリットを、また映画館などの入場料割引なども思案中だそうでございます。

そうした参加企業をいろんな機会での公表、例えば県のホームページでの公表などにより県民に知ってもらう。その企業のクリーンなイメージアップにつなげて企業の発展に寄与してもらうなど、全国に先駆けているいろいろな知恵を出しているところだとのことでございます。そのことについて、先般、猪口少子化担当大臣も報告を聞いて大変感服をされていたということでもございました。

さて、私どもの中能登町でも人口減少が進んでいましたが、先日の杉本町長の報告にありましたが、2月の中能登町人口は2万78人、そして3月1日の締めでは2万79人で1人ふえているといううれしい知らせでございました。これは今の県内の19市町の中で、もちろん金沢近郊も踏まえて、ふえていたのは4市町であると。その中の1町が我が中能登町だということでした。ということは、ほかの15市町が減少の中で、中能登町すばらしいことだなと感じております。

人口の確保の施策にはいろんなことがありますが、その中の重要な一つに宅地の提供が大きなウエートを占めることと思います。これまでも過去に二宮あおば台、桜新町、若草町、良川にも駅の東側にあります。これらの分譲地は団地としての分譲地ですが、一般的

には好評で、大変よかった結果がこうした現状に出ているのかなと思います。今後も分譲宅地化に励んでいただきたいものと思います。

そしてまた一方、旧の在所にも目を向ける必要があると思います。在所にも少子化が進んでおります。小中学生の本当に少ないことを痛感いたします。

先日も鹿島中学校の卒業式に参加をいたしました。男女合わせて90名の卒業生でした。鹿島中学校、最も盛んなところは3倍以上の卒業生があったことと思います。本当に変われば変わるものだなという感じがいたします。

在所の少子化、そして世帯数だけがふえてまいります。在所の高齢化も進んでおります。そして、秋になりますと休耕田にセイタカアワダチソウの黄色い花が咲き乱れる状況が見られるところが多くなってきたような気がいたします。

そういった休耕田の活用の中で、宅地の利用価値ある休耕田の宅地化の申し出があった場合には、それに対して行政が大いに協力することにより、若い人がその在所に住宅を建て、そして子供の誕生となり、在所の活性化へとつながっていくこととなります。

そして、次にその他へもいきますが、これは不適切な質問というふうに先ほど申し上げましたけれども、執行部には後ほど鹿島バイパス沿線の開発についてお伺いしたいということをお知らせしてありますので、お願いをいたします。

現在の鹿島バイパスでございますが、七尾方面へ向けて行きますとかなり両脇に建物が建っております。具体的にいきますと、フタバ印刷とかその隣に自転車店など、またその向かい側へいきますと仏壇屋とかガソリンスタンド、ジーンズの店などがずっと軒を並べております。その辺のバイパス沿いは商業施設が大体埋まるようにして開発が進んでおります。

ところが、そこからこちらの中能登町の方へ入りますと、アルプラザ、そして今予定されております商業開発を除くと本当にぼつりぼつりの現状です。以前にも地目の地図を拝見したことがあるんですが、白塗りの、白塗りと言っては変ですが、青地に対して白地が大変少ないと思います。もちろん圃場整備で大型化したところは国の補助の関係もありまして白地には難しいということはおわかりますが、そうではない昔からの耕地整理したような場所で、鹿島バイパス沿いに活性化を求めて農地の白地化に向けて努力をしてほしいと思います。

白地になっても特別すぐ宅地にする必要はないのであって、耕す人は耕してもらってもいいんですから、それがいつの時点かに切りかえしやすいような、そういう施策も大事かと思っております。このことについて町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

よろしくお伺いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 岩井議員の質問にお答えをいたします。

荒廃農地の解消につながる分譲宅地事業ということではありますが、農地はほとんどが農業振興地域整備計画の農用地区域の中にあり、いわゆる青地となっているところが多いかと思われまます。公共事業ということで町が事業を行えば転用は可能となりますが、計画性を持って事業を行わなければなりませんし、その事業を実施する場合は交通の利便性や場所の選定、また当該地区の理解、そして地権者の同意などが求められます。

しかし、先ほどの甲部議員からの一般質問にもお答えいたしました。町全体をとらえた土地利用計画を策定し、長期総合計画にも盛り込まなければならぬと思います。また、町の各施設についても今後統廃合を考えていかねばならず、その施設跡地の有効利用

が課題となっていくかと思しますので、どうかご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

また、鹿島バイパス沿線の農用地の見直しについてでありますけれども、鹿島バイパス沿線の農振用地の見直しについては、平成18年度に中能登町農業振興地域整備計画の見直しを実施する中で、各地区の意向調査をもとに町の農振整備計画を策定し、各機関との協議をし検討していきたいと考えております。

また、住環境整備につきましては、皆さん方と相談をしながら積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） 国の農業施策、これも年々変わることもあるんですが、近年は3分の1を減反しなさいという施策もございます。やはりそんな中で年寄りが、高齢者が草を生やさないために休耕農地を大変苦労して守っているというのを感じますので、その辺も大いに上の方へアピールをしてもらうことの要因かなと思います。

また、先般、衆議院の選挙がありまして、中能登から北村代議士という方が誕生されましたが、大変うれしいことだと思います。そして、その北村代議士が当町へ当選御礼のあいさつに見えました。そのときに質問をさせていただきました。

先ほどのバイパスのことなんですが、片側を50メートルぐらいの幅で青地を白地に変えての地域の活性化対策の可能性について聞きましたところ、北村代議士、県議会議員として6期された大変ベテランの方ですが、答えとして、今、県内でもいろんな特色のある自治体の発想によって、いろんな特区を設けている。羽咋でもそういった特区もあったり、白山でもどぶろく特区とかそういったものがあります。そういった知恵を出してやることによって可能性はないとは言えないというよ

うな返事でした。

その答えに対して私は感謝を申し上げた後、地元の首長、また関係者が代議士のところへ陳情に行くときには大きな空の知恵の袋を持って相談に行きますから、その知恵の袋に知恵を満タンにして帰してくださいと。そして地元の町民に報告をできるような、そういった協力をお願いしますとっておきましたけれども、町長、このことを頭に置いて、どうか上京されたときには有効に活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。一言お聞かせください。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 中能登町にもいろんな石動山から眉丈台地に至るまで特色のあるところがあります。いろんな中でそれぞれの議会におきましても、また町民の方々からもいろんな意見が出ております。そういう中で検討しながら、岩井議員が言われたような特区がいいのか、それらをこれから積極的に考えてまいりたいと、そう思っております。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） 中能登町は、マイ保育園制度による若い妊娠したお母さん方の相談相手、また育児の心配に対して優しい制度もあり、また子育てに対し義務教育修了までの医療費の無料化、近隣は大変うらやまがっています。また、出生児1人目10万円から始まりまして5番目以上は50万円という出生児補助金もあります。

また、今ほどのケーブルテレビが来年4月に完成するとすれば、その圏内の電話料の無料化、またインターネットに関心のある方々へのサービスなどなど、近隣の市町村に比べて魅力がたくさんある中能登町として転入、また交流人口の拡大の努力を大いにされますように期待を申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質

問を終わります。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は終了いたしました。

次会は、あす17日午後1時より本議場で開会をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時50分 散会

平成18年3月17日（金曜日）

出席議員（37名）

1番	島田正利	議員	23番	奥本吉和	議員
2番	諏訪良一	議員	24番	八尾孝雄	議員
3番	谷口英夫	議員	25番	岡野武夫	議員
4番	堀江健爾	議員	26番	若狭明彦	議員
5番	宮下為幸	議員	27番	岩井礼二	議員
6番	平岡志朗	議員	28番	西村秀博	議員
7番	定塚勅男	議員	29番	坂井幸雄	議員
8番	吉本幹男	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員
22番	宮本空伸	議員			

欠席議員（4名）

9番	亀野富二夫	議員	19番	伊賀昭治	議員
18番	上見健一	議員	32番	小坂博康	議員

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
監理課長補佐	田 中 栄 一	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第4号）

平成18年3月17日 午後1時開議

日程第1 一般質問

午後 1 時 00 分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は33人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第 1 一般質問
これより一般質問、第 2 日目をを行います。
それでは、通告順により発言を許します。

16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は今回、指定管理者制度等の導入について質問をいたします。

平成15年9月、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されました。これは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業や団体など

ただし個人はだめです のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図ることを目的に改正、施行されたものであります。

この法改正により、今後、公の施設の管理には指定管理者制度を適用するか、または直営 直営には嘱託及び一部業務委託も含まれております のいずれかで管理することを選択することになっております。

当町では、平成17年3月1日、条例第9号中能登町公の施設における指定管理者の手続等に関する条例が制定されております。ここでの公施設にはどのような施設があるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

現在、当町で指定管理者制度に該当している施設は、いかであろうか。私の知る限りでは、契約では条例第108号 中能登町高齢者グループホームしあわせの里のみではないでしょうか。これらの指定管理者制度導入に関

する基本的方針があればお答えを願いたいと思います。

次に、今までの管理委託制度と指定管理者制度との相違はどのようになっているのでしょうか。具体的な事例でお答えを願いたいと思います。

また、現に管理委託制度を適用している公の施設について、法施行日から3年の経過措置がとられております。その期日は今年9月1日であります。いかなるスケジュールをお考えなのかお示し願いたいと思います。

管理者制度の選定方法について、法の精神は公に募る公募でございます。ある特定の場合に限って特定の者を指名し、指定管理者（候補者）にすることができるかと規定されております。当町で公募せずに選定とはどのような事例かをお答え願いたいと思います。

また、条例9号では公募しない場合の条例でなかろうかと思うが、いかがでしょうか。

また、指定管理者選定委員会についての文言が見当たらないと思いますが、これでよいのでしょうか。

さらに、地方自治法第244条2の6項に、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと定めてあります。中能登町議会の議決に関する等の条例に関連はないのでしょうか。条例には出ていないと思います。

最後に、2月6日のある新聞報道に、公立能登病院の累積欠損額は46億4,465万7,000円、赤字の最大原因は民間病院より高い人件費であり、事務職員の年間給与は平均52歳、民間は35歳だそうです。民間に比べて8割も高いとのことでありました。このため、病院の自己責任で組織の再編や給与体系を決められる指定管理者制度の導入を支持するという声も出ておりますと報じられておりました。

広域圏の議会で指定管理者制度の導入についての調査研究、検討、議論がなされている

のでしょうか。また、今後の再編方針があればお示しを願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

当町の公の施設はというご質問であったわけですが、公の施設の定義といたしましては体育館、福祉施設、文化施設などの住民の福祉を増進する目的で町民の皆様方が利用するために設置された施設であります。これが公の施設ということで理解をいたしております。

それから、指定管理者制度の導入等の基本方針があるかというようなご質問でありましたが、現在、内部での検討段階であります。指定管理者制度導入方針の策定を進めているところですが、その内容といたしましては、指針の目的、制度の概要、制度導入の考え方、制度導入の手順、それから推進体制の5つの内容が考えられます。こういうことで今、基本方針をつくっている最中でございます。

次に、管理委託制度との相違はということでしたが、管理委託制度との相違といたしましては、まず管理委託先は新制度では団体であれば可能であり、民間会社やNPOを含めて幅広く可能になりました。また、業務の範囲や権限について管理に関する権限を指定管理者に委任することとなり、設置者は管理権限の行使自体は行わず、必要に応じて指示等をするということになります。

それから、4点目では管理委託から指定管理制度への意向計画はという、スケジュールはということであったかと思っております。現在、内部で検討段階は先ほども申しましたが、しているところですが、民間業者の管理運営がふさわしい施設であるかないかのポイントとしては6つぐらい挙げられるのではないかなというふうに思っております。

まず1点目ですが、民間業者に委託することで開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用ができること。

それから2点目といたしましては、民間業者に委託することでコスト削減が図られる点。

3点目といたしましては、利用者の平等性、公平性について民間業者でも十分運営が可能なことが挙げられると思っております。

4点目として、同様な類似サービスを提供する民間業者が存在すること。

5点目といたしましては、施設によって提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間業者の運営がふさわしいこと。

それから6点目といたしましては、税負担でなく、使用料、利用料金により運営を行う収益的施設であること。

以上の点があり、順次照らし合わせながら早期に移行していきたいと思っております。

次に、選定についての方法、公募せずに選定とはというふうなご質問でございましたが、例えば地域に密着した施設について地域の公的団体を指定する場合や、既に委託を行っている入所者のある社会福祉施設について、公募により管理者が変更することによって入所に著しい影響を及ぼす場合などにおいては、公募せず選定することができる点でございます。

なお、さきにご指摘のありました公募する場合、それから指定管理者選定委員会並びに議会の議決に関することにつきましては、今現在議員おっしゃるとおり不備な点もございます。そういう点、また県並びに関係の機関にご相談をいたしまして、一日も早く整備をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本町長
〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。

公立能登総合病院において指定管理者制度を検討したことがあるかという質問であったと思います。

現在の能登総合病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用を行っております。昨年11月に組合長の諮問機関として、能登総合病院の経営改革を図るため、改革に関する課題等に対し中長期的な視点から助言、指導を行う病院経営改革委員会を設置いたしました。現在までに3回の委員会が開催され、病院の経営形態等について協議をなされたところであります。

第2回の委員会では、主に経営形態について検討がなされ、その中で官から民への流れは時代の流れであり、また民間でもできるとの意見も多いことから、より民営化に近い形で経営形態を変更するような方向で検討をされました。

第3回では、当面は公営企業法の一部適用のままで、将来的には指定管理者制度への移行を促す意見でございました。

現在、最終答申のまとめをしていると聞いております。この答申の最終結果については今月の23日に答申される予定であります。

なお、この答申を受け、開設者である広域圏としては、議会とも協議をさせていただき、また病院側の意向も踏まえ、何よりも地域住民の立場で安定した医療供給体制が図られる公的病院としての経営形態を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 先ほども申し上げたんですけれども、指定管理者制度、現在の管理委託制度をとっているのがあると思います。憩、ほのぼのなどがそれに該当するのではなかろうかなと思います。これがことしの9月1日からいずれかにしなければなら

い。だれが考えても指定管理者制度で運営していくより方法がないのではなかろうか。もう余り時間的な余裕がないのではなかろうかなと思います。

そちらの方、憩、ほのぼの、それからもう一つ、社会福祉協議会の方でやっているのはそれで結構なんですけれども、社会福祉協議会の方へ委託してある、これに関しても該当するのではなかろうかなと思います。そういうことも含めまして、タイムスケジュールを組まれまして行っていただきたいと思

います。もう一つ、公立能登病院の方ですけれども、町長の今の報告の中では指定管理者制度ということも言及されましたので、一日も早く指定管理者制度を導入されまして、健全なというか赤字の積み増しをされないようなものにしていただきたいと思

います。今、私の申し上げましたスケジュールの方、もう一度ご答弁の方、3つの施設ですか、お願いをしたいと思います。あれば。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今、憩、ほのぼのについての施設名も挙げられました。この点につきましては、今実際やっている内容につきましては指定管理者制度を適用する項目ばかりでございますので、今後は9月1日という日も決まっておりますので、それに間に合うような対応をとっていききたい、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思

います。議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 最後に、お願いになると思いますけれども、今の申された2つ、これは9月ですね。その後に公募の方に関します条例、それも間に合うようにしていただきたいと思

の方も進めていっていただきたいと思います。これは要望でございます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、1番 島田正利君

〔1番（島田正利君）登壇〕

1番（島田正利君） それでは、一般質問にまず先立ちまして、私が12月の議会で杉本町長に、町長と町民が語る場を設けてはどうかという提案、お願いを申し上げましたところ、早速実行していただき、まことにありがとうございました。これからも住民ニーズに触れられる場として定期的に、かつ継続的に行われることをさらに期待を申し上げたいと思います。

それでは一般質問に入りたいと思います。

私は、次の2点について質問をさせていただきたいと思います。まず第1点目、この冬の除雪について。2点目、体協主催の各種スポーツ大会についてであります。

それでは、まず1点目のこの冬の除雪についてお伺いをしたいと思います。

まず、町民からの苦情、要請等について。件数について把握していれば、その数字を示していただければと思います。

次に、除雪業者への支払い算定方法についてお伺いをいたします。

次に、期間終了後の評価、反省について。業者等も含めて全体的な形でやられているかどうかをお伺いしたいと思います。

その次に、七尾市や金沢市で行われておりますような大雪時の一斉の除雪日の実施についてお伺いをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの島田議員から質問があったわけでございますけれども、答弁に先立ちまして、まずもってことしの冬の豪雪の際に、議員各位に多方面

にわたりましてご協力を賜りましたことをここに厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、答弁の方に移らせていただきます。

ただいまご質問にありました苦情、要請等の件数でございますけれども、件数についての数字は把握はしておりません。ただ、内容的にはまだ除雪に来ないとか、時間が遅い、あるいは家の前がしてないといったような苦情が多かったように思います。その中には、除雪の仕方が悪いとか、あるいは畑の中に雪を積んでいったとか、そういった苦情等もあったわけでございます。

2点目の除雪業者への支払い算定方法でございますけれども、これにつきましては県の単価をもとに時間当たり幾らというような決め方をさせていただいております。当然、機械の種類あるいは大きさによって単価が違ってきます。そして、時間帯、昼間、夜間等の時間も違って来るわけでございます。

3点目の期間終了後の評価、反省についてでございますけれども、業者を交えての反省をしているかというようなお尋ねでございましたけれども、これにつきましては課内の検討会はさきに行っておりますけれども、今後、3月24日の3時から業者を交えての反省会を開く通知を出しております。

4点目の一斉除雪日でございますけれども、金沢、七尾等についてはやっておられたというような報告を受けているわけですが、中能登町におきましても12月17、18、土日でございましたけれども、そのときが一番のピークでございました。その次の週に23、24、25と連休があったわけですが、その際にその検討はしていたわけですが、先にある地区からは歩道除雪にしたとか、あるいは排雪日にしたと。区の方の対応が早く進められた区がございまして、統一がなされなかったということで今

回は見送りをさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） わかりました。

まず、1点目の件数の現状を把握していないと。やはりこれはちょっとまずいと思うんですね。やはり集落別とか、業者別とか、何らかのデータをとることによって反省、評価、検討のところで生きてきて、次回の豪雪時に住民の皆さんに満足していただけるような除雪の対策がとれるのではないかというふうに私は考えます。ぜひ次年度からはこういうしっかりデータもとりまして、やはり反省会に生かしていただきたいというふうに思います。

その次、時間あたりに。これは当然時間でお支払いするのはわかるんですけども、夜、昼とでもそういうふうな単価が違ってくるといってお話でしたが、もう少し距離もちょっと考慮に入れたような形で、複合的な形で算定方法ができないものかというふうに思うんですね。

私のところに入ってきた苦情等によりますと、隣の集落との境目が一目でわかる。どうしても除雪の平準化といいますか均一化がなされていないのではないかと。やはりもう少し現場へ出向いて、そういうふうな実態、どういふふうな除雪がされているのかということにも目を配っていただきたいと思います。

最後の一斉除雪日の方については、ことは各集落で先行したところがあったからというお話でしたが、次からはおくれることなく対処はしていただきたいと思います。

そこで問題になってくるのは、排雪所の確保だと思うんです。集落内の川とか大きな川がないところとか、そういうところでは排雪するのにすごく困るのが現実で、今、中能登町でたしか2カ所が排雪所に指定されていると思うんですけども、せめて校下に1つ当

たりぐらい排雪所をそういう大雪のときの対策のために指定またはつくるつもりはあるのか。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長
土木建設課長（澤井昭範君） 島田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど言われました除雪の単価の決め方でございますけれども、距離等を勘案してというようなお話でございました。これにつきましては、雪の状態もありますので一概に距離を時間に換算して引くとか、そういったことは非常に難しい作業になってくるわけでございますけれども、これにつきましてはひとつ検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目にありました排雪場所の確保の問題でございますけれども、これにつきましては、ことしの冬は徳前地内の空き地と長曾川の周辺を県の排雪場所と同じようにして町の排雪場所に指定したわけでございます。これにつきましては、ただ空き地があるという場合だけではなくていろんな環境的なものもありますので、そういったものを考慮して、地区に1カ所というような希望でございまして、これらにつきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） 今、澤井課長の方から検討しますという答弁をいただいたわけですが、ぜひよろしくご検討のほどをお願いをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

体協主催の各種スポーツ大会についてお伺いをいたしたいと思います。

中能登町が誕生しまして、私ども旧鹿島町の方では集落対抗のような得点競技のスポーツ大会があったわけですが、中能登町に合併

をいたしましてから各種スポーツ大会というものはどうしても単位体協が主体になってくるスポーツ大会が主になってくるわけですが、町のかかわり合い方についてお伺いをしたいと思います。

17年度、今年度、支援をしてきたのか。また、これからする気があるのか。その範囲は競技大会、チャンピオンスポーツ大会、レクリエーション大会、生涯スポーツ大会といったところまで全部やるのか。また、どのようにして後援とか共催とか、その辺の町はどういうふうなスタンスをとるのかお聞きをしたいと思います。

その次に、地域のスポーツクラブ化についてお伺いしたいと思います。この件は、私は旧鹿島町の議会でも同じような質問を旧の教育長にさせていただいたわけですが、今、小学生によるスポーツ少年団、これは体育協会が母体となって行われているのが現状だと思われま。それについて、中学校の部活動がスポーツ少年団と結びついていないのは非常に残念なことだと私は思っているわけです。

その中で、中学校の先生の部活に対する考え方、かかわり合い方、そのときに生じてくる中体連との考え方のずれ。それで子供たちが少なくなっている現状を踏まえて、将来においてどのような生涯スポーツ、そういう子供たちの部活動の姿が望ましいと思っておられるのか、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 出雲スポーツ担当課長

〔スポーツ担当課長（出雲 修君）登壇〕
スポーツ担当課長（出雲 修君） 島田議員の体育協会主催の各種スポーツ大会についてのご質問、お答えさせていただきます。

中能登町体育協会は、22競技団体が加盟いたしましたして、昨年4月8日に旧3町の体育協会が一つの協会となって中能登町の体育協会が誕生いたしました。

中能登町体育協会は、中能登町のスポーツ振興やスポーツ競技の向上等、先導的な役割を担うことはもちろんでございますが、広く町民の方々にスポーツに参加してもらうため、加盟団体の協力によりまして17年度は14競技の町民大会や各種主催大会を開催して地域スポーツの一翼を担っております。

町といたしまして、補助金の確保、各種スポーツ行事にかかわる告知、広報やスポーツ施設の適正な維持管理、利用調整、賞典の贈呈等、加盟団体がスムーズに各種大会運営ができるように育成費や強化費等の支援も行っております。

今後加盟競技団体と連携を図りながら、生涯スポーツの実現に向けて支援できればと考えております。

奇しくもスポーツ行政の指針といたしまして、平成12年9月にスポーツ振興基本計画が文部科学省から出されました。生涯スポーツ社会の実現に向けた施策として、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するため、2010年までに全国の市町村にクラブを育成する、そのことが提唱されております。

ご存じのように、総合型地域スポーツクラブは地域住民が主体となって活動、運営、経営を行うスポーツ団体の形態でございます。今、島田議員の言われる地域スポーツのクラブ化の観点からも、小中学校の一貫した取り組みができれば、将来の中能登町のスポーツ振興や生涯スポーツの推進に大変有意義なことと考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） ただいまの課長の答弁に続いて、私に関係したご質問がございましたのでお答えいたします。

島田議員の地域スポーツのクラブ化について、これは大変すばらしい考えだと思っております。人生80年時代を迎えている今日、健

康で生き抜くためには子供のころからのスポーツが大切なことは申すまでもございません。

そこで、大変いいお考えではございますけれども、クラブ化した場合の問題点が幾つかあることは議員もご承知のことかと思えます。

例えば、練習場所をどこにするか。指導者はどうすればいいか。練習時間は何時から始めて何時で終わればいいのか。一番問題は、私は送迎方法、送り迎えをどうするのかというような問題が幾つか上がってくるかと思えます。

それから、もしクラブ化した場合に、例えば中学校の場合はこういうような問題が起こってくるわけです。中学校で部活動をした場合には、全能登大会、県体、北信越、全国大会という段階を追って、勝てば進んでいくわけでございますけれども、中体連、中学校体育連盟の規定の中に、出場する場合は学校単位を基本とするということになっております。そうした場合に、今、3つの中学校がございしますが、これを1つのクラブにした場合に出場できないことになるわけです。

ただし、今の規定の中で幾つかの種目に、たしか7種目あった。例えば野球とか。後からもしご質問ならばお答えします。7種目については、規定の人数にならなかった場合、同じ郡市で2校で1チームを編成して出場することができる、そういう規定がございします。

そういう点がございしますので、クラブ化の問題、本当に私はいいと思うんですが、難しい問題だなと今考えているところでございます。

それから、ご質問の中に中学校の先生方の部活動に対する考え方はどうかというご質問も先ほどありましたけれども、私は3中学校の先生方に本当に感謝しているんです。生徒数が少ない中でも精いっぱい子供たちに指導

をしていただいている。これは先生方ばかりでございませぬ。コーチの先生方の力もあるんですけれども、精いっぱい成果をおさめていると、私はそういうように現在思っているところでございます。

例えば女の先生でも、男の先生がどうしてもできないところには、女の先生も技術の指導はできませんけれども毎日顔を出して元気づけておる。こういう点、私は中能登町の中学校の先生方のすばらしい点でないと自負しているところでございます。

一番初めに議員がご指摘なされたように、小学校にクラブがあっても中学校へ行っても部活動がないものだから消えてしまう。これが一番私も痛いところでございますけれども、その点を最大限に関連づけていくときには、きのうのご質問にもございましたけれども、今、3つの中学校、大変生徒数が少ない。これをできるだけ早く1つの中学校にすれば幾つか児童生徒の希望がかなえられる、私はそういうように考えていますので、統合中学校をできるだけ早くしていただきたいというのが私の考えでございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 出雲スポーツ担当課長

スポーツ担当課長（出雲 修君） 地区の生涯スポーツの件につきまして抜けていましたので、答弁させていただきます。

地区の生涯スポーツの推進につきましては、町体育協会の加盟団体をお願いをしまして町民大会等を開催しているところでございますが、何分単位協会の方々と教育委員会とで協力しながら、よりよい知恵を出し合い、生涯スポーツの推進に努力していきたいと考えておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） 各種スポーツ大会について補助金やら告知、周知、賞典などいろ

いる後押しをしていただいているという説明を受けまして、ぜひとも今後これからも分け隔てなく町として後援をしていただければなというふうな思いを持ちました。

その中で、2010年全国にクラブの地域化を育成するというふうな話が出てきたわけですが、まさしく地域スポーツクラブ化、教育長がすばらしい考え方だ、だが現状は難しい面がたくさんあると。私もそれは承知はしております。2010年にクラブの地域化を育成するという方針が出ているのであれば、当町もそれに従ってやはりそういうところを目指す。いろんな問題はあると思います。統合中学校の問題もあると思いますが、これからもそういう子供たちにとってよりよいスポーツ環境、また大人にとっても生涯スポーツを楽しめる、そういうまちであればいいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、7番 定塚勅男君

〔7番（定塚勅男君）登壇〕

7番（定塚勅男君） 私は、C - 1号線道路の現状報告と今後の予定に一般質問をいたします。

旧鹿島町C - 1号線は、霊峰であり歴史的遺産の石動山へ登山をするため期待して現在の登山口へ向かったときに、上から大型ダンプが迫ってきて交差できずにバックしてダンプをかわすということで、せっかくの気持ちが台なしになったという人が多々多かったと思います。また、地元の方にとっても毎日のことです。行政に対し安全、安心、道路確保が永遠の願いであります。

初代町長からの懸案であり、この間、4代の町長を経て、長澤前町長が実現に向けて貴重な一歩を踏み出しました。旧鹿島の議員はわかっていることと思いますが、この道路決定までに幾多のプランが検討され、地区の関係者及び町当局は大変なエネルギーを費やし

たことです。もちろん石産業者の協力を得ての事業となったわけであります。

その生まれ変わろうとしている待望のC - 1号線がどこまで工事が進んでいるか、現在の進捗状況をお聞かせ願います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 定塚議員のご質問にお答えいたします。

町道C - 1号線の現在までの進捗状況でございますけれども、平成16年度に3カ年計画で着工したわけでございます。16年度につきましては360メートルの工事が終わって、17年度につきましては現在180メートルの区間で工事を行っております。年度内にできませんので、繰り越しの事業ということで現在進めているところでございます。

18年度につきましては、残っておりますところの600メートルの用地買収を終えて、8月ごろには工事に着手して、18年度中には完成したいというような思いであります。

現在の18年度の予定箇所でございますけれども、そこにおいでる地権者の方々とは先般、3月10日に境界を確認、出ていただきまして、地図をもって漬れ地の説明をしております。それで今月の23日と来月の2日、再度現地の方へ行きまして、杭を確認してもらって最終的に面積を出したい。漬れ地の面積を出したい。そういう計画で今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 定塚勅男君

7番（定塚勅男君） 2期目の工事は、これから下に民家があるわけです。大雨の鉄砲水には十分気をつけて、下の住民から苦情の出ないように慎重な工事を進めてもらいたいと思います。

平成16年度に始まり3年間、平成18年度で完成いたしますが、県道との取りつけプラン、提案は現越路小学校の金沢寄りと小学校

の七尾寄りの2案が示されていました。実施計画では金沢寄りになっていますが、その位置の決定の経過についてお聞きいたします。

完成すると、大型ダンプが山へ向かうとき、バイパスから町道C-19号線、要はあおば保育園の前を上って県道へ出、右折して小学校の前を走って新取りつけ口を山手に左折することになります。通学道路の安全等々について学校側またPTAとの対話はどうなっているのかお聞かせ願います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 再質問にお答えいたします。

ただいま言われました越路小学校の横におりる道と、向こう側、コーポの方から上がってくるところに取りつく道路の2案があったと。それで、最終的にこっちになった、越路小学校におりるところがどういう経緯でなったかと、そういうようなご質問だったかと思えます。

それにつきましては、私が今年の3月に土木建設課長になった段階では、もう既にこれは旧鹿島町において決定した事項で、県の方でもその路線でもって事業を採択してもらい、工事を進めるんだと。そういうような内容でもって入札等を行ってきた経緯がございます。

旧鹿島町の経過等につきましては、私の方はちょっと把握しておりませんので、ご勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 今ほどの議員のご質問でございますが、学校のPTAの役員さん方と教育委員会との話し合いは現在行われておりません。

以上です。

議長（作間七郎君） 定塚勅男君

7番（定塚勅男君） ただいまの答弁でい

きますと、一番大事なことは学校の児童の交通の安全ということですので、十分また話し合ってくださいようお願いいたします。

再質問ですけれども、この道は南北に1,130メートルの道路であります。最低でも2本程度、町道、また県道に下がる道を検討してもらいたい。そういう思いですので、これからもひとつ検討して下さるよう、これは要望です。よろしくお願いたします。

霊峰石動山に通ずる道です。車が通るだけの目的ではなく、近年はレジャー、観光、また健康、リフレッシュの道として真心を感じずる道路にして利用できるように。また、町営墓地もあるわけでありまして、一日も早い完成を切望いたしまして、以上で私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

午後2時07分 再開

議長（作間七郎君） それでは、再開いたします。

30番 若狭 武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） このたび質問の機会を得ましたので、さきに通告をしてあります件についてお尋ねをしたいと思います。

3件ばかりお知らせをしてありますが、まず、第1件目について、三位一体の改革による町の財政状況はということでお届けをしております。

合併自治体のまちづくりは10年というふうに言われているわけでありまして。当中能登町も誕生いたしまして満1歳になりました。この中能登町が10年先へ行って、いつも杉本町長の言われているような住んでよかったという町になるのかどうか。また、公債費が膨れて大変な町になるのかどうか。いよいよ中能

登町もこの18年度を初年度としてスタートをするわけでありす。

しかし、国の方では地方分権に絡む三位一体の改革が進む中で、各地方においてもかなり厳しい財政運用が強いられることが予測されるわけでありす。

そうした中に、この18年度の予算編成がなされたわけでありす、なかなか苦労された点もあったかと思ひます。この18年度予算につきましては、各自治体を見ていまして前年度比は減となっているわけですが、当中能登町におきましては、大型事業も抱えていることもありまして26%ですか、増となっているわけでありす。喜ばしいといえは喜ばしいことなんですが、しかしその背景にはまことに厳しいものがあるように感じております。

町の方で策定されました基準財政需要額、これも昨年から見れば減少はしているとは思ひますが、法務省の文書なんかで見ていると、合併によって生ずるスケールメリットを生かせば、まだ需要額は削減できるというふうに言っております。そしてまた、先般の総務常任委員会の中でもいろいろと指摘をされる点がありました。そうしたことを踏まえて、担当課におかれましては今後、基準財政需要額についてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 若狭議員の質問にお答えします。

交付税の基準財政需要額でありす、交付税自体におきましては、三位一体の改革によりまして平成16年度から18年度までの3カ年は交付税及び臨時財政対策債を含め約5億円を国の方では削減すると言っておりますので、財政需要額の方もかなり厳しくなってくると思っております。

以上でありす。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） 今、課長の方から説明がありましたように、基準財政需要額、これは今後見直しをしていかないと、なかなか厳しい状況になってくると思ひます。

そこで、次にこの点につきまして教育長の方にお尋ねをしたいんですが、今の基準財政需要額に関連しまして、今、中能登町には学校が小中9校ですか、あるわけなんです、これは今後まちづくりを進めていく中においても、言葉が悪いんですがちょっと足を引っ張るような格好になるのではないかと思ひます。

そういうことになりまして、教育長といたしましてもかなり重い荷物が背負わされるのではないかというふうに考えられるわけでありす、先ほど申しました合併によって生ずるメリットを生かして、学校等の統廃合といたしますか、そういったものについてどのように取り組んでいかれるのか。

今までもいろいろと質問があったわけですが、そのときの教育長の答弁を聞いておりましたら、検討委員会ですか、何か検討委員会がありまして、そのところで協議をされているというふうに答弁されておいでるわけですが、やっぱり積極性がないとなかなか検討委員会としても、なかなか前向きといたしますか進まないような気もしますけれども。そういった点につきまして、今後の学校の件につきまして、町といたしまして、教育長といたしまして積極性が見れるのかどうか。こういった点についてお答えをいただきたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） ただいまのご質問でございますけれども、きのうもお話をしたところでございます。学校統合検討委員会で今後その件について十分検討していきたいと思っておりますので、ご了解のほどお願い

します。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） 今も検討委員会で検討しているということなのですが、なかなかこれからのまちづくりを進めていく中におきまして、これからだんだん財政問題が厳しくなってきましたと、どうしてもやっぱりそういう学校の統合といった方に声が大きくなってくると思うわけですが、ひとつリーダーシップを発揮しまして、できるだけいい形で統合ができるように、ひとつまた頑張っていたきたいと思います。

次に、杉本町長と、あと担当課長に質問をしたいわけなのですが、余りうまいことしゃべられませぬので、きょうはボードみたいなのをちょっと用意してきましたので、そのボードをちょっと見ながら質問をさせていただきたいと思います。

その前に、基準財政収入額と、それから需要額について少しお話をさせていただきたいと思うわけですが、ちょっと見ていただきたいんです。

その前にちょっと見ていただきたいんですが、ここに赤い紙がありますね。この赤い紙を一応基準財政収入額と仮に位置づけまして、この中には町債、町税とか、国、県からの交付額、いわゆる定番の収入額になるわけですね。これも昨年から見れば軽くなっていると思いますが、これに対しまして仮にこちらの紙を基準財政需要額と位置づけますと、この中にいろいろと町の経常経費がこの中に入っているわけですね。

これをこういうふうに合わせて、言うに及ばず経費の方が、需要額の方が大きいわけですね。要するにこれが財源不足額になりまして、これに対して普通交付税が交付される。

これはまた後から話しますから。

それで……。

議長（作間七郎君） ちょっと休憩をいた

します。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

議長（作間七郎君） 再開いたします。

30番（若狭 武君） いいですか。

それでちょっと聞いていただきたいんですが、この財源不足額ですね。これに対して普通交付税が交付をされるわけなのですが、しかし100%交付をされるわけではもちろんないですね。その町によって交付されるパーセントが違うんですけれども、全国平均から見ますと大体95%、不足額に対して95%普通交付税で見ていただけるわけでありまして。あと6%は財政調整基金でも崩して充てるのか、何かしなかったらこれがこうならないわけですね。

ちょっとこれを見ていただいて町長さんにお尋ねをするわけですが、これは合併して一本算定された、この黒いところはね。一本算定された数ですね。それが毎年交付税が見直されてだんだん青い色になっています。この青い色がだんだん出てくるわけですね。これは町として自主財源をふやしていくか、それとも町債を充てるのか、町の判断なんです。町の自主財源をふやしていくとすれば、もちろん人口の増も図られるし、また大型企業の誘致等も図られるわけなのですが、今うちの地区におきましても眉丈が丘の地形を利用して、何か企業がやりたいということも聞いております。

そういったことも踏まえて、自主財源をどういうふうこれから確保されていかれる予定においでなのか。それにはもちろんケーブルテレビの整備ももちろん必要になってきますが、その自主財源の確保に取り組む姿勢について町長にお伺いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 若狭議員の質問にお

答えをいたします。

自主財源の確保をどのように考えているかという質問であろうと思います。中能登町の自主財源は、固定資産税及び町民税が主なものであります。固定資産税、法人町民税においては企業誘致を図り、また個人町民税では定住化の促進などにより増収を図りたいと考えており、また滞納整理の強化にも努めたいと考えております。

基金などの資産においても、新町建設計画における普通建設事業などに有効に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） ありがとうございます。

この上の赤い斜線の部分ですね。これは岩井議員ですか、全協で聞いておられました合併前の交付税を10年間は交付するというのがこの赤い斜線の部分になるんですね。しかし、私もいろいろ聞いてみますと、10年とは言っているんですが、実質的には5年ぐらいで見れないのではなからうかという自治体の意見も多いんですが、当町におきましてはこの上の赤い斜線の部分ですね。これを5年ぐらいで下の方におさまるように努力できるのかどうか。

先ほど言いましたが、合併によって生ずるスケールメリットを生かせば、この中におさめることができるということなんですが、そのスケールメリットというのは何かといいますと、施設の共用とか、今の学校問題、それから職員の人員削減、そしてまた我々議員の定数の見直し、そのほか観光の行事の見直し、いろいろとあるわけですが、そういったことを踏まえて、できるだけ早く上の斜線の分を下の本算定の方におさまるように努力をしていただきたいと思います。

以上でこの質問については終わります。

次に2点目、防災計画に伴う町の災害時の

対応ということなんですが、災害はいつ発生するかわからないわけなんですが、万が一に備えて日ごろからその対応をしっかりと考えておく必要があると思います。

防災と災害とは区別して考えることなんですが、万が一災害が発生したら、町の方では即対応できるのかどうか。私もいろいろよその町の方も聞いてみましたが、災害が発生した時点においては行政としては何の手当てもできないというのが大半の意見であります。

例えば、今ここに震度6強の地震が起きた、そして民家が崩れた、人が埋まっている。そういう時期において、町が課長連中集まれというふうに集めて協議できるわけでもないわけですからね。

そういう時点が発生した場合に、一番行動を起こせるのが地域住民なんですね。家族の安否とか周辺の家族の安否、そういうものをちゃんと把握できるのもその地域の住民であるわけです。

そうした行動を万が一に即起こせるようにしておくのも自治体の日ごろからの大きな役目であるんですが、そういうことを踏まえて私らは今、石川県の災害ボランティアから委嘱を受けまして、災害ボランティアネットワークというのを私ら立ち上げております。平成16年から。それで、去年まで加賀、金沢で自治体をお願いしまして講習会を開いていただきましたんですが、去年は羽咋まで来たんですね。講習会の開催。ことしは中能登から七尾、奥能登の方にそういう災害ボランティアのネットワークの講習会を開いていただきたいなというふうに思っているわけなんですが、その点いかがですか。そういう催しを、お願いなんですけどやらせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今、若狭議員おっしゃられたとおり、災害はいつ起きるかわかりません。そういうことを踏まえまして、うちの町では地域防災計画、防災に対して万全を期し、町民の生命、身体及び財産を保護するという目的で、災害予防計画、災害応急対策計画、それから復興計画、大きく3つのそういう計画を立てているところがございます。いずれにつきましても欠くことのできない大事な計画だというふうに認識をいたしております。

ですけれども、いざ災害が発生したときには瞬時に対応する点があるわけでありまして。町民の皆さんの個々に対応していただくもの、それから家族で対応するもの、それから地区の団結した力によって対応していただくというようなそういう意味も含めまして、大きくその対応をとっていかなければいけないということでございます。

行政といたしましても、町民の皆さん方が行う地区自主防災訓練、そういうものも今お願いをしているところがございます。そういうものを踏まえて、なおかつ町の総合計画、総合防災訓練等も18年度においては計画をいたすつもりであります。

そういう計画の折、また今言われましたボランティアの関係なんです、養成講習会につきましても、たくさんの方が集まる機会をとらえまして、またそういう講習会等も開催できればというふうな思いでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） ぜひお願いをしたいわけなんです。

この災害ボランティアネットワークに加入していただければ、もし、こんなことはあってはならないんですが、もし中能登町に何かあった場合に、ネットワークの方々が即、中能登町に駆けつけていろいろと活動ができるようになっております。

また、この講習会を開いていただくにしま

しても、別に町の経費が全然かかりませんので、全部県の経費でやりますので、ただ場所と人集まりをひとつお願いできればいいわけです。さっきおっしゃいましたイベントの人の集まるときにでもやっていただければありがたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、3点目ですが、ケーブルテレビですね。

いろいろと今審議をされております。なかなかこれも、これに携わっていないと、課の方で説明されてもなかなかちょっと理解しにくい点もあるわけです。せっかくの事業ですから、できるだけたくさんの方に理解をしていただいて、そしてまた加入をしていただかなければならないわけですが、それについてはやはり地区の方へ出かけていきましてよく説明をし、また理解を得ることが大事だというふうに思っております。

担当課ではどういうふうに考えておられますか。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 若狭議員のご質問にお答えいたします。

現在、ケーブルテレビ事業の内容や料金等につきましても、多くの方が加入しやすいものにと検討を行っている段階であります。

住民の皆さんへの説明会につきましても、事業内容の詳細が決定し、料金やサービス内容について具体的にはっきりした段階で、地区のご協力を得ながら説明会を開催したいというふうに考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） ブロードバンドの整備事業も、先ほど私が言いましたうちの眉丈が丘の方で企業が何かやりたいというふうに言っているんですが、そういう場合におきましても、こうした高速ネット網の整備ができ

ていないとなかなかその町のメリットがないわけですので、ぜひ住民の皆さん方のご理解を得て、確実に事業が進むようにひとつ頑張っていたきたいと思うわけであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

以前にも2回同じテーマで質問しているところですが、中能登町まちづくり計画の中にぎわいと活力あるまちづくりについてどのような取り組みを進めておられるのか、具体的に計画等をお示しいただき、事業の推進を図るべきと考えているところですが、いかがお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

今、町としてはイントラネット整備計画も完了し、間もなく運用されるわけでございます。平成18年度においてはケーブルテレビ事業にも着手し、事業の推進に取り組もうとしておられるわけでございます。

一方、当町におきましては今後、学校の統廃合の問題、行政改革等の待ったなしの事案がたくさんあるわけでございます。私としても、先月立ち上がった町防災計画について何回となく一般質問をさせていただいたわけでございます。その結果、町当局の努力にもよりましてスタートしたわけですが、町民の安全、安心のために迅速に取りまとめをお願いするものでございます。

さて、本題の方に入りますけれども、にぎわいと活力あるまちづくりと題して今回で3回目の一般質問になるわけです。私の信条といたしまして、粘り強く提案し、計画の推進が見えてくるようここに改めて質問をさせていただきます。

中能登町建設計画の中で瀬戸、花見月、後

山地区を一体とした考えのもとで上棚インターからのアクセス道路の整備を進め、雨の宮古墳、眉丈が丘、川田の古墳公園、東にあります石動山文化に対比いたしまして、眉丈が丘ルートと申しましょうか、周遊する形でルートの整備を進めていただくとともに、古代米、能登のころ柿、棚田米などとたくさんあるわけでございますが、中能登ブランドの発信をも進めながら、文化遺産の継承等を抱き合わせながら事業の展開を推進すべきと思っているところでございます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。中能登町建設計画の策定はどのような目玉を持って今後取り組まれようとしておられるのか。

2点目は、町の伝統文化の継承をどのような形で進めていくつもりか。

よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 谷口議員の質問にお答えをいたします。

中能登町建設計画の中で、瀬戸、花見月、後山地区を一体とした地域づくりについてのご質問ですが、議員の言われるとおり、中能登町まちづくり計画の中では瀬戸、花見月、後山地区は農村居住ゾーンとして位置づけられております。また、地域産業の活性化方策として、中能登ブランドとなる特産品開発やポケットパーク等の整備、伝統文化の継承についても示されているところであります。

これらの方策は、ことしの9月をめどに策定を進めております中能登町総合計画の中で本当に必要とするものや優先政策を見きわめ、中能登町の将来を見据えたまちづくり構想として、議員の皆様とも相談をしながら盛り込んでいきたいと考えております。

また、先般実施をいたしました総合計画策定に向けての町民アンケート調査の結果を踏まえ、町民から寄せられた要望や意見を整理、検討し、さらに地域バランスを考慮し、

魅力あるまちづくり、実効性のある計画策定を進めていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 答弁ありがとうございます。

今年度の9月をめどということで、住民の声を大事にしながら、また積極的に推進していただきたいと思います。

最後に、答弁は要りませんが、町老人センターゆうゆうについて申し述べさせていただきます。

平成4年に開設されてから14年の歳月がたとうとしております。最近の利用者は、平成15年2月で1万6,401人、17年2月末で1万9,866人という利用者の数がこの前お聞きしたわけでございます。

一方、施設の修繕等が年々ふえてきているとともに、施設の増設の声が町民のあちこちから聞かれているところでございます。町のお年寄りの憩いの場として、また、にぎわいの場として施設の充実に取り組む必要があるかと思うわけでございます。

町長には今後格別の取り組みをお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

以上を申し上げましたように、いろいろな形でにぎわいと活力あるまちづくりへ一層の事業展開をお進めしていただくよう申し上げます。私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで、10分間休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時59分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） それでは、質問をさせていただきます。

最後の質問になりました。2日間の一般質問で、質問する議員も疲れておりますし、答弁される職員も課長初め大変だと思うんですが、最後までひとつおつき合いをさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

通告順に基づいて質問を行いたいと思いますが、1時間の時間の範囲内におさめなければいけないということなので、私の方で順序を変えまして進めていきたいと思います。

まず初めに、公立能登総合病院のあり方について。

先ほど武田議員もこれに触れられました。私は、内容的には違った意味において質問をしたいと思います。

昨年の12月議会に私、一般質問で長時間にわたって能登病院の問題について具体的な数字を挙げて質問を行いました。その中で、現在の病院の経営責任について責任者を明確にする必要があるのではないか、これを指摘いたしました。その後、病院では組織の見直しを行いまして、会長職を設け、別に院長をつくりまして、経営責任についても新聞報道によればきちんと明確な責任者をつくったということが報道されております。

私は、これがきちんとなされなくては今後の経営は難しいものがあるかと思えます。

さて、先ほど町長も答弁の中に触れましたが、2月23日に経営改革委員会より第2次か3次か知りませんが、答申の取りまとめがされたことが報道されております。

近日中に最終的な取りまとめをされるようですが、基本的には現在の公立病院の形態を続けていく、将来は公設民営型移行も考えていくということが報道されております。

それで、1点目に町長にお聞きしますが、七鹿広域圏組合の議会論議の中で、それを含

めて今後論議をされていくのか。また、町長職として今後の能登病院の継続というものをどのように考えているのかをお聞きいたしたいと思います。

ここに私、新聞の記事を持ってきました。能登病院の6自治体病院赤字ということが大きく載っております。宮本惣一郎県議の一般質問に答えて、稲岡厚生部長がこれについて答弁を行っているのであります。答弁の内容は、地域住民の要請に基づき、緊急治療など採算面で厳しい分野を担っているほか、能登総合病院など4病院が過去10年以内に建てかえを行っており、減価償却費が増加している。こういうことを言っている。

さらに、収入についても医師不足で入院患者や外来患者が減っている。収益が減少傾向にある。こういうことで収支両面で大変厳しい現状にあるということは県の厚生部長も認めているわけであります。

次に、県知事選挙に当たりまして、朝日新聞が知事選の宿題ということで一番初めに挙げたのが病院問題であります。このように言っております。2004年度の調査では、金沢市など石川中央が医師の充足率138.4%に対しまして、能登北部、穴水以北は81.5%になっている。

また、こういう記事も載っているわけであります。能登にお医者さんを派遣するために希望者を募りますが、求人10人に対しまして応募したのはたったの1人である。こういうことが出ているわけであります。

市立輪島病院では、98年に23人いた常勤医が今12人だそうでございます。私は、大変能登の医療の地域格差というのは、これは大きな問題があるというふうに思うわけであります。朝日新聞の宿題、県知事選挙に絡んでの1番目、国や県の目線は金沢に偏重している。こういうことを言っているわけであります。

私は、能登病院の赤字の問題は、ただ職員

の努力が足りなくて赤字になったという。私はそう思っておりません。この能登病院の位置づけを県がどのように考えているのか。私は、これを町長にきちんと今後の課題として聞きたいし、県に対して求めていってほしいと思うんです。

先般、これも新聞に出ております。香林坊の駐車場。課題は違いますが、本年度赤字1億4,200万円、累積赤字で23億2,900万円を香林坊の駐車場が抱えているそうであります。これも県と市が負担しているわけなんです、この赤字を。だから、私は能登病院の赤字についてもきちんと県の方に言うべきである、要求すべきである。私はそういうことを要望いたしたいのであります。

2点目にいたしまして、やはり能登病院の自立ということも大事だと思うわけであります。先般新聞で報道されました白山市の公立松任石川中央病院は、過去5年間黒字決算を評価されまして、自治体の優良病院として表彰を受けているそうであります。その原因については、管理局長がこのように言っております。原因は、看護師の力量と医療内容に対する受診者の評判、それが口コミで患者数の増加につながったという管理局長の見解であります。

その口コミにつながったのは何かということであります。それは、病院へ訪れた患者の方々が待ち時間を少しでも少なくするように口酸っぱく言ったそうであります。よく今まで言われております2時間待って2分間診療で、はいさようならというのが今の病院の形態でないかと思うんです。

私も能登病院へ通っております。8時過ぎに出まして、戻ってくるのは11時半ごろであります。上半身裸になりまして、先生が聴診器を当てて診察をして、2分ほどで「大丈夫や、100まで生きるわいや」、そういうことで喜んで帰っているんですけれども、私はそういうものがなぜに2時間も3時間も待たな

くてはそこまでたどりつかないのか。それらについても、これは能登病院の職員、お医者さんの問題であろうかと思えます。

県に対する要求は要求として、やはり能登病院もそういう点についてきちんとした解決策を持っていく。そして、地域住民から評価が上がるような、信頼を得られるようなそういう病院にしていていただきたい。そのように思うわけでありませう。これに對しましての町長の答弁をいただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

昨年の12月議会以降の能登統合病院に対する組合の対応でございますが、昨年、総務省経営アドバイザーの助言の中に、現在の地方公営企業法の一部適用による経営、運営体制においても実行できることが実行されていないところがあり、自助努力が足りないということを指摘されました。

そのことを受けまして、現在の病院における責任体制をより明確にして経営改革を行うために新たに会長職を設け、体制強化を図りました。新院長には、責任を持って病院経営、運営に当たってもらうために新たに決裁権限を付与いたしました。会長には、今までの実績、経験等を生かし、院長を経営、運営などの多角的な面からサポートし、相談役として院長とともに病院経営、運営を行っていただき、またこれまでどおり診療にも従事し、地域医療の発展に尽力をしていただきます。

そのことにより、能登総合病院単体のことだけでなく、七尾鹿島診療圏において今まで以上に他の医療機関との連携を図り、圏域住民のためによりよい医療を提供することになります。

さらに、能登地域全体の医療供給体制についても中核となつて取り組んでもらうために

も、会長、院長という体制で強化を図りました。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中に、町長は能登病院のあり方について触れられました。私もその判断について同感するものであります。それらを受けまして、改めて私なりに今後の能登病院の再建策について提案を行いたいと思えます。

私は今後とも、先ほど言いましたように能登の病院の中の中核病院としての位置づけを明確にして、今後とも公立病院として守るべきは守っていただきたい。そういう意味合いから私は4つの点について提言をし、町長にその提言についての見解を伺いたいと思えます。

まず1点目であります。12月にも言いましたが、地域の開業医と連携した在宅医療を支える、例えば急性疾患に必要なときには受けられるような、地域の中の中核病院の役割をきちんと持ってそれらにこたえる病院となるべきではないかと思ふんです。

2点目として、奥能登の公立病院の医師体制は厳しさ一層私は深刻になろうかと思えます。そういう中で、能登全体の医療連携を考えた中で、能登病院がどんな役割を果たしているのか。そのことを通じて患者数の確保をし、経営を改善していく計画を持つ必要があるかと思えます。

先般、平山管理局長に電話で確かめましたが、能登病院は今、腎臓疾患の方々のための対策というか、そういうことで新たな病室を設けまして、住民の意向に沿い得るように一生懸命頑張っている、そういう答弁をいただきました。

3点目といたしまして、今後、医療費の改悪はますます私は強まってくると思ふんです。10月から高齢者の負担が1割から2割

に、入院患者の食事代も部屋代も保険から外して自己負担になる計画の中で、さらに私は病院離れが進むことが予測されると思うんです。金がなくては病院へ入れない。

今、厚労省は混合医療ということをお考えです。新しい混合医療。これはアメリカで今やっているんです。金のある方はお金さえ出せば高度医療ができる。金のない者は高度医療が受けられない。国保は国民全体が保険証さえあればだれでもが診察を受けられる、病院に行かれる。これが日本の国の国保制度なんです。それを今崩そうとしているわけです。混合医療ということで。私は、そういう中でこれからますます医療が改悪されることによりまして病院離れが予測されるということをお考えです。

そういう中でぜひともお願いしたいのは、福祉のまち中能登町として県下でも誇っているこの福祉の施策を、町長はぜひとも継続していくこと、これを強く求めたいのであります。また、そのことを町民は要望していると思うんです。

4点目といたしまして、能登線と同じように利用しにくくしておいて、赤字が出たからやめるといふのでは、これは私は政治の責任ではないと思うんです。これは民間会社なんです。政治の責任はそういうものであってはいけないと思うんです。私は、新たな管理体制によって地域の要求をどのように把握するのか。先ほど言いましたように、職員挙げてそれにこたえようとしているのか。このことが大事でなかろうかと思えます。

能登病院の職員の方に聞きました。給料は少しぐらい下がってもいい。頑張ってやっていきたい。そういう声もあるわけでありませう。私は、今後、外的な環境がますます苦しくなっていく中で、その実態を踏まえて、自治体住民の参加を含めて追及していくことが大切だと思うわけでありませう。

以上、4点にわたりまして私の考えを述べ

たものでありますが、これに対する町長のご意見がありましたら承りたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 公立病院としての地域の医療を守り、住民の命を守る上で自治体としての取り組みをどのようにすべきだと考えているのかということですが、公立能登総合病院は、能登地域の中核病院として救命救急センター、災害拠点病院、精神センターの設置等の政策医療を行っております。

また、能登地区医療圏においては医師不足が深刻な状況であり、このままでは地域全体の医療供給体制が低下し、医療の低下を招くおそれがあります。そうならないためにも、各医療機関が連携をし、機能分担、役割分担を行うことで地域住民に対し安全で安心な医療を持続して提供していかねばならないと考えております。

七尾鹿島診療圏においても、地域の民間病院と連携をし、役割分担、機能分担を図り、よりよい医療提供できる体制を構築するなど、能登地域において公立能登総合病院がその使命を担い、能登地域全体の医療の確保に努めることが重要であろうと考えております。

また、在宅医療につきましても、福祉のまちとしてこれをどうやって継続されるか、ということでもありますけれども、今の介護保険にいたしましても、新聞等に見る限りは今のところ4,300円ということがまだ見られないわけでありませうし、内灘、津幡町が4,950円、金沢市が4,700円。大体4,500円以上であります。

答申を受けたお金が4,465円ということでありませうけれども、政策的ということでは、4,300円にさせていただいたところでもありますし、今議員から言われましたことにつきましても、重々これからも一生懸命に守ってまいりたい、そう思っておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 答弁ありがとうございました。

ただ、注文をつけておきたいと思うんです。杉本町長のいいところは率直に、言葉は下手でも心から答弁するというのが、これは一番取り柄なんです。できたら、これからメモを見ないでひとつ答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、中能登町の職員の健康チェックはどうなっているか、このことについて私はお聞きいたします。

2月19日に職員である久保参事が急死されました。22日に葬儀が行われたのであります。突然の死に無情を覚えたものであります。いずれ人間は行く道とはいえ、寂しい限りであります。私の後ろにそのとき苗山参事と小山参事がおられました。葬式の中で泣いておられたのを私覚えているんです。

私は、先般、久保さんの奥さんにお会いした中で、久保参事の引き出しの中に検査にかかわるいろんなデータが残っていた。そういう書類が多くあったと聞いているんです。

私はだれでも忙しさに、病気のことはわかっていてもつい後回しにしていく、そのことが大事に至ってしまうのではないかと思うんです。

それで町長にお聞きしますが、現在、中能登町職員で病気による病欠人員は何人くらいおられるのか。町長として職員の健康管理をどのように行っているのか答弁をお願いいたしたいと思います。

2点目といたしまして、久保参事の急死の中で、私はこのように思っているんです。久保参事は旧の鳥屋町の総務課長から参事になりました。総務課長の時代に鳥屋町は助役を置いていなかったんです。だから私、合併協議会の委員として出席しておりました。そういう中で、合併の協議の中で助役職も総務

課長職もこなしてやっておられたのではないかと。奥さんに言わせれば、助役を鳥屋が置かなかったことは経費の削減になったのではないかと、単純にそう思っていたというんです。私は、そういう中で急死をされた久保参事を町として労務災害適用に認定を申請すべきであると思うが、これについての行政側の答弁をぜひとも求めたいのであります。

次に、保健課長にお聞きしますが、中能登町として成人健診を行っておりますが、年間に健診される人数は何人ほどになるのか。率にすると何%になるのか答えていただきたいと思ひますし、それと同時に、現在の成人病で一番多い病気の種類等を教えていただきたい。

金岩保健課長と話していると、病気というのは表面に出ているものだけを判断してはいけません。必ず水面下にあるものが表に出ている冰山よりも何倍も多いということをおっしゃいます。私は、これらの水面下の予備軍というのはどう考えて、それらについて町民の健康を守る上での施策を考えておられるのか、課長に答弁を求めたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 中能登町の役場は一事業所として労働者の健康管理をする必要があります。1年に1回、職員の一般健康診断を実施し、その結果を個人に通知いたしております。職員はそれを受けて、各自の判断において医療機関において受診等をしております。

また、一般受診時には年齢に応じた追加の検査や個々の判断で行う胃がん、婦人がん、肺がん検査等があり、受診を勧めております。共済組合でも補助金を出して人間ドック等に対し受診を勧めております。

しかし、検査の結果については個人情報保護法のこともあり把握していないのが現状であります。

なお、病欠の人数については、現在1名で

ございます。

今後は、各職員の一般健康診断結果に基づき、医師または保健師による保健指導を徹底しながら、職員に対してもみずからの健康の保持に努めてもらうよう周知徹底していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、先ほどありました労災等の件につきましては、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

〔保健環境課長（金岩 進君）登壇〕

保健環境課長（金岩 進君） まず、健診の実施状況でございますが、町では基本健診、がん検診等を実施しております。平成17年度の受診状況についてですが、受診者数、受診率で申し上げます。基本健診2,842人、39.1%、胃がん検診1,214人、16.7%、肺がん検診2,887人、39.7%などとなっております。

病気の早期発見、早期治療のためには、まずは受診していただくことが大事であり、今後も受診率の向上に努めたいと思っております。

次に、現在一番多い病気の種類ですが、昨年5月の診療分で、中能登町の入院件数ですが、脳卒中、心筋梗塞、狭心症などの循環器系の疾患によるものが一番多く、これは入院全体の約3人に1人ということになります。

また、入院外受診件数ですが、循環器系の疾患によるものが一番多く、入院外全体の約4人に1人ということになります。その中でも高血圧性疾患が特に多く、これは入院外全体の約8人に1人という状況です。

また、40歳から64歳のいわゆる働き盛りの年代における入院外の受診状況では、高血圧性疾患が一番多く、次いで虫歯、糖尿病となっております。

平成16年度の旧3町の基本健診結果では、特に肥満者の割合が県平均と比較して多い状

況でありました。肥満そのものは病気ではありませんが、内臓脂肪症候群のメカニズムから、肥満の方は脳梗塞や心臓病の発症予備軍とも言えます。

先ほど杉本議員も言われましたが、冰山ですけれども、冰山に例えれば、医師にかかっている人が海面上の部分で、海面下の大きな部分が予備軍です。今後、この海面上も海面下の部分も大きくなっていくものと思われま

す。町では今後、内臓脂肪症候群と疾病の関係や、生活習慣改善の必要性についての啓発、普及を重点的に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいま町長と保健課長から答弁をいただきました。

私は、ぜひとも職員の方々が中能登町の職員として勤務しておられる、そういう職員は町長にお願いしたいのは、病気で久保さんのように死なれるということは、私はやはり健康管理について目が届いていなかったという、そういう私は責任もあろうかと思うんです。

だから、先ほど保健課長は3人に1人が循環器の疾患を持っているという、そういう発言をされました。水面下の方々がもっと上へ上がってくれば、2人に1人になるかもわかりません。

私は、そういう中でぜひとも小山参事にも統括する参事として、職員の健康についてぜひとも目を届かせて、これからも職員に健康で明るく働いてもらうように努力をしていたきたいと思うわけでありませう。

次に、3番目といたしまして、先ほど除雪の対策について質問がありました。私もこれと似たような中で質問を行いたいと思

います。昨年は12月より降った雪が大変でありまし

た。除雪に町も追われていたと思うんです。大変な事態を迎えたと思うんですが、私はそのことを踏まえて提案もし、行政側にお聞きいたします。

まず1点目として、今回の大雪に対しての除雪を含めて道路の確保をどのように行うかを行政内部で討議されていたのか。また、それと同時に聞きするのは、今後それを生かす反省点がきちんと集約されて、皆さんと話し合いされて生かされるということになっているのかどうか。これが1点目。

2点目です。それらの反省に立って、今後の大雪対策の確立を行うことを求めたいのであります。特に町が管理している除雪をする1次路線、2次路線から除外されている路線の確保が大事であります。よく私に言うんです。私も同じだけ町民税を納めている。なぜに私のうちの前だけ除雪してくれないのか。そういうことを言われるんです。返答に困ります。今日の自動車社会の中で、家より1次路線まで出られないことが何日も続いていくということであってはならないのではないのか。

小路の除雪方法等、また、ひとり暮らしのお年寄りの家の除雪、これらも大変深刻であります。これは町の行政の中でこういう点は今後どのように考えていくのか、大きな課題ではないかと思うんですが、この点についての答弁を求めたいと思います。

3点目といたしまして、以上の雪対策として私は提案したいのは、地域住民の協力がぜひとも必要ではなからうかと考えております。これらの作業を行うことは住民の協力がなくては実現できません。これが住民との協働作業であります。協働作業という協は農協の協であります。この協働作業が必要であります。

私たちが共産党の3人の議員が訪問いたしました新潟県の津南町は4メートルの積雪を記録しております。それらをどうしたのかと

いうと、住民の協力を求めてそういう方法を考えていたそうでございます。町では対応できない。初めから。私は、そういう点を考えてこれからいくべきではないか。これからの除雪だけでなしに、防災対策を含めて住民の協働事業がすぐ稼働するような行政としての立案を求めたいのであります。課長及び担当課の答弁を求めたいのであります。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のことしの大雪には中能登町でどのような集約をして討議をしたかというようなお話でございましたが、第1点目の大雪に対する討議、反省点でございますが、これは幾度となくその時期といいますが、時期をとらえてやってきております。その間、すぐにできるもの、あるいは予算を伴うものなどは選択をしてやってきたかというふうに考えております。

ちなみに、補正予算等で対応していただいたこともあります。今年度の予算に、例えば小型除雪機の補助ということで予算計上もさせていただきました。スノーボールの設置ということも予算化を計上させていただいております。

そういうことで、いろんな形において討議しているわけでございます。

なおかつ昨年、合併当時から旧鳥屋町で行ってありましたところの屋根雪落下防止、そういったところの啓発等も含めて屋根雪の対策等を講じていきたいと、そういうふうに考えております。

2点目の今後の大雪対策でございますけれども、この中にはやはり除雪路線が決まっていたわけでございますけれども、その除雪路線につきましても今後やはり見直しをかけていかなければならないというふうに考えております。

ただいま言われましたように、機械除雪のできないところの対応、これにつきましては島田議員からもご指摘ありましたように排雪等の方法でもって今後は対応していかなければならない、そういうような考えであります。

3点目の地域住民との協働で今後の除雪を行っていけばというような提言でございましたけれども、これはもっともなことだというふうに考えております。ひとり暮らしの老人世帯あるいは老夫婦の世帯がこれからますますふえていきますと、どうしても地域の方々の連携をもって除雪を進めていかなければならない。そういうような考えでありますので、この点につきましては早急に対策等をとっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいま答弁をいただきまして、答弁の内容についてはそれ以上のものはあり得ないと思うんです。

ただ、この協働作業というのはなかなか大変難しいものがあるかと思うんです。例えば、区長さん、町内会長さんは2年か1年かわる。そういう中でのそれらの方々を含めての作業でありますから、これらのシステムをやはりきちんとつくって、その方々も1年でやめられても次の方に引き継ぎできるような、そういうものがつくられていかなくは行政側も私は正直言って大変だと思うんです。そういうことをつけ加えておきたいと思っております。

次に、最後の4点目でございます。小さくても輝く誇りあるまちづくりに挑戦する津南町ということで、私、質問をさせていただきます。

議員の方々は、全国町村議長会より発行されている「地方議会人」2月号でございます。ぜひともこの2月号を読んでいただきたいと思うんです。この号に津南町の報告が載

っております。

この津南町は人口1万2,000人の小さな町であります。自立を決めまして合併しなくて1万2,000人でまちづくりをするということを決めた町であります。私は昨年11月27日、28日に津南町へ研修に行きまいりました。これらは広報1月号でも報告を載せていただきましたので、町民の方を含めて読んでおられると思うわけでありまして。

今回、議会の中で一般質問の中で報告をし、町長の見解を求めたいのであります。

まず、交付税、これは中能登町の地方交付税であります。合併協議会の財政シミュレーションによりますと、17年度予算では45億6,000万円が正式な予算に計上したのは44億7,500万円でありまして。18年度では43億3,300万円であったのが予算では40億7,500万円に減額されているわけでありまして。合併協議会の見積もりから見れば、18年度で2億5,800万円の減少であります。

これらは、私は、先ほど財政課長が言ったように大変厳しいものがあるかということとは承知いたしておりますが、こういうことになりますと今後のまちづくり、合併協議会で協議したまちづくりというのはどうなっていくのか。財政を考えた場合、大変厳しいものがあるかと思うんです。

3月7日の議案質疑の中で、私の質疑に答えて、中能登町の財政を考えると、課長は経常収支比率は大幅に増加することも考えられる、そう答弁をされております。私は、そういう中で今後望みたいのは、整合性あるまちづくり、これを望みたいのであります。

津南町でも大変厳しい財政が強いられられている中で、皆同じ自治体であります。その津南町は何をしたかであります。職員、住民が協働して事務事業の見直しを行ったのであります。

津南町は、事業は小さなものを入れまして1,147件あるそうでありまして。その中で縮

小を決めたのは129件、廃止を決めたのが145件を津南町は決定したそうでございます。

補助金であります。全体で193件中、縮小を決めたのは65件、廃止を決めたのは55件だそうでございます。大変厳しい判断をして、これからの財政に耐え得るまちづくりを考えているわけでありませう。

私は町長に求めたいのは、先ほど発言した合併協議会での計画した交付税と、実際に交付される交付税の乖離を考えた場合、中能登町も事業に対する、また補助金に対する総括を行う必要があるのではないかと思うわけでありませう。この点について行政の責任者としての見解を求めたいのでありませう。

答弁ひとつ簡単によろしくお願ひいたします。あと時間がないので、よろしくお願ひします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 今、交付税の減の話がありました。そのとおりだんだん厳しくなっているのが現状でありませう。

そういう中で、今言われましたように補助金にしてもこれから見直していかなければならない。今2年目でありませうけれども、これから各種団体においてもそんな話をしていかなければならないと思ひませうし、支出に関しましても17年度もう一度洗い直しをいたしまして、18年度に盛ってある予算につきましても厳しく精査をしながらやっていきたいと思ひませう。

おかげさまで経常収支比率が82.6%ということで、大変ほかの町から見ればいいわけでありませうので、そういう中をこれからも守っていくように、またいろんな面で合併交付税の基金も積ませていただきましたし、一日も早く今のケーブルテレビにいたしましても早い方がいいという、そういう意味もありませう、いろんなこともありませうけれどもお願ひをしているところでございませう。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 最後の質問に対して再質問をさせていただきます。

私は、質問の結びといたしまして、新潟県の津南町のまちづくり計画の中で、この「地方議会人」に載っているわけでありませうが、このように集約していることを報告いたしたいと思ひませう。

津南町は、約2カ年をかけて自立に向けたまちづくり報告書を職員と町民の皆さんとが協力して作成したということでありませう。そして、報告書はあくまでも作成することが目的ではなく、計画された事業を町民の皆さんとどう具体化していくことが最大の課題であるという、そういう決意を表明されてまとめておられます。

新生中能登町として生まれ、1年でありませう。杉本町長を初めとして、職員299名の皆さんにお願ひしたいのは、ひとつこういうまちづくりに向かって町民と一緒に協働計画を事業をつくっていく。私は、そのことをお願ひするものでありませう。

また、これらについても今後、私は町長の方量も問われてくると思ひませう。

以上、ちょうど時間でありませう。質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。失礼をいたしました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週の20日月曜日午後2時より本議場で開会をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございませう。

午後3時55分 散会

平成18年3月20日（月曜日）

出席議員（40名）

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
19番	伊賀昭治	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員
21番	山森功	議員			

欠席議員（1名）

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士 雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
監理課長補佐	田 中 栄 一	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第5号）

平成18年3月20日 午後2時開議

日程第1 議案第3号～議案第39号、請願第1号
（委員長報告・質疑・討論・採決）

（追加日程）

日程第2 発議第1号
（提案理由説明・採決）

日程第3 同意第1号
（説明・即決）

日程第4 閉会中継続調査の件

午後3時01分 開議

開 議

議長（作間七郎君） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は40人であります。

ただいまより定例会を再開し、本日の会議を開きます。

本日の会議の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（作間七郎君） 日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決

これより、本定例議会より付託をしておりました議案第3号より第39号並びに請願第1号の議案37件、請願1件を一括して議題といたします。

以上の案件の委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長 若狭 武君

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） それでは、総務常任委員会での審査の結果をご報告いたします。

本定例会から総務常任委員会に付託を受けた議案11件、請願1件につきましては、3月15日の午前10時より、烏屋庁舎の町社会福祉センター2階の第2研修室におきまして委員会を開催し、全委員の出席並びに作間議長及び町長、執行部の同席のもと、慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告をいたします。

会議の冒頭で、杉本町長から、本定例会に提出した町ケーブルテレビ事業関係条例並びに予算については、合併前からの懸案事項、また町長の公約事業として取り組んできたが、議会に対して十分な説明と理解を得ない

ままに進めてきたことに対し深くおわびするとともに、今後は議会の十分な説明と理解を得た上で事業の実施を進めていきたいとのあいさつがありました。

続いて議案の審議に入り、付託されました議案第3号から第37号までの議案11件については、それぞれ質疑を行い、執行部からの説明と解答を受けました。

議案審議の過程で委員から次の意見や要望の発言がありましたので、主な内容につきましてご報告をいたします。

1、合併後2年目にして既に財政調整基金の取り崩しが行われるなど早くも町の財政は大変逼迫しており、今後も厳しい財政事情が予想されることから、むだな事業実施やむやみな補助金の見直しなど支出を極力抑制して健全財政を進めるよう努力されたい。

2、平成18年度の目玉事業であるケーブルテレビ事業は多額の予算投資となることから、町当局は町民や議会に十分な説明と理解を求めるとともに、事業の実施に当たっては慎重に投資設備の選択や設備内容を検討し、後戻りの起きない事業の展開に努力されたい。

3、町祭のイベント事業など町単独費用での事業実施には積極的に補助金などを模索し、極力単費の抑制に努めていただきたい。

なお、本委員会では、特に議案第5号並びに議案第34号の中能登町ケーブルテレビ事業特別会計条例や予算について、各委員から多数の議論やこれまでの経緯に係る問題の提起が出され、これに対し、杉本町長から、今後は議会に十二分に相談し、十分な納得と理解が得られるよう説明するとともに、議会の理解が得られた上で事業を実施したいとの発言がありました。

最後に、請願1件については、慎重に審議し、その取り扱いについて協議をいたしました。

それでは、審査の結果について簡潔にご報

告をいたします。

議案第3号 中能登町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第4号 中能登町国民保護協議会条例の制定について

以上の議案2件については、賛成多数で原案どおり可決をいたしました。

続きまして、

議案第5号 中能登町ケーブルテレビ事業特別会計条例の制定

議案第7号 中能登町合併まちづくり基金条例の制定について及び

議案第9号 中能登町課制条例の一部を改正する条例について

以上の議案3件につきましては、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号 平成17年度中能登町一般会計補正予算は、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算は、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第34号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算。本議案に対しては、討論で2名の委員から発言があり、議会に十分な説明と理解のないままに本定例会に提出されたことは大変遺憾であるが、杉本町長からの発言にもあったように、今後、町民、議会への十分な説明と理解、総意を得た上で事業の実施を進めていただきたい。

また、本委員会で杉本町長が発言された内容については、議会最終日の委員長報告の後、議案採決の前に再度議会に対して発言していただきたいとの議員全員の総意であり、このことを踏まえ、議案第34号については、

全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして、

議案第36号 七尾鹿島広域圏事務組合規約の変更について及び

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

以上の議案2件につきましては、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

請願第1号 地籍調査の促進に関する請願につきましては、全会一致で採択いたしました。

以上、今回ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務常任委員会からの審査の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、民生常任委員会委員長 杉本平治君

〔民生常任委員長（杉本平治君）登壇〕

民生常任委員長（杉本平治君） それでは、民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

3月8日の午前10時より、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、委員9人の出席のもと民生常任委員会を開催し、当委員会に付託を受けました議案13件につきまして、町長並びに執行部も同席し、慎重に協議いたし審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、議案第6号の福祉等基金条例では、町民の方々からいただいたご寄附をきちんと積み立てをし、今後、高齢者や保健福祉等の推進を図る目的で運用するとの条例制定のことでありました。

次に、議案第8号の障害程度区分認定審査会の委員の定数については、障害者自立支援法の規定により認定審査会を設置するものであり、精神障害者医師1名、身体障害者関係者1名、知的障害者関係者2名、精神障害者

関係者、俗にいうケースワーカーでございますが、1名の計5名の委員を予定しているとのことであります。

議案第19号の敬老祝金の支給条例につきましては、対象者への祝金を予定していた口座振り込みを取りやめて9月にお一人お一人に現金を支給しており、今後、祝金を支給ではなく贈呈として取り扱いといたしたいとのことであります。

次に、議案第20号の健康ハウス憩の宿泊に関する条例の一部改正では、施設の宿泊に対する条件整備が整っていないことから条例の宿泊関係部分を削除するが、今後の使用方法等については有効に活用できるよう検討したいとの説明でありました。

委員からは、これまでもいろいろなスポーツ団体交流に有意義な活用がなされているので今後も継続してほしいとの発言や、町内の類似施設で宿泊条項のある施設もあることから統一性を図りたいとの発言があり、町側で調査し、今後、整合性のある対応を検討しながら皆さん方が利用しやすい施設の整備並びに条例の改正に努めるとのことです。

また、当委員会では、特に憩、天平の里、ゆうゆうの使用料金の整合性については今までに再三にわたり町当局に是正措置をお願いしてきましたが、一向にその改善案が示されていないことから、町民の公正、公平の立場からも早急に対応措置を講じていただくように申し出をいたしました。

次に、議案第21号の介護保険条例の一部改正では、介護保険法の改正に伴い、中能登町の介護保険料の基準月額を3,300円から4,300円に改正したいとの詳細な資料に基づいた説明がありました。

以後、議案第23号から第32号にかけての平成17年度一般会計並びに関連特別会計の補正予算、平成18年度一般会計並びに関連特別会計予算については、順次慎重に審査を行いま

した。

委員会の審議後に、町執行部から報告といたしまして、各種制度の負担軽減を図るために世帯分離をしたいとの申し出をされる方々が増加しているとのことであります。平成17年度では12件あったということでもあります。

町民の方々が受けられる各種制度の資格要件については住民基本台帳が基準となっていることから、今後こうした制度の盲点を利用して世帯分離については大変危惧をしており、介護保険等所得制限の軽減による町費出費の増加が予想されます。

このため、こうした行為を未然に防ぐ措置として、法的な制約はありませんが、生計が別なため世帯を分離したいとの申し出がありましたら、その確約書もしくは確認書に署名、捺印をいただくような手続をこれから行う予定です。石川県に確認をとったところ、特段問題はないとのことです。

町執行部からは、町民の方々からだんだん厳しくなったとの印象を与えることになるかもしれませんが、皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいとのことであります。

それでは、審査の結果につきまして簡潔に報告をいたします。

議案第6号 中能登町福祉等基金条例の制定について

議案第8号 中能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議案第19号 中能登町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

議案第20号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について及び

議案第21号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上の議案5件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第23号 平成17年度中能登町一般会計

補正予算

議案第24号 平成17年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第25号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算及び

議案第26号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

以上の補正予算議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算

議案第30号 平成18年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第31号 平成18年度中能登町介護保険特別会計予算及び

議案第32号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計予算

以上の新年度予算議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上、簡単でございますが、民生常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、産業建設常任委員会委員長 宮本空伸君

〔産業建設常任委員長（宮本空伸君）登壇〕

産業建設常任委員長（宮本空伸君） 産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

本定例会から産業建設常任委員会に付託を受けました議案9件につきましては、去る3月10日の午前10時より、鹿島庁舎2階の大ホールにおいて委員11名全員並びに作間議長の出席により委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審議の過程で発言のありました委員からの

意見や要望事項の主な内容についてご報告をいたします。

昨年12月からの大雪の除雪作業について、幹線道路の確保はもちろんのことだが、今後生活道路での幅員確保や自動車のすれ違いが十分に行われるよう検討を願いたい。また、消雪装置で十分な水源能力のない施設が見受けられることから、今後の消雪工事の計画実施に当たっては十分な水源が確保できるよう努力をされたい。

合併後の水道料金は最低料金で統一されたが、水道事業会計の収支での赤字補てんが生じており、今後、料金の見直しを含めて適正な水道事業の運営をされたい。

3つ目には、平成19年度から変貌する農業経営体系について、認定農業者や集落営農による交付金制度の取り扱いや今後の進め方をよりわかりやすく地区へ説明等指導を願いたい。

繊維産地振興助成補助金で、中能登町の基幹産業である繊維の歴史や商品等の物産を展示紹介する展示施設の設置については、十分な調査と資料の収集を行い、むだのない長期的なビジョンの計画を進められたい。

最後に、合併後の町道の路線名が重複してわかりにくいので、早急に統一化した路線名に改善されたい。

以上であります。

また、委員会後には、委員会として旧鹿島町の町道C-1号線及び町道の一部廃止路線、旧鹿西町の町道4号線及び金丸駅周辺のまちづくり交付金事業の現場を視察してきました。

最後になりますが、平成17年度事業で平成18年度へ繰り越されました各種事業につきましては、繰り越し後には適正な事業に着手されますようよろしくお願いいたします。

それでは、審査の結果につきまして簡潔にご報告いたします。

議案第22号 中能登町農業研修施設条例の

一部を改正する条例について

議案第23号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第27号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第28号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算

議案第33号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第35号 平成18年度中能登町水道事業会計予算

議案第38号 町道の路線認定について及び

議案第39号 町道の一部廃止について

以上、議案9件につきましては、いずれも全会一致で可決をいたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、教育常任委員会委員長 若狭明彦君

〔教育常任委員長（若狭明彦君）登壇〕

教育常任委員長（若狭明彦君） 教育常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

3月9日午前10時から、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、作間議長並びに町長、町執行部の同席のもと、委員10名全員の出席によりまして教育常任委員会を開催し、本定例会から付託を受けました議案10件につきまして執行部からの説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程で委員からの発言のありました主な内容についてご報告いたします。

初めに教育施設の有効利用についてであります。学校施設を除く教育施設は旧3町から数多く引き継がれておりますが、合併後1年を経過して実際に利用の極端に少ない施設が

見受けられ、その施設の維持管理費がむだとなつておりますので、そうした施設の統廃合化や別の利用形態も考慮した有効な活用を図っていただきたい。

また、本定例会で提出された各条例の改正案は、さきの議会の指摘事項や町民の要望を踏まえての改正ではあるが、その条例項目の内容で不備も見受けられることから、今後、適正な条例の改善を望む必要があると思われる。

さらに、条例で定められた使用料や観覧料などについても再度適正な見直しをされるとともに、財政多難な折からも条例の正しい運用による使用料や観覧料の徴収並びに施設の使用に努められたい。

次に、旧鹿島町で開催されていた石動山マラソンは、平成17年度予算に計上されていたが諸般の事情によりやむなく開催が断念された。この大会には町外からも毎年数多くの参加者があり、こうしたスポーツでの交流人口拡大は町の発展においても大変重要な意味合いも多く、今後は名称や内容が変わってもよいが、中能登町としてのほかにアピールし継続できるスポーツ交流の機会創設が望まれる。

また、旧3町から受け継がれた各種スポーツ大会で、いまだに旧町の名称を利用した大会が開催されている。それぞれには事情があるが、せっかく中能登町としての合併スタートしたことから、こうした大会の名称を中能登町として変更しアピールしていただくよう努力を願いたい。

続いて、ふるさと創修館に展示している曳山については、鳥屋地区の曳山が計画的に入れかえられているが、今後は中能登町全体としての展示としてほかの地区の曳山も展示されるよう計画されるとともに、展示室内の装飾やビデオ、展示物も今後の改善を望む。

以上であります。

なお、執行部から、最近学校の通学途中の

路上で不審者及び不審車両がいたとの情報が入り、すぐに警察に通報して対応措置を講じたが不審者を発見することができなかった。この事態を重く受けとめ、すぐに町内各学校に連絡し万全を期するよう注意を促したとの報告がありましたので、皆さんにご報告いたします。

それでは、付託されました議案の審査結果につきまして簡潔にご報告いたします。

審査の結果、

議案第11号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町まなびや館条例の一部を改正する条例について

議案第17号 中能登町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について

議案第18号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第23号 平成17年度中能登町一般会計補正予算及び

議案第29号 平成18年度中能登町一般会計予算

以上の議案10件につきましては、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

なお、報告いたしました審査結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 以上で委員会委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

す。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、町長より発言の申し出がありません。発言を許可いたしますか。

〔「はい」の声あり〕

議長（作間七郎君） 発言を許可いたします。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 3月15日、総務委員会におきまして冒頭に申し上げました言葉でありますけれども、再度皆さん方の前に申し上げたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

今定例会においてご提案申し上げましたケーブルテレビ事業についてであります。この事業は合併前からの懸案事項として、また私の公約として、中能登町における情報化の推進の重点事業として誠心誠意取り組んでまいりました。

事業実施につきましては、昨年から実施したいと思っていたわけでありまして、しかし議会に対しましては事業の詳細について事前に十分な説明ができず、また十分ご理解を得ないまま本日を迎えたことに対しまして、町長として深くおわびを申し上げたいと思っております。今後、議会の十分な納得とご理解が得られるよう説明をしていきたいと考えております。

なお、事業の実施につきましては、議会の十分にご理解が得られた上で実施したいと考えておりますので、ぜひとも今回の予算につきましてはお認めいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

こういうことであります。

議長（作間七郎君） 討論・採決

次に、上程議案、議案第3号より議案第39

号までの討論を行います。

討論の方はありませんか。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 私は、今定例会において議案第3号、議案第4号、議案第21号、議案第29号、議案第31号、以上6件について反対の討論を行います。

議案第3号 中能登町国民保護対策本部条例案及び第4号 中能登町国民保護協議会条例案については、さきの私の質問でも触れたとおり、国民保護法は、いわゆる日本有事の際に地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけられており、今回提案された2つの条例案はそれに基づくものであります。

国民保護法では、地方自治体には住民避難計画の作成のみならず、学校、公民館など地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくらせることにしております。つまり、この国民保護計画は、いわゆる日本有事の際に米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であります。したがって、国民保護計画は、国民の自由と権利を侵害するものにならざるを得ません。戦争への従事命令、国民の土地、建物の強制収用、物資の強制収用が国民の自由や権利の侵害につながることは明白であります。

次に、議案第10号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。現行より平均して4.8%の引き下げであります。人事院は国家公務員の勧告に基づくとしていますが、勧告は民間賃金をもとにして勧告していることにも示されているように、このことは賃金の引き下げの悪環境につながっていると考えます。定率減税の廃止による給与者の負担は大きいものがあります。

次に、議案第21号は、平成18年度から3カ

年間の介護保険料条例の一部を改正する条例であります。中能登町の介護事業の見直しと基準金額を1,000円引き上げて4,300円に改定するものであります。また、今回の改正により地域包括支援センターを設置することになり、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりをつくることが求められております。

保険料の引き上げは、高齢者にとって負担は大変であります。それに加えてホテル代、そして食事代も保険外に改正されたことは、高齢者にとって施設の利用負担は大きなものになります。

引き続きまして、議案第29号及び議案第31号は、先ほどの討論に述べた住民負担の増額を予算化するものであります。

合併後の中能登町として発足して正式予算編成は今回が初めてであります。今日までの中能登町福祉施策の継続は、今後とも住民の期待にこたえて、杉本町長が日ごろ発言している住んでいてよかったという町にするよう強く要望を行い、討論を終結するものであります。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。

41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、議案第34号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算案についての賛成討論を行います。

先ほど町長より再度にわたり発言がありましたが、本議案については、ご承知のように去る3月6日及び13日に開かれた議会全員協議会において、さらに15日に開かれた総務常任委員会で各議、委員からも多くの質疑があり、約18億円の膨大な事業計画案について十分な審議もなく、当局の唐突な議案提出に対し、これまでに見られない疑問の声が多く上がりました。

杉本町長はこれに対し、15日の総務常任委

員会の席上、「十分なご理解を得ないまま本日を迎えたことに対し、町長として深くおわび申し上げます。実施に当たっては、議会の十二分な納得とご理解を得られた上で実施したいと思っておりますので、ぜひ今回の予算に対しお認めを願いたい」。なお、16日開かれた本会議での私の一般質問に対しても、このことを再確認をされました。

したがいまして、事業推進に当たっては、日進月歩の技術革新の情勢の中において架線網は永久的なものではなく、台風、災害などの場合における架線の切断と緊急事態発生時における地元業者の協力が特に必要となり、地元業者抜きにしての保守管理は不可能であることを重視し、そのための地元業者の育成と協力体制を整え、議会とともにさらに調査検討を重ね、主観的ではなく、あくまでも客観的な立場に立ち、後顧の憂いなく十分な町民と議会の理解、納得の上に立ち事業を推進されることを強く求め、本議案に対するとこの条件つき賛成をするものであります。

以上をもって賛成討論を終わります。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第3号から議案第22号の条例関係議案20件の採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号から9号、議案第11号から20号及び22号の条例関連議案16件の議案についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から9号、議案第11号から20号及び22号の議案16件は原案のとおり

り可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第3号、4号、10号、21号の条例関係議案について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号、4号、10号、21号についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。議案第3号、4号、10号、21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。よって、議案第3号、4号、10号、21号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第23号より議案第28号までの平成17年度一般会計及び特別会計など補正予算議案6件を一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第23号より28号までの議案6件についての委員長報告は、全会一致で可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号、24号、25号、26号、27号、28号は、原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第30号平成18年度老人保健特別会計予算、議案第32号国民健康保険特別会計、議案第33号下水道事業特別会計、議案第35号水道事業会

計、各平成18年度予算議案4件を一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第30号、32号、33号、35号の議案4件についての委員長報告は、全会一致で可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号、32号、33号、35号の議案4件は、原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第29号平成18年度一般会計予算及び議案第31号 介護保険特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号、31号についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。よって、議案第29号、第31号は、原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第34号中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算についての採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第34号についての委員長報告は、全会一致で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第36号、37号、38号、39号の議案4件を一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第36号から39号までの議案4件の委員長報告は、全会一致で可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、37号、38号、39号は、原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、請願の採決に入ります。

請願第1号 地籍調査の促進に関する請願を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。この請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

追加日程

議長（作間七郎君） 追加日程

次に、日程第2 発議第1号 中能登町議会議員の定数を定める条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

亀野富二夫君

〔 9 番（亀野富二夫君）登壇 〕

9 番（亀野富二夫君） ただいま上程を賜りました発議第 1 号 中能登町議会議員の定数を定める条例について、本文朗読を省略して提案理由の説明をいたします。

さきの 12 月定例会で上程し、可決しました中能登町議会議員定数減員条例につきましては、地方自治法が改正されておりましたので、今回改めまして中能登町議会議員の定数を定める条例として地方自治法第 112 条及び中能登町議会会議規則第 14 条の規定により本定例会の議案として提出するものであります。

なお、議員定数は、さきの条例と同じく 20 人であります。

よろしく願い申し上げまして、本条例の提案理由の説明といたします。

議長（作間七郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については即決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は即決することに決しました。

これより発議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

議長（作間七郎君） ここで、資料配付のために 10 分間休憩をいたします。

午後 3 時 59 分 休憩

午後 4 時 10 分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程

議長（作間七郎君） 追加日程

日程第 3 同意第 1 号

お諮りいたします。

ただいま町長より、同意議案第 1 号 中能登町助役の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、追加日程 同意議案第 1 号 助役の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま私、助役の任命につきということを行いました、これを撤回いたしまして、助役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

同意第 1 号は、助役の選任についてであります。

今回、助役として議案の方が最適任者であると信じ、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては平成 18 年 4 月 1 日からといたしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

以上、簡単でございますが私の説明を終わります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いいたします、提案理由の説明を終わります。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由説明が終わりました。

議案は人事案件でもあり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 全会一致で異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

追加日程

議長（作間七郎君） 追加日程

日程第4 閉会中の継続調査の件

ここで、閉会中の継続調査を議題といたします。

議会運営委員長、総務常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長、教育常任委員長より、会議規則第75条の規定による所掌事務、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

閉議・閉会

議長（作間七郎君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

平成18年第2回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございます。

午後4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員

署名議員